

4 . 保育施設整備計画内訳

2017 年度(平成 29 年度)から 2019 年度における整備計画の内訳は以下のとおりです。 2018 年(平成 30 年)2 月 1 日現在

保育施設等	2017年度 整備内容 (平成29年度)	整備 定員数 (人)	2018年度 整備内容 (平成30年度)	整備 定員数 (人)	2019年度 整備内容	整備 定員数 (人)	合 計 (人)
認可保育所	10園(整備) 1ブロック(柳原一丁目) 2ブロック(江北四丁目) 3ブロック(扇一丁目) 4ブロック(梅島三丁目) 5ブロック(中央本町五丁目) 6ブロック(綾瀬六丁目) (東和二丁目) 8ブロック(六町二丁目) 11ブロック(西新井四丁目) 13ブロック(舎人五丁目)	65 76 60 65 65 82 60 76 70 65	15園(整備) 1ブロック(旧千住消防署跡地) (千住曙町) 2ブロック(江南住区センター) (扇二丁目) 3ブロック(扇三丁目) 4ブロック(梅島二丁目) 6ブロック(加平一丁目) (綾瀬一丁目) (綾瀬四丁目) (綾瀬六丁目) 7ブロック(大谷田三～五丁目) (加平三丁目) (北綾瀬駅北側) 11ブロック(西新井六丁目) (栗原職員寮跡地)	90 60 90 60 80 73 120 60 71 60 60 97 60 71 90	17園(整備) 1ブロック(千住地域) (千住地域) 2ブロック(江北地域) (江北・扇地域) 3ブロック(興野地域) 4ブロック(西新井駅周辺) (梅田地域) 5ブロック(青井地域) (足立清掃事務所 中央本町分室) 6ブロック(東和地域) 7ブロック(辰沼・佐野地域) 8ブロック(平野地域) 9ブロック(保木間地域) 10ブロック(島根地域) 12ブロック(江北・谷在家地域) 13ブロック(東伊興地域) (舎人地域)	80 80 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	2886
	1園(整備) 5ブロック(中央本町四丁目) 5園(廃止) 認可化(3園)廃止(2園)	40 -112	4園(公募・整備) 全ブロック(4施設×30人)	120	4園(公募・整備) 全ブロック(4施設×30人)	120	
認証保育所							168
家庭的保育			補助者配置による(実施予定)	10	補助者配置による(実施予定)	10	20
小規模保育	1施設(整備) 8ブロック(六町二丁目) 2施設(環境整備基準整備) 2ブロック(新田一丁目) 10ブロック(島根四丁目)	19 15 16			1施設(環境整備基準整備) 1ブロック(千住一丁目)	19	69
(私立)認定こども園	1園(廃止) 認証保育所部分を認可化	-61		0		0	-61
公設民営認可外 保育施設		0		0		0	0
既存保育施設	増改築(3園) 認証の認可化(4園) 定員変更	44 309 38	増改築(2園) 定員変更	30 -6			415
	2017年度 合計(人) (平成29年度)	992	2018年度 合計(人) (平成30年度)	1296	2019年度 合計(人)	1209	3497

足立区待機児童解消アクション・プランは区HPからダウンロードできます。
区のデータ・資料 > 区政運営 > 計画・報告 > 計画・指針 > 子育て・教育
スマホ・タブレットからは右の二次元バーコードからアクセス可能です。

2018 年(平成 30 年)2 月発行
発行元：足立区教育委員会
待機児対策室 待機児ゼロ対策担当課
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL03-3880-5759 FAX03-3880-5641

足立区
ADACHI CITY

足立区待機児童解消アクション・プラン

【2018 年(平成 30 年)2 月概要版】

資料 1

足立区では、待機児童の解消と多様化する保育ニーズに的確に対応するため、待機児童解消アクション・プランを策定し、各地域の状況等进行分析したうえで、施設整備や利用者支援などの取り組みを行っています。

今回、2017 年(平成 29 年)11 月に区内の子育て世帯 6,930 世帯を対象として実施した保育ニーズ調査の結果に基づきアクション・プランを改定しました。

1 . 保育ニーズ調査結果

調査結果による「保育ニーズ量」と2017 年(平成 29 年)8 月改定版アクション・プランの「定員計画数」を比較しました。



2020 年 4 月、全ての年齢区分で「定員計画数」が「保育ニーズ量」を上回る見込み

2 . 施設整備方針の変更

大規模な住宅開発による短期的で局所的な保育ニーズの集中などを考慮すると、0 歳児の定員計画数には余裕が少なく十分な定員数とは言えないため、0 歳児の定員計画数を 102 人拡大する整備方針の変更を行いました。なお、変更後における人口に対する定員数の割合(全年齢)は 54.66%であり、2017 年(平成 29 年)8 月改定版アクション・プランで目標とした「保育需要率 50%」に対応した定員数を確保できる見込みです。

変更前		変更後	
直近の実績を踏まえた 2020年4月の定員見込み数(人)		2020年4月 定員計画数(人)	人口に対する 定員数の割合
0歳児	1,493	1,595	32.51%
1～2歳児	6,298	6,152	59.95%
3～5歳児	9,394	9,237	58.08%
全年齢	17,185	16,984	54.66%

0 歳児の整備定員を 102 人拡大、保育需要率 50%に対応した定員数を確保

3 . 施設整備以外の新たな取り組み

(1)企業主導型保育事業

企業主導型保育事業の保育従事職員の処遇を改善する補助を開始

(2)定期利用保育事業

2018 年度(平成 30 年度)に認可保育所 5 園で定期利用保育事業を実施予定

(3)幼稚園の預かり保育

長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園への支援を拡充

施設整備MAP

2017年度（平成29年度）～2019年度



：認可保育所 × 42



：小規模保育 × 4



：認証保育所 × 9（地域未定含む）



：整備中（数字は整備年度を示す）



：2019年度整備予定地域

舎人・東伊興地域

- ・全年齢児の定員不足
- ・大規模な戸建住宅開発

鹿浜地域

- ・0～2歳児の定員不足
- ・西新井大師西駅への通勤動線

江北・新田地域

- ・1歳児の定員不足
- ・エリアデザイン地域

興野・本木地域

- ・0、1歳児の定員不足
- ・江北、高野駅への通勤動線

梅田地域

- ・駅周辺の高い保育需要
- ・1～2歳児の定員不足

千住地域

- ・大規模マンション開発
- ・1歳児の定員不足

中央本町地域

- ・認証保育所の閉園
- ・青井駅への通勤動線

綾瀬地域

- ・認証保育所の閉園
- ・亀有駅への通勤動線

竹の塚地域

- ・大型マンション開発

花畑・保木間地域

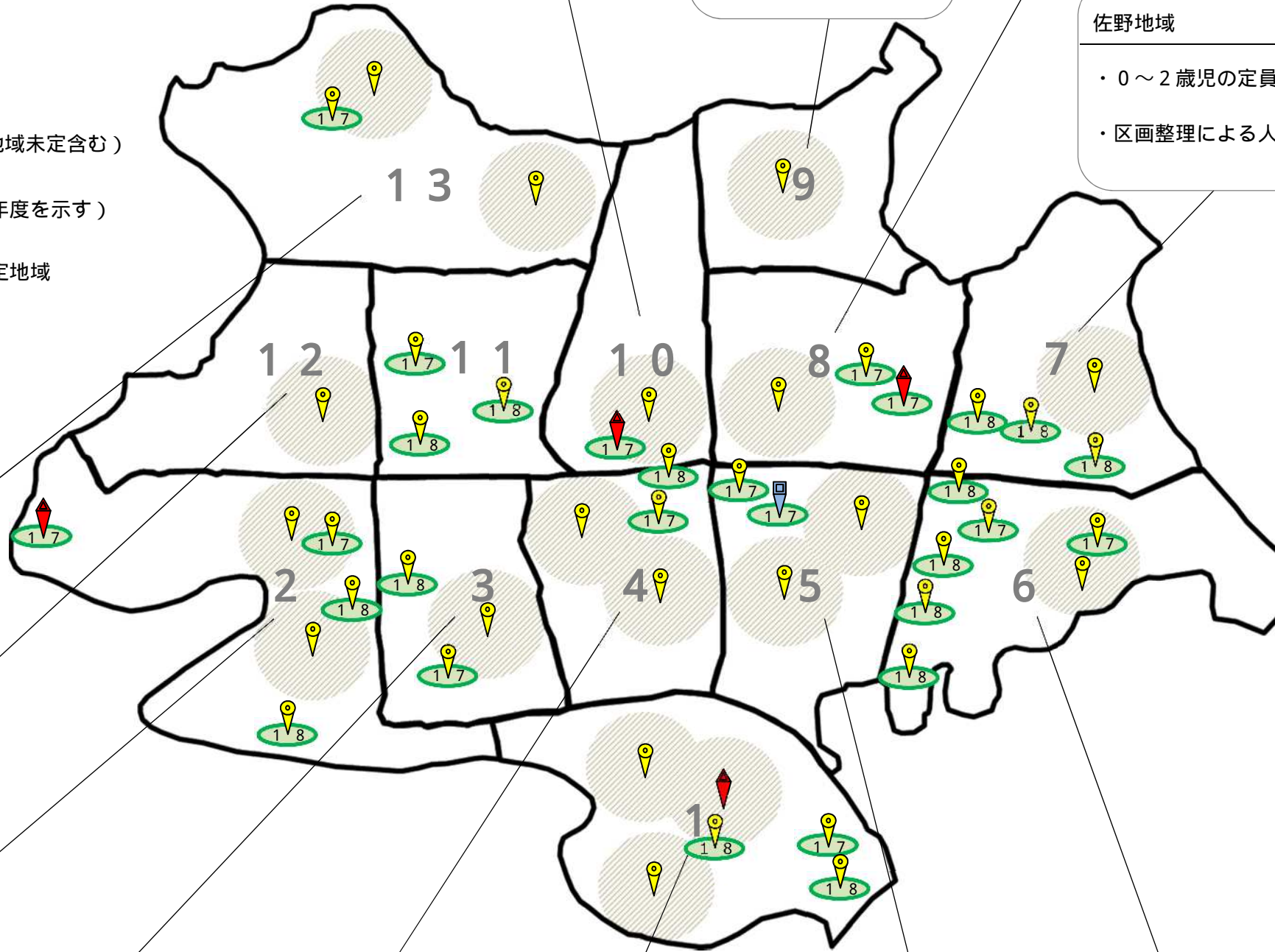
- ・0歳児の定員不足
- ・エリアデザイン計画

保塚・六町地域

- ・1歳児の定員不足

佐野地域

- ・0～2歳児の定員不足
- ・区画整理による人口増



施設整備定員数（2017年度（平成29年度）～2019年度）

1ブロック 千住地域		9ブロック 花畑・保木間地域	
0歳	36人	0歳	6人
1-2歳	123人	1-2歳	21人
3-5歳	273人	3-5歳	33人
合計	432人	合計	60人
2ブロック 江北・新田地域		10ブロック 竹の塚地域	
0歳	33人	0歳	6人
1-2歳	121人	1-2歳	45人
3-5歳	207人	3-5歳	36人
合計	361人	合計	87人
3ブロック 興野・本木地域		11ブロック 伊興・西新井地域	
0歳	20人	0歳	21人
1-2歳	85人	1-2歳	65人
3-5歳	132人	3-5歳	145人
合計	237人	合計	231人
4ブロック 梅田地域		12ブロック 鹿浜地域	
0歳	27人	0歳	6人
1-2歳	82人	1-2歳	38人
3-5歳	179人	3-5歳	45人
合計	288人	合計	89人
5ブロック 中央本町地域		13ブロック 舎人・東伊興地域	
0歳	13人	0歳	18人
1-2歳	70人	1-2歳	66人
3-5歳	115人	3-5歳	108人
合計	198人	合計	192人
6ブロック 綾瀬地域		認証保育所 地域指定なし	
0歳	39人	0歳	48人
1-2歳	158人	1-2歳	192人
3-5歳	315人	3-5歳	0
合計	512人	合計	240人
7ブロック 佐野地域		家庭的保育（定員増）	
0歳	30人	0歳	6人
1-2歳	94人	1-2歳	14人
3-5歳	153人	3-5歳	0
合計	277人	合計	20人
8ブロック 保塚・六町地域		足立区全体	
0歳	30人	0歳	339人
1-2歳	90人	1-2歳	1264人
3-5歳	153人	3-5歳	1894人
合計	273人	合計	3497人

整備地域選定にあたって

- ・30年4月入所申込の状況、地域別の人口動態
- ・大規模開発やエリアデザインによる、まちの変化
- ・各鉄道駅までの自転車や徒歩による、通勤動線

以上の内容を反映させました。

足立区待機児童解消アクション・プラン

【2018 年(平成 30 年)2 月改定版】

“待機児ゼロ”の^ま^ち足立区へ！

～ 地域の実情に合わせた施設整備と利用者支援 ～

(2017 年度(平成 29 年度)～2019 年度)

足立区



目次

1. はじめに	1
1.1 改定方針	1
1.2 待機児ゼロに向けた取り組み	1
2. 保育ニーズ調査結果に基づく施設整備方針の見直し	3
2.1 保育ニーズ調査結果	3
2.1.1 子育て世帯への保育ニーズ調査結果概要	3
2.1.2 年齢別保育ニーズ調査結果	4
2.2 待機児童解消のための十分な定員確保の検討	5
2.3 整備方針の変更	6
2.3.1 定員拡大量・定員計画数	7
2.3.2 計画変更後における「予備定員」の検討	8
2.3.3 施設整備計画の変更	9
2.3.4 各年度保育ニーズ量と整備計画	10
2.4 その他の新たな保育需要予測のための取り組み状況	10
3. 2017年度（平成29年度）から2019年度の施設整備の取り組み	13
3.1 整備地域の決定・変更	13
3.2 ブロック別の施設整備計画	14
3.3 年度別・施設別の保育施設整備計画内訳	17
3.4 公有地の活用推進	18
3.5 整備・運営事業者の公募方法の見直し	19
4. 施設整備以外の取り組み状況	21
4.1 企業主導型保育事業への支援【新規】	21
4.1.1 企業主導型保育事業について	21
4.1.2 保育従事職員の処遇を改善する補助（保育士等キャリアアップ補助金）の実施	21
4.2 定期利用保育事業の実施【新規】	22
4.3 幼稚園の預かり保育の充実【新規】	23
4.4 保育士確保・定着対策	24
4.4.1 保育士就職相談会や潜在保育士向けの再就職セミナーの継続実施	24
4.4.2 保育士への経済的支援策の拡充	25
4.4.3 保育士等の子どもの入所調整指数の加算	25
4.5 多様な保育施設の利用促進	26
4.5.1 保育コンシェルジュによる利用者支援	26
4.5.2 保育施設利用申込案内の改善及び小規模保育・家庭的保育のPR	27
4.5.3 家庭的保育における給食提供	27
4.5.4 小規模保育・家庭的保育の卒園後の預け先の確保	27
4.5.5 東京都認証保育所の利用者助成制度	27
4.6 認証保育所の認可化移行支援	28

用 語 説 明

- 「待機児童数」 調査日時点において、保育の必要性の認定がされ、認可保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）の利用申込がされているが、利用していないものから、東京都認証保育所や幼稚園の預かり保育等を利用している児童と、私的な理由で待機している児童を除外した数（国定義の待機児童）
- 「保育需要率」 対象年齢人口に対する保育需要数の割合
- 「保育需要数」 認可保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）、認証保育所、公設民営認可外保育、幼稚園（預かり保育）、企業主導型保育及び、子育て応援隊（月ぎめ保育）を利用している児童数（管外利用者を含む）に待機児童数を加えた数
- 「保育ニーズ調査」 各自治体で『子ども・子育て支援事業計画』を策定するにあたり、潜在的な需要を含めた保育サービスのニーズ量を算出するため、国が全国統一で定めた調査様式を基本として実施する調査です。足立区では 2013 年度（平成 25 年度）に区内の子育て世帯 6,000 世帯を対象に一回実施しています（回答約 3,000 世帯）。

1. はじめに

足立区では、待機児童の解消と多様化する保育ニーズに的確に対応するため、2012年度(平成24年度)から区内を13ブロック49地域に細分化して保育の必要量を算定し、保育施設整備計画「待機児童解消アクション・プラン」を作成してきました。2015年度(平成27年度)からは、本プランを「足立区子ども・子育て支援事業計画」(2015年(平成27年)3月策定)の実施計画と位置づけています。2017年(平成29年)4月に、保育需要の急激な伸びにより待機児童数が増加したことを受け、同年8月に改定したアクション・プランにおいて施設整備計画を見直し、2017年度(平成29年度)から2019年度の3年間で3,665人分の定員を拡大して2020年4月の待機児ゼロを目指すこととしました。

1.1 改定方針

2017年(平成29年)11月に実施した子育て世帯への保育ニーズ調査結果を踏まえ0歳児の整備量を拡大するなど、2017年(平成29年)8月に改定したアクション・プランの施設整備計画を見直します。施設整備にあたっては、公有地の活用を一層推進するほか、運営事業者の公募方法やスケジュールの見直しを行い、幅広い運営主体の参入を促進していきます。また、施設整備以外の取り組みとして、新たに開設する認可保育所の空きスペースを活用して定期利用保育事業を実施するなど、多様な手法を導入して受入枠を拡大していきます。

1.2 待機児ゼロに向けた取り組み

今回の改定では、以下の取り組みを行います。

保育ニーズ調査結果に基づく施設整備方針の見直し

→ P.3

2017年度(平成29年度)から2019年度の施設整備の取り組み

→ P.13

施設整備以外の取り組み状況

→ P.21

保育ニーズ調査結果に基づく

施設整備方針の見直し

2. 保育ニーズ調査結果に基づく施設整備方針の見直し

2017 年(平成 29 年)4 月に待機児童数が増加したことを踏まえ、区ではこれまでの実績に基づく需要予測の考え方を抜本的に見直し、東京都が示している「平成 32 年度までに就学前児童人口に対する保育サービス利用児童数を 50%に対応できるよう整備を推進する」方針と同等の施設整備を行う方針としました。

この方針に基づき、同年 8 月に改定した「足立区待機児童解消アクション・プラン」では、2020 年 4 月に保育需要率 50%に対応することを目標に、2017 年度(平成 29 年度)から 2019 年度の 3 年間で既存施設の定員増を含めて合計 3,665 人分の保育定員拡大を行う整備計画を策定しました。

今回、アクション・プランの整備計画で待機児童を解消できるかを確認するため、子育て世帯への「保育ニーズ調査」を実施し、保育ニーズ量の見込みを算出しました。

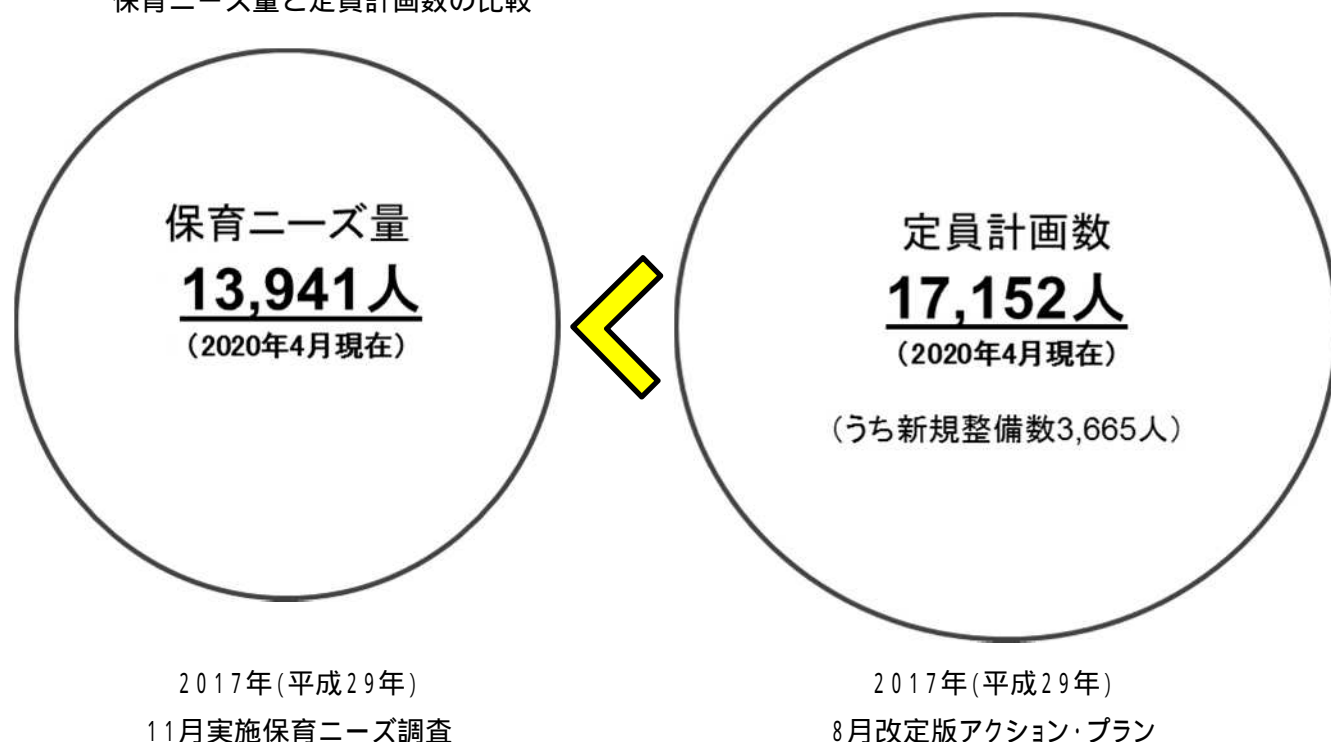
2.1 保育ニーズ調査結果

全ての年齢区分で「定員計画数」が「保育ニーズ量」を上回る見込み

2.1.1 子育て世帯への保育ニーズ調査結果概要

2017 年(平成 29 年)11 月に区内の子育て世帯 6,930 世帯を対象として保育ニーズ調査を実施しました。この結果、2020 年 4 月に見込まれる保育ニーズ量は 13,941 人であり、2017 年度(平成 29 年度)8 月に策定したアクション・プランの定員計画数(17,152 人)が保育ニーズ量を上回る結果となりました。

保育ニーズ量と定員計画数の比較



2.1.2 年齢別保育ニーズ調査結果

2020 年 4 月の「保育ニーズ量」と「定員見込み」を年齢区分別に比較した結果、2020 年 4 月は全ての年齢区分において「定員見込み」が「保育ニーズ量」を上回っています。本調査結果では、2020 年 4 月の保育需要率は、全年齢で約 45%となる見込みです。

なお、2017 年(平成 29 年)8 月改定版アクション・プランでは、「保育需要率 50%に対応した施設整備」を目指し、人口に対して約 55%の保育定員数の整備を計画しています。

保育ニーズ量・定員見込み比較(年齢区分別)

年齢区分	保育ニーズ調査			アクション・プラン計画 2017年(平成29年)8月改定版	
	2020年4月 保育ニーズ量 (人)	保育需要率		2020年4月 定員見込み (人) 2	定員 / 人口 3
0歳児 1	1,390	28.33%	<	1,493	30.43%
1～2歳児	5,049	49.20%	<	6,298	61.37%
3～5歳児	7,502	47.17%	<	9,394	59.07%
全年齢	13,941	44.87%		17,185	55.31%

- 1 0歳児の保育ニーズ量は、保育ニーズ調査において「1歳になるまで育児休業を取得する」と回答のあった児童を保育ニーズから除外する等の補正を行い、現に保育が必要な児童のニーズ量を算定
- 2 2018 年(平成 30 年)2 月 1 日現在における運営事業者の選定状況や整備の進捗状況を踏まえた 2020 年 4 月の定員見込み
- 3 年齢区分ごとの人口に対する保育定員数の割合(%)

2.2 待機児童解消のための十分な定員確保の検討

局所的な保育ニーズの集中などを考慮すると、0歳児の定員は十分ではない

大規模な戸建て住宅の開発などにより、短期間で局所的に保育ニーズが増加することがあります。保育施設の開設には、1～2年程度の期間が必要となるため、待機児童の解消のためには予め十分な定員を確保することが必要と考えています。

また、毎年4月時点では利用されない「空き定員」(1)が発生しています。空き定員が発生する主な理由は、保育施設の所在地・開所時間等が利用者の希望と必ずしも完全には合致しないことなどが挙げられます。そのため、局所的な保育ニーズに対応するためには、空き定員を除いても保育ニーズを受け止めきれない定員の余裕(以下「予備定員」とする。)の確保が必要と考えています。

そこで、2017年(平成29年)4月と同数の空き定員が発生すると仮定し、年齢区分ごとの「予備定員」の算出を行いました(下表)。この結果、2020年4月において、0歳児は予備定員が少なく、十分な定員数とは言えないことが分かりました。一方、1歳児以上については予備定員が多く、現行の計画で十分な定員数が確保できる見込みです。

空き定員を踏まえた定員見込み・保育ニーズ量の比較(年齢区分別)

年齢区分	2020年4月 定員見込み (人)①	2020年4月 保育ニーズ量 (人)②	2017年4月 空き定員 (人)③	予備定員 (人) ①-②-③
0歳児	1,493	1,390	94	9
1～2歳児	6,298	5,049	134	1,115
3～5歳児	9,394	7,502	508	1,384
全年齢	17,185	13,941	736	2,508

1 「空き定員」について

足立区では、保育コンシェルジュの相談や、家庭的保育・小規模保育の卒園児の預け先確保により多様な保育施設の利用を促進することで空き定員の縮減に努めています。

なお、例年4月時点で発生している「空き定員」は、年度途中の出生児や転入児童の受け皿としての役割を果たしており、年度途中にほぼ解消しています。

2.3 整備方針の変更

0歳児の整備量拡大など整備方針の見直しを実施

保育ニーズ調査の結果及び、直近の施設整備の進捗状況を踏まえ、2020年4月の待機児童解消に向けて解決すべき課題を以下の2点に整理しました。

課題1 0歳児については現行の整備計画では十分な定員が確保できない見込みであること

課題2 認証保育所は公募に参加する事業者が不足しており、2017年度(平成29年度)整備において1園が公募不調になるなど新規整備が困難になっていること

こうした課題に対応するため、2017年(平成29年)8月改定版アクション・プランの整備方針を以下のとおり変更します。

	整備方針の変更
課題1	2019年度に整備する認可保育所17園は1歳児からの保育施設として公募することを予定していたが、0歳児の喫緊の需要に対応するため、 <u>0歳児から定員設定することを可能とする(下図参照)</u> 。
課題2	2018～2019年度に各4園を整備する認証保育所(計8園)について、地域を限定せず個別相談に応じて整備を目指すとともに、公募の進捗や保育需要の状況に合わせ柔軟に活用できるよう整備する(1)。

1 足立区における認証保育所制度の考え方については、P.28(4)参照

認可保育所の定員設定の変更

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
変更前(74人定員)	0	14	15	15	15	15	74



	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
変更後(60人定員)	6	10	11	11	11	11	60
変更後(80人定員) 【千住地域】	6	10	11	15	19	19	80

変更後において1歳児以上の定員が減少するのは、変更前と同程度の保育士数で運営できる定員を想定しているためです。ただし、千住地域においては3歳児以降の定員数が不足する可能性があるため、3～5歳児の定員を上乗せしています。なお、上記定員数については、計画上の定員数であり、整備・運営事業者の提案により、実際に整備される定員数とは異なる場合があります。

2.3.1 定員拡大量・定員計画数

定員拡大量は、2019年度整備の認可保育所の定員設定を変更したことにより1歳児以上の定員拡大量が縮小し、全年齢では201人減少しましたが、0歳児は102人拡大しています。

2020年4月の定員計画数は16,984人となり、人口に対する保育定員数の割合は変更前から0.65ポイント減の54.66%であり、変更後においても保育需要率50%に対応した保育定員数が確保される見込みです。

変更前後の定員拡大量比較：2017年度（平成29年度）～2019年度整備分

（単位：人）

年齢区分	変更前 定員拡大量 (見込み) ①	変更後 定員拡大量 (計画数) ②	増減 ②-①
0歳児	237	<u>339</u>	102
1～2歳児	1,400	<u>1,264</u>	▲ 136
3～5歳児	2,061	<u>1,894</u>	▲ 167
全年齢	3,698	<u>3,497</u>	▲ 201

1 2018年(平成30年)2月1日現在における整備・運営事業者の選定状況や、整備の進捗状況を踏まえた2017年度(平成29年度)から2019年度における定員拡大量の見込みです。このため、2017年(平成29年)8月改定版アクション・プランの定員拡大量(全年齢3,665人)とは異なります。

変更前後の定員計画数比較：2017年度（平成29年度）～2019年度整備分

年齢区分	変更前 (2017年(平成29年)8月改定版)			変更後 (2018年(平成30年)2月改定版)	
	2020年4月 定員見込み (人)	定員 / 人口		2020年4月 定員計画数 (人)	定員 / 人口
0歳児	1,493	30.43%		<u>1,595</u>	<u>32.51%</u>
1～2歳児	6,298	61.37%		<u>6,152</u>	<u>59.95%</u>
3～5歳児	9,394	59.07%		<u>9,237</u>	<u>58.08%</u>
全年齢	17,185	55.31%		<u>16,984</u>	<u>54.66%</u>

2 2018年(平成30年)2月1日現在における整備・運営事業者の選定状況や、整備の進捗状況を踏まえた2020年4月の定員見込みです。このため、2017年(平成29年)8月改定版アクション・プランの計画定員数(全年齢17,152人)とは異なります。

2. 保育ニーズ調査結果に基づく施設整備方針の見直し

(参考) アクション・プラン変更前後の年度別・定員拡大量比較

2017年度 (平成29年度) 整備計画数	2018年度 (平成30年度) 整備計画数	2019年度 整備計画数	2017年度 (平成29年度) 整備実績(見込)	2018年度 (平成30年度) 整備計画数	2019年度 整備計画数
・認可保育所 10園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 4園	・認可保育所 15園 ・認証保育所 4園	・認可保育所 17園 ・認証保育所 4園 ・小規模保育 1施設	・認可保育所 10園 ・認証保育所 1園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 4園	・認可保育所 15園 ・認証保育所 4園	・認可保育所 17園 ・認証保育所 4園 ・小規模保育 1施設
計 1,061人 (内、0～2歳児 463人)	計 1,197人 (内、0～2歳児 588人)	計 1,407人 (内、0～2歳児 642人)	計 992人 (内、0～2歳児 389人)	計 1,296人 (内、0～2歳児 606人)	計 1,209人 (内、0～2歳児 608人)

改定前
【2017年(平成29年)8月アクション・プラン】

合計 3,665人

➡

改定後
【2018年(平成30年)2月アクション・プラン】

合計 3,497人

2.3.2 計画変更後における「予備定員」の検討

計画変更後における「予備定員」の状況は下表のとおりです。各年齢区分で多くの「予備定員」が見られ、2020年4月時点で待機児童を解消するための十分な定員数が確保できる見込みです。

なお、計画変更により1～2歳児の定員拡大量を縮小したことにより、局所的に待機児童数が増加することのないよう、定期利用保育事業など多様な保育の一層の利用促進を図ることで1～2歳児の保育需要に対応していきます(「4.施設整備以外の取り組み」(P.21～29)参照)。

年齢区分	変更前 (2017年(平成29年)8月改定版)					変更後 (2018年(平成30年)2月改定版)			
	2020年4月 定員見込み (人)①	2020年4月 保育ニーズ量 (人)②	2017年4月 空き定員 (人)③	予備定員 (人) ①-②-③		2020年4月 定員計画数 (人)①	2020年4月 保育ニーズ量 (人)②	2017年4月 空き定員 (人)③	予備定員 (人) ①-②-③
0歳児	1,493	1,390	94	9	➡	<u>1,595</u>	1,390	94	<u>111</u>
1～2歳児	6,298	5,049	134	1,115		<u>6,152</u>	5,049	134	<u>969</u>
3～5歳児	9,394	7,502	508	1,384		<u>9,237</u>	7,502	508	<u>1,227</u>
全年齢	17,185	13,941	736	2,508		<u>16,984</u>	13,941	736	<u>2,307</u>

2.3.3 施設整備計画の変更

2018 年(平成 30 年)4 月入所申込状況や、新たな開発計画による人口増加などの状況を踏まえ、整備地域の決定・変更を行います。

なお、個別の整備地域の決定理由については、「3. 2017 年度(平成 29 年度)から 2019 年度の施設整備の取り組み」(P.13～16)をご覧ください。

施設整備計画の変更点

種別	整備年度	変更前の整備地域 2017 年(平成 29 年) 8 月改定版 アクション・プランによる	計画 定員 (人)	変更後の整備地域 (<u>下線部</u> は変更点)	計画 定員 (人)
認可 保育所	2019	2 ブロック 江北・扇地域	74	2 ブロック 江北・扇地域	<u>60</u>
		5 ブロック 足立清掃事務所 中央本町分室	74	5 ブロック 足立清掃事務所 中央本町分室	<u>60</u>
		未定 15 園(各 74 人)	計 1,110	<u>1 ブロック 千住地域(2 園)</u> (各 <u>80</u> 人) <u>2 ブロック 江北・新田地域(1 園)</u> <u>3 ブロック 興野・本木地域(1 園)</u> <u>4 ブロック 梅田地域(2 園)</u> <u>5 ブロック 中央本町地域(1 園)</u> <u>6 ブロック 綾瀬地域(1 園)</u> <u>7 ブロック 佐野地域(1 園)</u> <u>8 ブロック 保塚・六町地域(1 園)</u> <u>9 ブロック 花畑・保木間地域(1 園)</u> <u>10 ブロック 竹の塚地域(1 園)</u> <u>12 ブロック 鹿浜地域(1 園)</u> <u>13 ブロック 舎人・東伊興地域(2 園)</u> (各 <u>60</u> 人)	計 <u>940</u>
認証 保育所	2018	1 ブロック 千住地域	30	<u>地域を指定せず随時整備</u>	計 240
		4 ブロック 梅島地域	30		
		6 ブロック 綾瀬地域	30		
		13 ブロック 竹ノ塚駅西側	30		
	2019	未定 4 園(各 30 人)	計 120		

2.3.4 各年度保育ニーズ量と整備計画

保育ニーズ調査で算定した 2020 年度までの各年度における保育ニーズ量と、各年度当初定員との過不足を算定した結果は下表のとおりです。

2018 年度（平成 30 年度）は 0 歳及び 1・2 歳で年度当初定員が不足する見込みですが、2019 年度から全ての年齢区分で年度当初定員が保育ニーズ量を上回っています。

各年度当初（各年度 4 月 1 日現在）の『 保育ニーズ量』と『 年度当初定員（合計）』

区全域 (各年度 4 月 1 日現在)		2018年度(平成30年度)			2019年度			2020年度		
		3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	1・2歳	0歳
保育ニーズ量		7,781	5,282	1,462	7,667	5,179	1,431	7,502	5,049	1,390
年度当初定員	認可保育所	7,274	3,628	785	7,964	3,999	890	8,565	4,356	992
	認定こども園(区立)	186	84	0	186	84	0	186	84	0
	認定こども園(私立)	242	73	18	242	73	18	242	73	18
	家庭的保育(区認定事業を含む)	0	407	136	0	414	139	0	421	142
	小規模保育	0	349	131	0	349	131	0	362	137
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認証保育所	143	622	252	143	718	276	143	814	300
	認可外公設民営	101	42	6	101	42	6	101	42	6
	年度当初定員(合計)	7,946	5,205	1,328	8,636	5,679	1,460	9,237	6,152	1,595
過不足(-) + は充足、▲ は不足		165	▲ 77	▲ 134	969	500	29	1,735	1,103	205

各年度中の整備定員数

区全域		2018年度(平成30年度)			2019年度			2020年度		
		3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	1・2歳	0歳
年度中整備	認可保育所	690	371	105	601	357	102			
	認定こども園(区立)	0	0	0	0	0	0			
	認定こども園(私立)	0	0	0	0	0	0			
	家庭的保育(区認定事業を含む)	0	7	3	0	7	3			
	小規模保育	0	0	0	0	13	6			
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0			
	事業所内保育	0	0	0	0	0	0			
	認証保育所	0	96	24	0	96	24			
	認可外公設民営	0	0	0	0	0	0			
	合 計	690	474	132	601	473	135			

年度別保育ニーズ量・年度当初定員合計

合 計	2018年度(平成30年度)	2019年度	2020年度
保育ニーズ量	14,525	14,277	13,941
年度当初定員(合計)	14,479	15,775	16,984

2.4 その他の新たな保育需要予測のための取り組み状況

2017 年（平成 29 年）10 月より妊娠届時の意向調査を開始

2017 年（平成 29 年）10 月より、区内各保健総合センター・区民事務所の窓口において妊娠届を提出した方を対象に、保育施設の利用意向等のアンケート調査を開始しました。

出産前後における預け先の希望やその後の変化傾向を分析することで、今後の保育サービスの利用意向の早期把握に活用していきます。

**2017 年度（平成 29 年度）から 2019 年度の
施設整備の取り組み**

3. 2017 年度（平成 29 年度）から 2019 年度の施設整備の取り組み

保育ニーズ調査結果に基づき施設整備方針を見直した結果を踏まえて、これまで整備地域を未定としていた認可保育所等の整備地域を決定し、2020 年 4 月までの整備計画を改定します。

また、整備計画に基づき保育施設を整備するため、今後、相当数の用地が必要となることから、公有地の活用推進及び、整備・運営事業者の公募方法の見直しを行い、確実な施設整備を図ります。

3.1 整備地域の決定・変更

認可保育所 17 園の整備地域を決定、認証保育所 8 園は区内全域で整備

（１）認可保育所の地域決定

今回の改定では、2017 年（平成 29 年）8 月改定版アクション・プランにおいて整備地域を「未定」とした認可保育所 15 園を含めた 17 園（2019 年度整備分）の整備地域を決定します。

新規整備を効果的に待機児童解消につなげるためには、各地域の保育需要の動向を踏まえ適地へ整備することが不可欠です。このため、各地域における以下の内容を踏まえ、整備地域を決定していきます。

- ・ 2018 年（平成 30 年）4 月入所申込の状況や、地域別の人口動態
- ・ 大規模開発やエリアデザインによる、まちの変化
- ・ 各鉄道駅までの自転車や徒歩による、通勤動線

（２）認証保育所の整備について

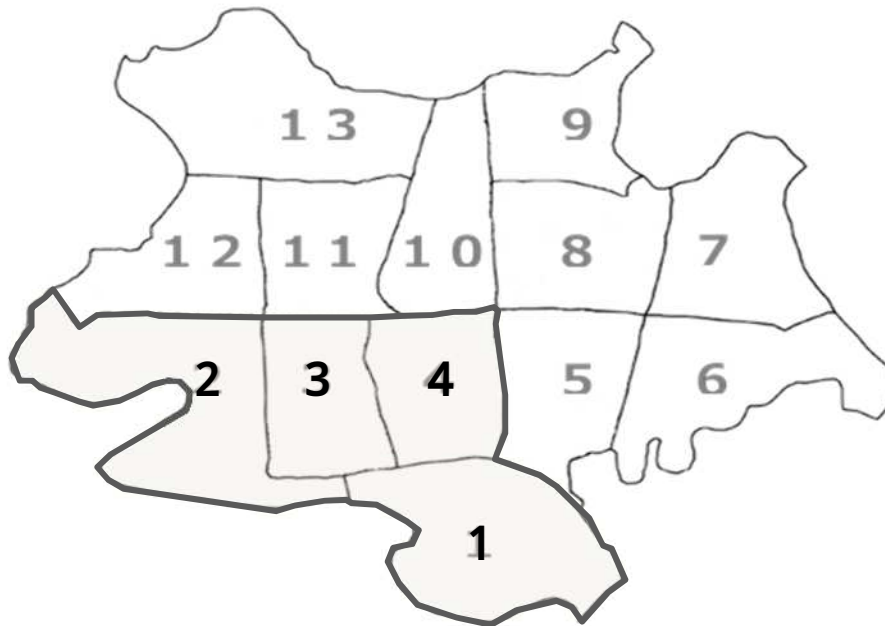
認証保育所 8 園については、2018 年度（平成 30 年度）に 4 園（千住地域、梅島地域、綾瀬地域、竹ノ塚駅西側）、2019 年度に 4 園（地域未定）で整備を予定していましたが、整備方針の変更により、地域を限定せず個別相談に応じて整備を目指すこととします。

（３）小規模保育の整備について

小規模保育については、2018 年度（平成 30 年度）に整備計画はありませんが、大規模マンションの開発に対応して足立区環境整備基準に基づくマンション内への設置を行う可能性があることから、3 施設分の整備経費を予算計上し、必要に応じて整備してまいります。

3.2 ブロック別の施設整備計画

ブロック別の施設整備計画は次のとおりです。



1 ブロック — 千住地域

他地域と比べ大規模マンションの建設等による人口・需要共に急激な増加が見込まれているのが大きな特徴です。認可保育所 3 園(都有地活用を含む)を整備中ですが、区内平均より高い保育需要による 1 歳児の定員不足の可能性を考慮し、認可保育所 2 園、小規模保育 1 施設を追加整備する予定です。

2 ブロック — 江北・新田地域

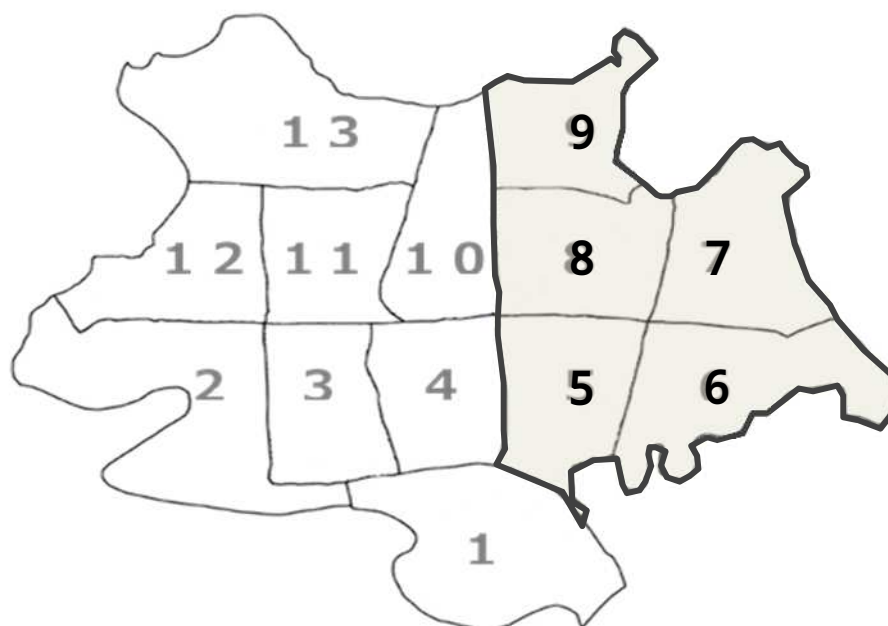
大規模マンション建設による人口増加により全年齢にわたり保育需要が上昇しており、今後もその傾向が続くと予想されます。認可保育所 3 園(区施設活用を含む)、小規模保育 1 施設を整備中ですが、病院誘致を中心としたエリアデザインが検討されるなど広域拠点として大きなまちの変化が見込まれているため、認可保育所 2 園を追加整備する予定です。

3 ブロック — 興野・本木地域

0～2 歳児の保育需要が多い状況があるため、認可保育所 2 園を整備中です。ブロック内での 0～1 歳児の定員不足の可能性や江北、高野駅への通勤動線も考慮し、認可保育所 1 園を追加整備する予定です。

4 ブロック — 梅田地域

平成 21 年以降、慢性的に保育定員数が不足しており、待機児童数も多い地域です。認可保育所 2 園を整備中ですが、西新井駅周辺の高い保育需要やブロック内での 1～2 歳児の定員不足の可能性を考慮し、認可保育所 2 園を追加整備する予定です。



5 ブロック — 中央本町地域

多くの児童が隣接地域の保育施設を利用するなど、保育需要の動きが複雑化しているのが特徴です。認可保育所 1 園、認証保育所 1 園を整備中ですが、ブロック内の認証保育所の廃園(1 園)や、認証保育所の認可化に伴うブロック外への移転(1 園)による定員減の影響及び、青井駅への通勤動線を考慮し、認可保育所 2 園(区有地活用を含む)を追加整備する予定です。

6 ブロック — 綾瀬地域

現在区内で最も待機児童が多く、今後も人口増加が引き続き想定される地域です。認可保育所 6 園を整備中ですが、ブロック内の認証保育所廃園(1 園)による定員減の影響や、亀有駅への通勤動線を考慮し、認可保育所 1 園を追加整備する予定です。

7 ブロック — 佐野地域

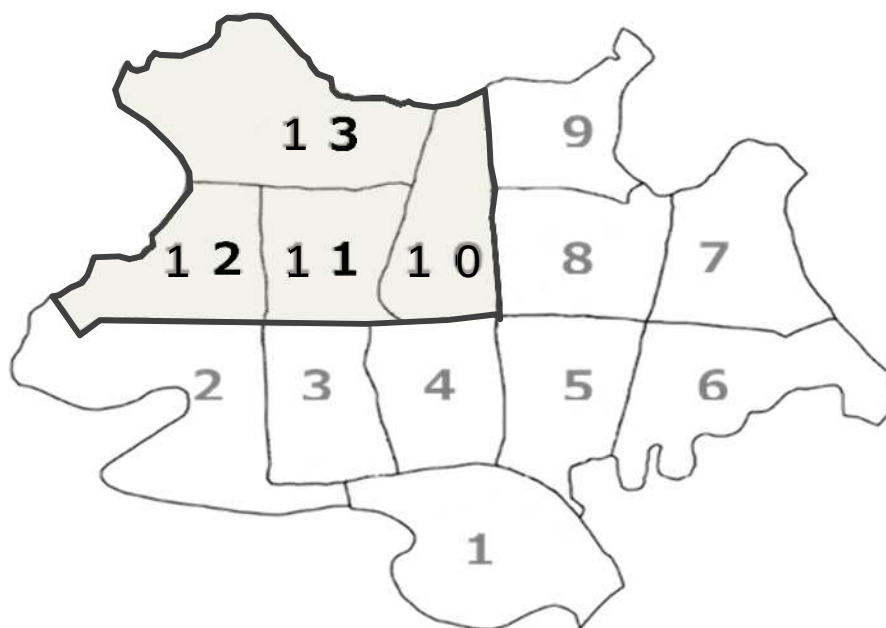
この地域は保育施設が少なく、隣接する 6 ブロック(綾瀬地域)への需要流出が極めて多いのが特徴です。北綾瀬駅周辺の開発を見込み認可保育所 3 園を整備中ですが、区画整理事業に伴う人口増加によりブロック内での 0～2 歳児の定員不足の可能性を考慮し、認可保育所 1 園を追加整備する予定です。

8 ブロック — 保塚・六町地域

六町駅を中心に人口・保育需要共に増加傾向にあり、隣接地域への需要流出も多い地域です。認可保育所 1 園、小規模保育 1 施設を整備中ですが、ブロック内での 1 歳児の定員不足の可能性を考慮し、認可保育所 1 園を追加整備する予定です。

9 ブロック — 花畑・保木間地域

8 ブロック(保塚・六町地域)からの需要流入が多いため流入元の 8 ブロックでの施設整備を行い、9 ブロックにおける認可保育所等の整備は予定していませんでした。しかしながら、団地再生や大学誘致を特徴としたエリアデザインが計画されるなど広域拠点としてまちの変化が見込まれることや、ブロック内での 0 歳児の定員不足の可能性を考慮し、認可保育所 1 園を追加整備する予定です。



10 ブロック — 竹の塚地域

隣接地域からの需要流入が多い地域のため、これまでは主に隣接地域での保育施設整備を進めてきました。小規模保育 1 施設を整備中ですが、ブロック南側での大型マンション開発等の影響を考慮し、認可保育所 1 園を追加整備する予定です。

11 ブロック — 伊興・西新井地域

3～5歳児の定員が不足していることから、隣接地域への需要流出が多い地域です。認可保育所3園(区有地活用を含む)を整備中ですが、定員が需要を充足する見込みのため、今後は隣接地域での整備により待機児童を解消していきます。

12 ブロック — 鹿浜地域

隣接する 2 ブロック(新田・江北地域)及び 11 ブロック(伊興・西新井地域)からの需要流入が多いため、流入元の 2 ブロック、11 ブロックでの施設整備を行い、12 ブロックにおける認可保育所等の整備は予定していませんでした。しかしながら、ブロック内で 0～2 歳児の保育需要が高まっており、2017 年(平成 29 年)4 月に待機児童数が増加したことや、西新井大師西駅の通勤動線を考慮し、認可保育所 1 園を追加整備する予定です。

13 ブロック — 舎人・東伊興地域

大規模な戸建て住宅開発が急速に進んでおり、ブロック全体で人口、保育需要共に増加しています。認可保育所 1 園を整備中ですが、ブロック内で全年齢児の定員不足の可能性を考慮し、認可保育所 2 園を追加整備する予定です。

3.3 年度別・施設別の保育施設整備計画内訳

2018 年(平成 30 年)2 月 1 日現在

保育施設等	2017年度 整備内容 (平成29年度)	整備 定員数 (人)	2018年度 整備内容 (平成30年度)	整備 定員数 (人)	2019年度 整備内容	整備 定員数 (人)	合 計 (人)
認可保育所	10園(整備) 1ブロック(柳原一丁目) 2ブロック(江北四丁目) 3ブロック(扇一丁目) 4ブロック(梅島三丁目) 5ブロック(中央本町五丁目) 6ブロック(綾瀬六丁目) (東和二丁目) 8ブロック(六町二丁目) 11ブロック(西新井四丁目) 13ブロック(舎人五丁目)	65 76 60 65 65 82 60 76 70 65	15園(整備) 1ブロック(旧千住消防署跡地) (千住地域) 2ブロック(江南住区センター) (江北・扇地域) 3ブロック(扇三丁目) 4ブロック(梅島二丁目) 6ブロック(加平一丁目) (綾瀬一丁目) (綾瀬四丁目) (綾瀬六丁目) 7ブロック(大谷田三～五丁目) (加平三丁目) (北綾瀬駅北側) 11ブロック(西新井六丁目) (栗原職員寮跡地) 17園(公墓)	90 60 90 60 80 73 120 60 71 60 60 60 97 60 71 90	17園(整備) 1ブロック(千住地域) (千住地域) 2ブロック(江北地域) (江北・扇地域) 3ブロック(興野地域) 4ブロック(西新井駅周辺) (梅田地域) 5ブロック(青井地域) (足立清掃事務所 中央本町分室) 6ブロック(東和地域) 7ブロック(辰沼・佐野地域) 8ブロック(平野地域) 9ブロック(保木間地域) 10ブロック(島根地域) 12ブロック(江北・谷在家地域) 13ブロック(東伊興地域) (舎人地域)	80 80 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60 60	2886
認証保育所	1園(整備) 5ブロック(中央本町四丁目) 5園(廃止) 認可化(3園)廃止(2園)	40 -112	4園(公墓・整備) 全ブロック(4施設×30人)	120	4園(公墓・整備) 全ブロック(4施設×30人)	120	168
家庭的保育			補助者配置による(実施予定)	10	補助者配置による(実施予定)	10	20
小規模保育	1施設(整備) 8ブロック(六町二丁目) 2施設(環境整備基準整備) 2ブロック(新田一丁目) 10ブロック(島根四丁目)	19 15 16			1施設(環境整備基準整備) 1ブロック(千住一丁目)	19	69
(私立)認定こども園	1園(廃止) 認証保育所部分を認可化	-61		0		0	-61
公設民営認可外 保育施設		0		0		0	0
既存保育施設	増改築(3園) 認証の認可化(4園) 定員変更	44 309 38	増改築(2園) 定員変更	30 -6			415
	2017年度 合計(人) (平成29年度)	992	2018年度 合計(人) (平成30年度)	1296	2019年度 合計(人)	1209	3497

3.4 公有地の活用推進

区有地 1 件、区施設 1 件、都有地 1 件の活用を実現

公有地のうち区有地の活用にあたっては、現在更地となっている「栗原職員寮跡地」及び 2018 年(平成 30 年)4 月に新施設へ移転する「江南住区センター」において 2019 年 4 月開設に向けた認可保育所の整備をすることとしました。

「江南住区センター」については、既存施設が保育施設に必要な基準を満たしているため、改修工事を行い保育所に用途変更することで、解体・新築をする場合よりも早期の開設を見込んでいます。



公有地の活用予定

開設予定時期	名 称	所在地	施設種別
2019 年 4 月	旧千住消防署跡地(都有地)	千住一丁目 3-8	認可保育所
	栗原職員寮跡地(区有地)	栗原四丁目 6	認可保育所
	江南住区センター(区施設)	小台二丁目 45-4	認可保育所
2020 年 4 月	足立清掃事務所中央本町分室(区有地)	中央本町一丁目 12	認可保育所

3.5 整備・運営事業者の公募方法の見直し

公募方法を見直し、認可保育所 4 園の公募期間を延長

2017 年度(平成 29 年度)の追加公募から、整備・運営事業者の募集を随時受付に変更し、年度途中での開園を認めるなど、公募方法やスケジュールの見直しを行い、認可保育所 4 園において公募期間を延長しました。2018 年(平成 30 年)2 月 1 日現在、2 園については提案を受け付け選定審査中であり、残りの 2 園は引き続き期間を延長して公募中です。今後も随時受付やスケジュールを工夫することで、整備・運営事業者の一層の参入を促していきます。

施設整備以外の取り組み状況

4. 施設整備以外の取り組み状況

新たな取り組み

4.1 企業主導型保育事業への支援【新規】

企業主導型保育事業の保育従事職員の処遇を改善する補助を開始

4.1.1 企業主導型保育事業について

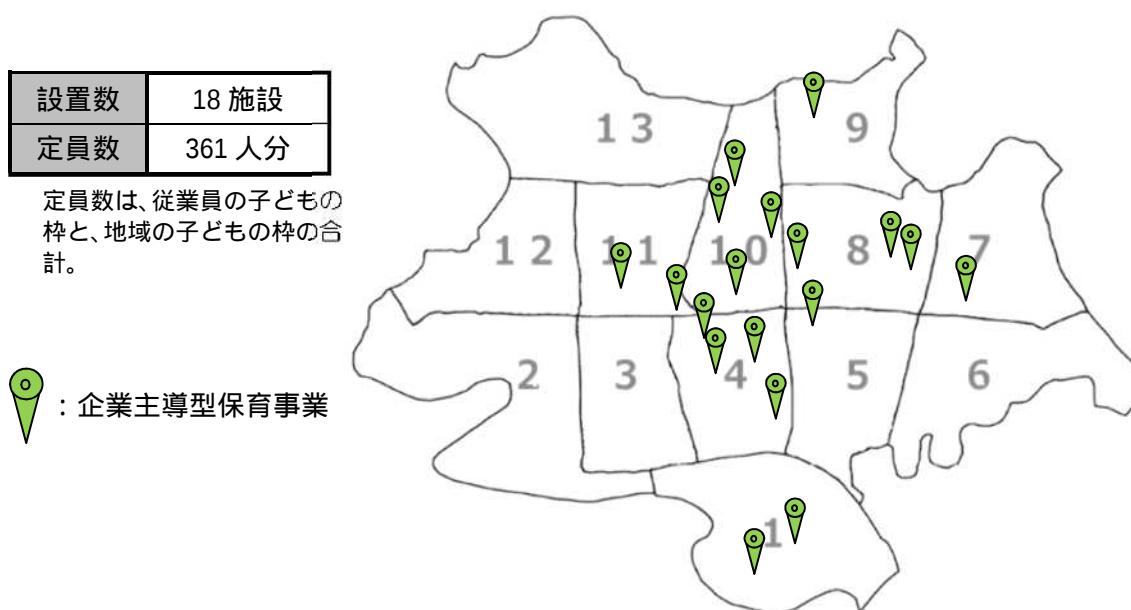
企業主導型保育事業とは、企業が一定の基準のもとに設置する保育施設であり、内閣府が整備費及び運営費を助成します。主に当該企業や提携企業の従業員の子どもを受け入れる施設ですが、多くの施設が地域の児童も受け入れています。

設置・運営に区市町村が関与する権限はありませんが、足立区では区内企業への制度周知・開設に向けての相談を行ってきました。2017年(平成29年)12月現在、区内で18施設(定員361人分)が国の助成決定を受けており、今後も施設数は増加していく見込みです。

4.1.2 保育従事職員の処遇を改善する補助(保育士等キャリアアップ補助金)の実施

国が助成決定した企業主導型保育事業のうち、地域の児童の受け入れを行い、保育士を6割以上配置(小規模保育事業と同等の基準)することなど、区独自の条件を満たした施設に対して、保育従事職員の処遇を改善する保育士等キャリアアップ補助を実施します。補助対象施設には、研修の提供や助言などの支援を併せて行うことで、保育の質の確保しながら地域の児童の受入れ拡大を図ります。

【参考】国の企業主導型保育事業の助成決定状況(2017年(平成29年)12月現在)



4.2 定期利用保育事業の実施 【新規】

2018 年度（平成 30 年度）に認可保育所 5 園で定期利用保育事業を実施予定

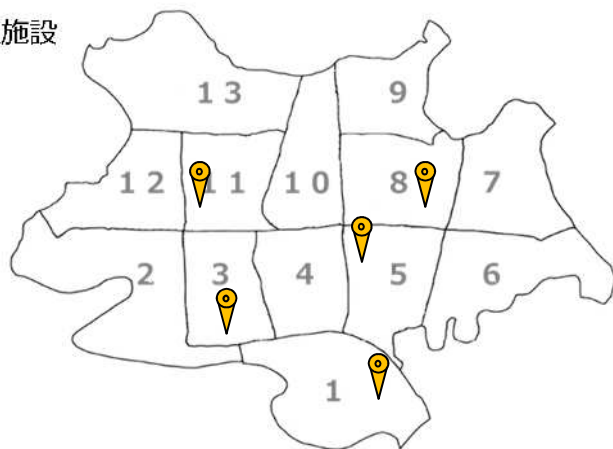
新設の認可保育所では開設当初に 4・5 歳児の空き定員が多く発生しています。2018 年度（平成 30 年度）から、このスペースを活用して臨時的に低年齢児を受け入れる「定期利用保育事業」を実施する事業者への補助を開始し、喫緊の保育ニーズに対応します。

2018 年度（平成 30 年度）の実施内容及び実施予定施設は以下のとおりです。

(1) 実施内容

対象者	保護者の就労や疾病等により保育の必要性が認められる児童
対象年齢	1 歳児から 2 歳児（実施施設により異なります。）
利用可能期間	最長 1 年間（次年度からは通常の利用申込となります。）
利用時間	最長 7 時 30 分から 18 時 30 分（11 時間）
利用料（月額）	利用時間ごとに上限額あり（最高 38,500 円、ただし給食費を含みます。）
利用方法	保育所と利用者の間で直接契約

(2) 実施予定施設



実施施設	5 施設
受入枠	37 人分

📍：定期利用保育の実施施設
（すべて新設の私立認可保育所）

(3) その他

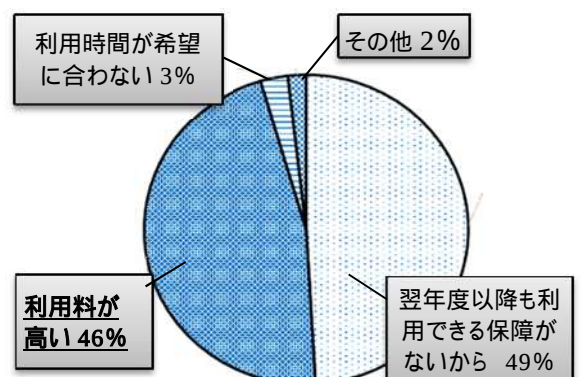
2017 年（平成 29 年）6 月に実施した「待機児童実態調査結果」において、事前に定期利用保育事業の利用意向を調査しました（右表参照）。この結果を踏まえ、足立区独自に、利用料を都の補助事業の基準より安価に設定しました。

また、保育従事職員の追加配置や区の保育士による巡回支援を行い、事業開始後の保育の質の確保を図ります。

なお、2019 年 4 月に開設する認可保育所においても、引き続き、定期利用保育事業の実施を推進していきます。

定期利用保育を利用したいと思わない理由

定期保育を利用したいか	
利用したいと思う	31
利用したいと思わない	81



平成 29 年 6 月「待機児童実態調査」より

4.3 幼稚園の預かり保育の充実【新規】

長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園への支援を拡充

足立区では、全ての私立幼稚園が預かり保育を実施しており、パート勤務などの就労世帯の子どもに幼児教育の機会を提供するとともに、地域の子育て支援に大きな役割を担っています。

区の調査では、小規模保育及び家庭的保育の利用者の4割以上が、3歳児以降の利用施設として預かり保育を実施している幼稚園を希望しています(下表参照)。

3歳児以降の希望施設

2歳児での 利用施設	回答数	3歳児以降の希望施設					
		幼稚園 (預かり保育)	認可保育所	幼稚園 (預かりなし)	認定こども園 (長時間利用)	認証保育所	認定こども園 (短時間利用)
小規模保育	109	48	52	3	2	3	1
家庭的保育	107	51	40	6	6	3	1
合 計	216	99	92	9	8	6	2
構成比	100.0%	45.8%	42.6%	4.2%	3.7%	2.8%	0.9%

平成27年10月「3歳以降の保育等利用に関するアンケート調査結果」より

こうした利用者のニーズに対応するため、足立区では幼稚園における長時間の預かり保育を一層推進していきます。

2018年度(平成30年度)からの新たな取り組みは以下のとおりです。

(1) 長時間預かり保育の推進

足立区では、1日8時間以上の月ぎめ預かり保育を利用する保護者の負担を軽減する「幼稚園教育奨励事業」を実施しています。

本事業の補助上限は1園あたり40人までとしていましたが、2018年(平成30年)4月から利用児童が40人を超える場合も補助対象とすることとし、各私立幼稚園における受入枠拡大を促進します。

(2) 私立幼稚園保育料補助金の増額

私立幼稚園の保育料の実質負担額が認可保育所の保育料より高額になっている所得階層の第一子を対象に、区が支給する負担軽減費の増額を行い、預かり保育を含む幼稚園利用を促進します。

なお、今後も国の動向などを注視しながら、長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園に対する支援策を検討していきます。

取り組みの進捗状況

4.4 保育士確保・定着対策

保育士への保育施設入所調整指数加算の実施、経済支援策の継続・拡充

2017年度(平成29年度)から2019年度の3か年の整備計画に基づき新規の保育施設を開園するには、区全体で新たに550人以上の保育士を確保する必要があります。保育事業者における保育士の確保・定着を支援し、待機児ゼロに向けた施設整備を確実に進めるため、これまで実施してきた区内保育施設への就職支援や、保育士の経済支援策を継続・拡充しました。また、保育士等の子どもを保育施設に預けやすくするため、新たに入所調整指数の加算を実施することとしました。

個別の進捗状況については以下のとおりです。

4.4.1 保育士就職相談会や潜在保育士向けの再就職セミナーの継続実施

区内の保育士を養成している大学や専門学校、ハローワーク、都福祉人材センター及び区内保育事業者と連携し、保育士就職相談会や潜在保育士向けの再就職セミナーなどを開催し、区内の保育施設への就職を促す取り組みを実施しました。

2017年度(平成29年度) 保育就職セミナー等開催実績

保育士就職相談会・セミナー	参加人数	
保育再就職セミナー (区民参画推進課共催)	第1回	13人
	第2回	17人
	第3回	21人
保育士就職支援研修・就職相談会 (東京都保育人材・保育所支援センター主催)	研修	41人
	相談会	63人
保育のお仕事就職面接・相談会 (ハローワーク足立共催)		34人
保育実習・就職フェア (区内大学・民間保育園連合会との共催)		244人

2017年度(平成29年度) 再就職セミナーチラシ配布実績

再就職セミナー開催チラシ配布先	施設数	配布数
区の窓口等	23か所	630部
区内保育施設(家庭的保育含む)	305か所	305部
ハローワーク(区内近郊)	4か所	270部
保育人材・保育所支援センター (東京都福祉人材センター)	30か所	30部

4.4.2 保育士への経済的支援策の拡充

2016年(平成28年)11月より、「住居借上げ支援事業」について、勤務年数の要件を撤廃しました。2017年度(平成29年度)は、さらに栄養士を対象に加え、対象者を拡大しました。また「奨学金返済支援事業」についても、2017年度(平成29年度)より、勤務年数の要件を撤廃することで、対象者の拡大を図り、支援策を強化しました。

さらに、これらの制度の案内とともに足立のまちを紹介するなど「足立区で働くことの魅力」を伝えるリーフレットを作成し、全国47都道府県の保育士養成校(644校)に、2,325部配布しました。

保育士支援制度PRリーフレット



4.4.3 保育士等の子どもの入所調整指数の加算

区内の保育施設や幼稚園で働く(内定者、育児休業復帰予定者含む)保育士、看護師、幼稚園教諭が、子どもを保育施設に預けやすくなるように、2018年(平成30年)4月入所から調整指数の加算(1点)を新たに設けました。

4.5 多様な保育施設の利用促進

相談体制の充実と各施設の魅力向上により、多様な保育施設の利用を促進

(1) これまでの取り組み

2017年(平成29年)4月に、保育施設の空き定員は合計736人分あり、うち228人分が0～2歳児の定員でした。こうした「空き定員」は、年度途中の出生児や転入児童の受け皿として活用されており、例年、年度途中にほぼ解消しています。しかしながら、待機児童を解消するためには、4月時点で「空き定員」が比較的多い小規模保育・家庭的保育(保育ママ)や、認証保育所やその他の認可外保育施設を含めた多様な保育施設の利用を促進していくことが重要です。

足立区では、2015年(平成27年)10月から保育コンシェルジュを設置するなど、相談体制の充実に力を入れて取り組んでいます。今後は、家庭的保育における給食提供や、小規模保育・家庭的保育の卒園後の預け先の確保などを推進し各施設の魅力を向上させることで、一層の利用を促進していきます。

(2) 今後の方針

2017年(平成29年)4月における0～2歳児の空き定員数は、2015年(平成27年)(313人)に比べて85人減と一定の改善が見られました。一方で待機児童世帯へのアンケート結果では、小規模保育や家庭的保育の特徴や保育料など、引き続き周知が必要な状況です。そこで、今後も一層の利用促進を図るための取り組みを行っていきます。

4.5.1 保育コンシェルジュによる利用者支援

保育コンシェルジュは、保育を必要とする世帯の家庭状況などを伺いながら、個々のニーズや生活状況に適した保育サービスや保育施設の案内・情報提供など、きめ細やかな相談を行います。区役所での個別相談の他、子育てサロンや保健センター(ファミリー学級)、子育て関連イベント等での出張相談やミニ説明会を実施し、保護者が相談しやすい体制づくりに努めています。2017年度(平成29年度)は、2018年(平成30年)4月保育施設利用申込に向け相談が増加する10月、11月に特設会場の設置や出張相談の拡充を図りました。その結果、2017年度(平成29年度)は12月末現在、延べ3,048人の利用がありました。

保育コンシェルジュ利用実績

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
2017年度 (平成29年度)	251	275	297	284	314	417	547	549	114	-	-	-	3,048
2016年度 (平成28年度)	136	185	194	180	192	276	512	536	115	145	222	229	2,922
前年比	184.6%	148.6%	153.1%	157.8%	163.5%	151.1%	106.8%	102.4%	99.1%	-	-	-	-

2017年(平成29年)12月末現在

4.5.2 保育施設利用申込案内の改善及び小規模保育・家庭的保育のPR

2018 年度(平成 30 年度)版保育施設利用申込案内は、利用者にとってより分かりやすいように改善し、作成しました。また、従来配布していた家庭的保育のPRチラシを改定し、小規模保育の紹介もあわせて行う新しいPRチラシを配布するほか、あだち広報において小規模保育・家庭的保育のPRを行いました。さらに、小規模保育・家庭的保育での日々の保育の様子を撮影し、保育コンシェルジュの相談コーナーのデジタルフォトフレームで案内するなど、より具体的にわかりやすく保護者に伝えることで、保護者に安心して選んでいただけるための取り組みを行いました。

小規模保育・家庭的保育のPRチラシ



4.5.3 家庭的保育における給食提供

家庭的保育では現在、弁当持参となっていますが、給食導入に向けた検証を目的に2016年度(平成28年度)から給食モデル事業を行いました。その結果を受け、給食モデル事業を実施していた家庭的保育に区が実施する給食提供養成研修受講者を加えた合計19事業者が、2018年度(平成30年度)中に給食提供を開始する予定です。

4.5.4 小規模保育・家庭的保育の卒園後の預け先の確保

区では、2018年(平成30年)4月入所分から試行的に一部施設において小規模保育と認可保育所との施設連携を実施します。また、2019年4月入所分からは、小規模保育・家庭的保育を卒園する3歳児を対象に、認可保育所の3歳児クラスに一定の定員枠を確保した上で先行的に利用調整を行い、保育の必要度の高い児童から入所できる制度を導入します。

今後も、保護者が安心して就学前まで預けられる仕組みを構築していきます。

4.5.5 東京都認証保育所の利用者助成制度

国は段階的に認可施設における保育料の無償化を実施しており、認可施設との保育料への負担感の差が生じています。そこで2017年度(平成29年度)から、これまで行ってきた助成に加えて世帯の多子状況に応じた助成を実施しました。2017年(平成29年)12月時点で、約3割の方が年齢区分に応じた一律の助成に加え、世帯の多子状況に応じた助成が低所得者向けの助成を受けています。

4.6 認証保育所の認可化移行支援

2018 年（平成 30 年）4 月に認証保育所 4 園を新たに認可化

（１）現状・課題

東京都認証保育所は東京都独自の保育制度であり、施設に直接利用申込みができる保育所です。保育の必要性を問わず、また保育料が応益負担であることから、認可保育所ではなく認証保育所を選ばれる保護者の方も多くいらっしゃいます。しかし、認証保育所の制度上、低年齢児に重点を置いた定員設定を義務付けられているため、2 歳児から 3 歳児への進級の際に多くの児童が別の保育施設等に転園しなければならないという課題があります。

（２）これまでの取り組み

小規模保育・家庭的保育の卒園児の受皿となる定員の確保のために、3 歳児からの受け入れ定員が不足する見込みの地域において一定の条件（１）を満たす認証保育所 A 型の認可化を支援してきました。そして 2018 年（平成 30 年）4 月には、新たに 4 園を認可化しました。

2017 年（平成 29 年）4 月	3 園 認可保育所に移行 （綾瀬地域 2 園、保塚・六町地域 1 園）
2018 年（平成 30 年）4 月	4 園 認可保育所に移行予定 （千住地域 1 園、梅田地域 1 園、保塚・六町地域 2 園）

- 1 3 歳児以降の定員の不足が見込まれる地域にあり、0 歳から 2 歳児の定員を最低限維持したうえで 5 歳児まで持ち上がり可能な一定規模の定員が確保できること等

（３）今後の方針

上記取り組みに加え、2017 年（平成 29 年）8 月のアクション・プランの改定において認可保育所の整備件数を大幅に増やしたことにより、3 歳児以降の定員は区全体で充足する見込みです。認可化の方針については、今後とも地域ごとの定員整備の状況等を踏まえ、必要な地域において支援を実施していきます。

（４）足立区における認証保育所制度の考え方

東京都認証保育所は、月途中の入所や低年齢保育や長時間保育などの多様化する保育ニーズに応えることができる利便性の高い施設であり、区の待機児童対策に大きな役割を果たしています。そのため、区では今後も必要な施設と考えており、支援を行っていきます。

4.7 保育の質の維持向上

ガイドラインの普及と指導・支援の実施により、保育の質を維持向上

(1) 足立区教育・保育の質ガイドラインの策定

足立区が進める保育施設の整備に加え、内閣府が主導する企業主導型保育事業の設置により、区内の保育施設は益々多様化しています。区は、有識者を含めた検討会において議論を重ね、区内の全ての教育・保育施設が目指すべき保育の質の指針として、2017年(平成29年)3月に「足立区教育・保育の質ガイドライン」を策定し、区内の各施設への普及を進めています。



(2) 教育・保育の「質」のための区の取り組み

各教育・保育施設等が法令等を遵守し適正な施設運営を行っているかの確認及び必要な改善指導を行う「指導検査」、専門的見地から質の向上に向けた助言を行う「実地調査」及び、施設の職員の専門性向上を支援する研修の企画・実施を行っています。

指導検査・実地調査実績

(カッコ内は実施施設・事業者数)

実施内容	2016年度(平成28年度)	2017年度(平成29年度)
指導検査	小規模保育(5)、家庭的保育(10)	認可保育所(6)、小規模保育(10)、家庭的保育(50)
実地調査	小規模保育(21)、家庭的保育(171)、認証保育所(32)	認可保育所(62)、小規模保育(24)、家庭的保育(163)、認証保育所(29)



2018 年（平成 30 年）2 月発行

発行元：足立区教育委員会



待機児対策室 待機児ゼロ対策担当課

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

TEL 03-3880-5759 FAX 03-3880-5641

メール taiki-zero@city.adachi.tokyo.jp

中学校における特別支援教室の導入 ガイドライン

平成30年2月
東京都教育委員会

は じ め に

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（平成 22 年 11 月）において、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して指導・支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒に対する在籍校における指導・支援の充実を図ることを公表しました。

その後、平成 28 年 2 月には「東京都発達障害教育推進計画」、平成 29 年 2 月には「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を策定し、全ての公立学校における発達障害教育に関する施策の展開を図っています。

また、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定、「発達障害者支援法」の改正等の法整備が進められてきました。教育に関しては、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられました。この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

このように障害者を取り巻く状況が変化する中、小学校に引き続き平成 30 年度から順次中学校に特別支援室を導入するに当たり、導入に当たっての考え方や留意点、手続きなどを本ガイドラインにまとめました。

中学校に特別支援教室を設置し、発達障害のある生徒に対して連続性のある多様な学びの場を提供し、個々の生徒の実態に応じて環境を整えつつ適切な指導・支援を行うことで、障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服されることが期待できます。また、校内の全ての教職員が専門家等の意見を踏まえながら、発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい指導や支援の工夫を実施することで、全ての生徒にとっても、より良い効果をもたらすことが期待できます。

さらに、発達障害教育が全公立小・中学校で実施されることで、周囲の児童・生徒や保護者をはじめとした多くの人々が、障害のある児童・生徒への指導に身近に触れることとなり、発達障害のみならず広く障害全般に対する理解が深まることも期待されます。

次代を担う児童・生徒が通う各公立小・中学校において特別支援教室が設置され、在籍学級においても特別な支援が必要な児童・生徒への理解の推進や指導・支援の充実が図られることで、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ環境が充実することは、互いに尊重し合い共に助け合うことの大切さを学ぶことを通じて、障害のある人が地域社会の中で社会の構成員の一員として豊かに生きる基礎を築くことにつながり、共生社会の形成に資することになります。

各区市町村教育委員会においては、本ガイドラインを基に、各区市町村の実情を踏まえた実効性のある導入計画を策定し、円滑に中学校の特別支援教室を導入していただくことを期待しています。

併せて、これまで様々な試行を重ね、モデル事業を推進していただいた目黒区、葛飾区、日野市、狛江市の各教育委員会及び学校関係者や保護者の方々に心から謝意を表します。

平成 30 年 2 月

東京都教育委員会

<目次>

第1章 特別支援教室とは	5
1 特別支援教室の導入の背景	6
2 情緒障害等通級指導学級と特別支援教室	7
3 中学校における情緒障害等通級指導学級の設置状況と課題	8
4 中学校への特別支援教室の導入の目的	9
5 特別支援教室の対象となる生徒及び教育課程	10
6 中学校の特別支援教室導入に当たり留意すべき事項	13
7 特別支援教室に期待される効果	15
8 不登校の生徒への対応	15
9 モデル事業における中学校特別支援教室導入の成果	17
10 中学校への特別支援教室の導入計画	22
(参考) 小学校特別支援教室導入の成果	23
第2章 特別支援教室の基盤整備	25
1 特別支援教室の実施体制	26
2 巡回指導教員等の配置	26
3 特別支援教室に関する施設・設備の確保・整備	28
第3章 巡回指導の実施	31
1 拠点校の設置等	32
2 巡回指導体制の編成	32
3 巡回指導の実施	33
第4章 指導の開始と終了	37
1 指導の開始までの手順	38
2 特別な指導が必要な生徒への気付き	38
3 在籍学級での配慮による経過観察	40
4 指導の開始、終了の判定の在り方	40
第5章 指導内容と方法	47
1 特別支援教室での指導	48
2 個別の教育支援計画(学校生活支援シート) 及び個別指導計画の作成と活用	49
3 指導開始から終了までの在り方	53
第6章 特別支援教室の運営	57
1 特別支援教室の学校経営方針への位置付け	58
2 巡回指導教員の人事管理	59
第7章 相談機能	61
1 中学生の発達段階における適切な支援のための相談機能	62
第8章 教員の専門性	65
1 巡回指導教員に求められる専門性	66
第9章 理解促進	71
1 校長・副校長のリーダーシップの強化	72
2 全ての教職員の理解促進と指導力の向上	72
3 全ての生徒の理解促進	73
4 全ての保護者と地域住民の理解促進	74
資料	75

第1章 特別支援教室とは

1 特別支援教室の導入の背景

(1) 発達障害教育の実施状況

ア 国の発達障害教育に関する状況

平成16年12月に公布された発達障害者支援法により、国及び地方公共団体は、発達障害のある児童・生徒に対し、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとの責務が明確化された。

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」によれば、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、小学校の通常の学級に7.7%、中学校に4.0%（小・中学校全体では6.5%）在籍しているという結果であった。また、小・中学校全体でみると、発達障害の可能性のある児童・生徒のうち、93.3%が通級による指導を受けていないという結果であった。

さらに、平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行された。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、「国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別的教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。」こと等が新たに規定された。

イ 都教育委員会による全公立小・中学校を対象とした発達障害のある児童・生徒に関する調査結果

都教育委員会は、都内公立小・中学校での発達障害のある児童・生徒の在籍状況や現在受けている指導・支援の状況を把握するため、小学校については平成26年度、中学校については平成27年度に区市町村教育委員会を通じ、全公立小学校1,295校及び全公立中学校617校の校長を対象とした発達障害教育に関する調査を実施した。この調査によれば、小学校の通常の学級に在籍している児童552,897人のうち、33,661人（6.1%）、中学校の通常の学級に在籍している生徒228,340人のうち、11,326人（5.0%）が、発達障害の可能性があると回答を得た（診断の有無は問わない）。このことから、公立小・中学校のほとんどの学級に発達障害のある児童・生徒が在籍していると推測される。

また、各校長は、これら発達障害の可能性のある児童・生徒のうち、小学校では48.9%、中学校では28.3%の児童・生徒は、在籍学級における一部の授業を抜けて特別な指導（通級による指導）を受ける必要があると回答している。

【表 発達障害の可能性のある児童・生徒数及び支援の状況】

	通常の学級の児童・生徒数 a	発達障害のある児童・生徒の想定数 b	在籍率 b/a	通級による指導を受けている児童・生徒数 c	支援率 c/b	bのうち一部特別な指導が必要な児童・生徒数 d	割合 d/b
小学校	552,897 人	33,661 人	6.1%	6,209 人	18.4%	16,445 人	48.9%
中学校	228,340 人	11,326 人	5.0%	1,841 人	16.3%	3,210 人	28.3%

※ a及びcは、公立学校統計調査報告書による数値（小学校平成26年度、中学校平成27年度）

※ b及びdは、都教育委員会調査による（小学校平成26年度、中学校平成27年度）。

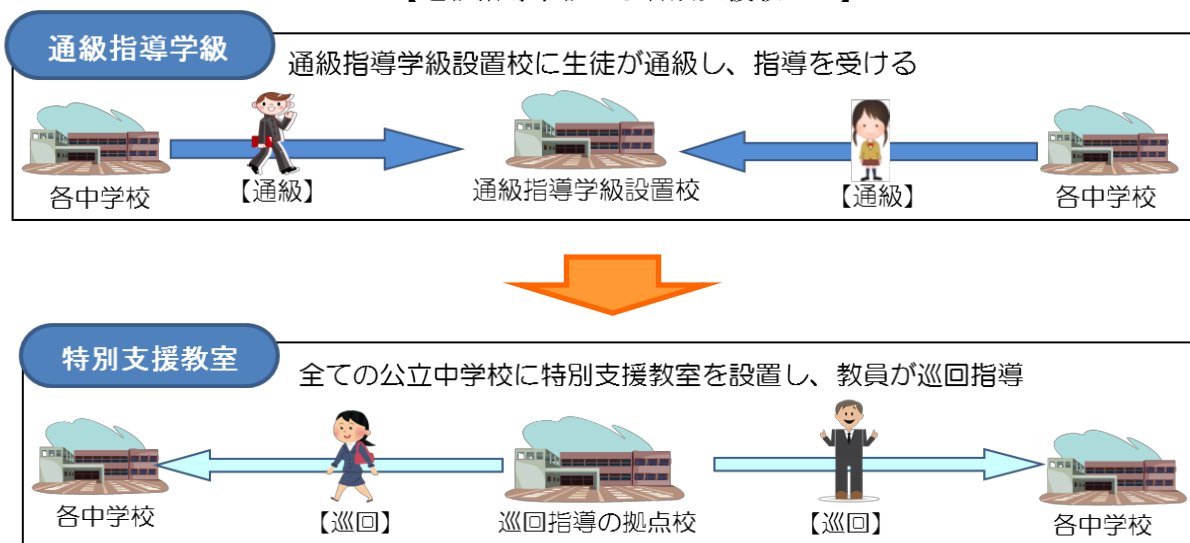
2 情緒障害等通級指導学級と特別支援教室

都の発達障害教育は、これまで情緒障害等通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）を中心を実施してきた。情緒障害等通級指導学級は、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童・生徒を対象とし、通級による指導を行うものである。通級指導学級の指導では、対象の児童・生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通う。

一方で、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするものが特別支援教室である。制度上は、国の通級による指導に位置付けられるものであり、対象者及び指導内容はこれまでの情緒障害等通級指導学級と同様である。

特別支援教室は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）及び東京都発達障害教育推進計画（平成28年2月）に基づき、都内の公立小学校には、平成28年度から設置を開始し、平成30年度には都内の全ての公立小学校で設置される見込みである。

【通級指導学級から特別支援教室へ】



3 中学校における情緒障害等通級指導学級の設置状況と課題

(1) 情緒障害等通級指導学級の設置状況

都は公共交通機関が発達していることなどから、通級指導学級を多くの学校に設置するのではなく、複数の学校に1校拠点的に設置し、通級指導学級に特別な指導を必要とする生徒が通う体制をとってきた。

【表 中学校における通級指導学級の設置状況（平成28年度）】

学級の種類	設置校数	設置学級数	生徒数	支援の内容
通常の学級	613校	7,571学級	230,151人	在籍学級の中で生徒は、学級担任による配慮のほか、一部の区市町村では支援員等による支援を受けている。
情緒障害等 通級指導学級	104校	262学級	2,075人	生徒は、在籍学級の授業の一部を抜けて、通級指導学級教員の指導を受けている。

学校数・学級数・生徒数は、平成28年度公立学校統計調査報告書による

(2) 他校に設置された通級指導学級に通うことに伴う課題

ア 在籍学級の指導を受けられないことによる生徒の不安

発達障害のある生徒が、他校に設置された通級指導学級で指導を受けようとする、指導を受けている時間に加えて他校への移動に充てられる時間も、在籍学級での指導を受けられない時間となる。特に中学生は進路選択を控え、教科の学習に遅れが出てしまうのではないかといった不安を抱えている場合もあると思われる。

イ 他校に移動する際の生徒の負担

発達障害のある生徒が他校に設置された通級指導学級で特別な指導を受けようとする際には、多くの場合、在籍校よりも遠距離の通級指導学級設置校に通学することになる。また、通い慣れない他の中学校で指導を受けることによる心理的な負担が懸念される。

ウ 通級指導学級の担当教員と在籍学級担任との学校が異なることによる連携の図りにくさ

発達障害のある生徒は、学習内容や場面、環境等の生徒本人が置かれた状況によって抱える困難さが異なる。このため、在籍学級で抱える困難さや通級指導学級における指導の状況を通級指導学級の担当教員と在籍学級担任が相互に把握して共通理解を図り協働して指導・支援をしていく必要がある。しかし、通級指導学級と在籍学級が異なる学校にあることから、通級指導学級の担当教員と在籍学級担任との緊密な連携が図りにくいといった現状があり、通級指導学級と在籍学級において、互いに生徒の状況を的確に捉えずに指導することにもなりかねない。

エ 通級指導学級での指導の分かりにくさ

通級指導学級が設置されていない学校では、特別な指導が必要と思われる生徒やその保護者は、通級指導学級でどのような指導等が行われているかを、直接知る機会が限られることから、特別

な指導を受けることの意義や効果が分かりにくい。

オ 通級指導学級の設置の有無による支援率の差

通級指導学級設置校と設置されていない学校では、特別な指導を受けている生徒の割合に差が生じている。

【表 通級指導学級の設置状況別の支援率（平成27年度）】

通級指導学級を設置している学校			通級指導学級を設置していない学校		
想定生徒数(a)	通級生徒数(b)	支援率 (b/a)	想定生徒数(a')	通級生徒数(b')	支援率 ('b'/a)
2,435 人	618 人	25.4%	8,891 人	1,223 人	13.8%

*各欄の生徒数は、都教育委員会調査による平成27年5月1日現在の数値である。

*想定生徒数(a)は、平成27年の学校基本調査による生徒数に、発達障害の可能性のある生徒の在籍率（5.0%）を掛けた数

カ 小学校からの指導・支援の継続の必要性

小学校への特別支援教室の設置が進むことで、発達障害のある児童が在籍校で適切に指導・支援を受けることができるようになったことから、中学校においても、小学校からの指導・支援の継続を図る必要がある。

4 中学校への特別支援教室の導入の目的

中学校への特別支援教室導入の目的は、発達障害のある生徒の学習上・生活上の困難さの改善・克服及び在籍学級における障害に適した指導・支援の工夫が進むことで、対象生徒が障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることである。このため、特別支援教室導入の成果は、生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長とともに、特別な指導を行ったことにより、どれだけ指導の終了（在籍学級のみでの指導・支援）に結び付けることができたかの視点で捉えることも重要である。ただし、継続した指導が必要な生徒がいるということに留意するのは当然である。

(1) 発達障害のある生徒への適切な指導の実施

発達障害のある生徒は、全ての学校に在籍するものと推測されることから、生徒が抱える困難さに対応した特別な指導を受けられる体制を全ての中学校で整備することが必要である。これにより支援に必要な生徒に障害の状態に応じた特別な指導を実施する。特別支援教室において巡回指導を担当する教員（以下「巡回指導教員」という。）と在籍学級担任や教科担任等が協働することにより、生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善し、生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図る。

(2) 生徒の負担、不安等の軽減

在籍校で特別な指導を受けられるようにすることで、他校への移動に伴う生徒の負担を軽減するとともに、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導の時間を柔軟に設定することが可能になることから、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図る。

(3) 全ての生徒にとって分かりやすい授業の充実

巡回指導教員が、在籍学級担任や教科担任等の教員に対して具体的な指導内容・方法や支援の方法について助言し、在籍学級担任や教科担任等が助言に基づいて発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい授業を実施することで、全ての生徒にとっても、より良い効果をもたらすことが期待できる。

(4) 相談機能の充実による生徒の心理的安定

巡回指導教員と在籍校の教職員との連携・適切な役割分担及び臨床発達心理士等の活用により、相談機能の充実を図ることで、自己肯定感の向上や将来の進路への見通しを持たせ、生徒の心理的安定を図る。

(5) 一貫性のある支援体制の構築

小学校において特別支援教室での指導を受けていた生徒については、小学校での指導の状況等を確実に中学校に引き継ぎ、こうした情報を教職員が共有することで、中学校においても、継続した支援を円滑に実施する。

また、中学校から次の進路先へ支援に関する情報を適切に引き継ぐことは、将来の社会的自立に向けて一貫性のある支援の体制を構築することにつながっていく。

5 特別支援教室の対象となる生徒及び教育課程

(1) 通級による指導

通級による指導とは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態である。

特別支援教室における指導は、この通級による指導の一つの形態である。

(2) 国が規定する障害の種類・程度

特別支援教室が対象とする生徒は、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成 18 年 3 月

31 日付 17 文科初第 1178 号) により規定されている、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の生徒が対象である。

学校教育法施行規則

第百四十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

(3) 特別な教育課程

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる（学校教育法施行規則第 140 条、平成 5 年文部省告示第 7 号、平成 18 年文部科学省告示第 54 号、平成 19 年文部科学省告示第 146 号、平成 28 年文部科学省告示第 176 号）ことから、特別支援教室を設置する学校は、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考にして、通常教育課程とは別に特別な教育課程を編成し、区市町村教育委員会に届出をする必要がある。

その際、特別支援教室で指導する生徒一人一人に個別指導計画を作成し、指導目標や指導内容を定める必要がある。

なお、知的障害を伴う発達障害のある生徒については、特別支援教室での指導は、知的障害の特性に応じた教育課程ではないことから、障害の程度に応じて特別支援学校や中学校に設置された特別支援学級で知的障害教育を受け、将来の自立と社会参加を目指すことが適切である。

(4) 特別な指導の標準指導時間

特別支援教室で実施する巡回指導の時間は、「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1177号）で示されており、年間35単位時間から280単位時間までが標準である。ただし、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10単位時間から280単位時間までとなっている。

【表 特別支援教室が対象とする障害の種類・程度及び標準指導時間】

障害の種類	障害の程度	標準指導時間
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間35～280 単位時間 (週1～8単位 時間程度)
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間10～280 単位時間 (月1～週8単位 時間程度)
注意欠陥 多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	

※ 障害の種類・程度は、平成18年3月31日付17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」による。

※ 標準指導時間は、平成18年3月31日付17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」による。

(5) 自立活動を中心とした特別な教育課程を実施する際の留意点

特別な教育課程において指導の対象とする「障害による学習上又は生活上の困難」は、ICF（国際生活機能分類）の個人因子や環境因子等との関連で捉えることが必要である。それを踏まえて、個々の生徒の「学習上又は生活上の困難」を把握し、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関との連携の在り方などを検討することが重要である。

具体的には、生徒の発達の特性や、障害による学習上又は生活上の困難を的確に捉え、生徒が現在行っていることや指導すればできること、環境を整えればできることなどに目を向け、生徒の実態に応じて環境を整えつつ、指導内容・方法を工夫し、生徒の自立と社会参加につながる指導を進めることが大切である。

どのようにすれば困難を改善・克服できるのか等を把握し、特別支援教室での専門的な指導に生かすために、客観的根拠となる資料（保護者の同意に基づく発達検査の記録、医師の診察記録など）を用意することが望ましい。

なお、個別的な学習支援、あるいは精神疾患、家庭環境等他の要因のみにより一斉指導が困難な生徒は、特別支援教室での特別な教育課程に基づく指導ではなく、在籍学級における通常の教育課程の中で指導内容や方法を工夫していくことが適切である。

6 中学校の特別支援教室導入に当たり留意すべき事項

中学校への特別支援教室の導入に当たっては、各教科担任による教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学生特有の課題について配慮する必要がある。

(1) 中学校特有の状況への配慮

ア 教科担任制に係る関係教職員との連携

中学校で巡回指導を実施する際に、在籍校との連携において、巡回指導教員と在籍学級担任の他に教科担任との連携も重要となる。一方、巡回指導教員と在籍校の教職員との連携を図るために時間の確保が難しい状況もある。このため、指導対象生徒の行動観察や校内教職員との情報共有など指導以外の巡回指導教員の業務の重要性に配慮するとともに、連携型個別指導計画など、巡回指導教員と在籍校教職員の連携のためのツールを活用することなどが求められる。

また、生徒は、教科担任制により各教科担任から指導を受けることで複数の教員との関わりが生まれ、対人コミュニケーションの機会を設けやすい等のメリットもあることから、学校内で情報共有を図ることが重要である。

イ 複雑化する人間関係や将来の進路への不安への対応

中学校の特別支援教室で指導を受ける生徒に対し、一部の授業を抜けて特別な指導を受けることについて、生徒の自尊感情に配慮し、利用する生徒本人の自己理解・自己決定の尊重を図ることが重要である。

また、将来の進路への不安への対応も必要である。巡回指導教員と在籍校の教職員との連携・役割分担及び外部専門家の活用等により、相談機能を充実させることが求められる。

ウ 教室環境等への配慮

教室の場所や指導の場面における教室環境について、思春期は多感な時期となることに加えて人間関係が複雑になり、周囲の目を気にすることへの配慮や、障害によっては光や音などの刺激への配慮が必要となることに留意する必要がある。教室の名称についても、中学生という発達段階を考慮し、年齢に即した名称にする等の配慮が必要である。

環境整備については、対象生徒の障害の状態や各学校の施設の状況により適切に対応していくことが必要である。

エ 小学校から中学校への指導の接続

個別の教育支援計画（学校生活支援シート）（以下「学校生活支援シート」という。）等の活用や学校間の連携を密にすることにより確実に情報を引き継ぐことが重要である。特別支援教室での指導を小学校から引き続き受けることが必要と思われる生徒については、できる限り中学校入学前から生徒の課題を把握し、適切に判定を行い、生徒の課題を指導計画に反映することが求められる。

(2) 具体的な目標設定と成果の判定

在籍学級で他の生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにするため、特別支援教室での指導の結果、困難さの改善が見られた場合には、速やかに指導時数の見直しや指導終了について判定を行い、次のステップにつなげることが重要である。そのためには、指導開始時に、指導を必要とする理由、指導の目標、指導の終了に関する見込み等を具体的かつ明確に定め、指導の目標の達成度合いについて、学期ごとなどに定期的に評価を行い、指導の成果を把握する必要がある。評価においては、特別支援教室における様子だけでなく、在籍学級での様子も踏まえて判断することが必要である。

加えて、発達障害のある生徒は、特別支援教室で指導を受けている時間は在籍学級での学習指導を受けられない時間となることから、特別支援教室で指導を受けることに不安を抱えている場合もあると思われる。そのため、特別支援教室における指導の開始や終了の判定、指導時間の設定、定期的な評価等の検討に当たっては、こうしたことを念頭に、必要な指導時数及び効果的な指導・支援等について十分に検討する必要がある。

(3) 全ての教職員による取組

発達障害のある生徒は、ほとんどの学級に在籍することが推測され、特別支援教室で指導を受ける生徒は、大部分の時間を在籍学級で学んでいる。

在籍学級においては、在籍学級担任や教科担任による、特別支援教室での指導を参考にした障害に応じた適切な指導・支援の工夫が行われることで、発達障害のある生徒も、在籍学級で他の生徒と共に分かりやすい指導や支援を受けることが可能になる。

発達障害のある生徒への指導・支援は特定の担当教員のみが行うものではなく、全ての教職員で取り組むべきものであり、特別支援教室での指導の成果を在籍学級担任や教科担任をはじめ、学校全体で共有し、指導・支援体制を充実させていくことが重要である。

(4) 障害の程度が軽度の生徒

障害の程度が比較的軽度の生徒については、短期での成果（特別支援教室での指導終了）が見込まれる。このような生徒については、短期間での指導の終了も視野に入れた適切な目標を設定し、設定した目標が達成されれば、速やかに終了の判定を行うよう留意する必要がある。

(5) 在籍校以外の特別支援教室の利用の可能性

特別支援教室の導入により、これまで通常の学級に在籍する発達障害のある生徒に対して通級指導学級で行ってきた特別な指導を、原則として在籍校で受けることになるが、生徒本人の事情や指導上の必要により、在籍校以外で指導を受ける方が効果的な生徒は、例外的に他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能とすべきである。

7 特別支援教室に期待される効果

(1) 生徒の学習能力の向上や集団適応能力の伸長

巡回指導教員は、生徒の障害の状態について在籍学級担任や教科担任等と共通理解を持ち、協働して指導することによって、生徒の障害の状態に応じた特別な指導を実施できるようになる。これにより、生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長が期待できる。

(2) 進路や将来を見据えた展望

巡回指導教員や在籍学級担任等が、臨床発達心理士等の専門家の意見を踏まえて生徒との面談や心理的安定に係る指導等を行うことで、生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促すことができる。これにより、生徒は将来の自己イメージを持つことができるようになり、進路や将来を見据えた展望を持つことが期待できる。

(3) 生徒への早期の支援

特別支援教室の導入により、巡回指導教員や臨床発達心理士等の専門家が在籍学級における生徒の行動観察を行うことで、比較的早期に障害に起因する生徒の困難さに気づき、早期の支援に結び付くことが期待される。

(4) 全ての生徒への効果

巡回指導教員が在籍学級担任や教科担任等に対して助言等を行うことによって、発達障害のある生徒の集団適応能力が伸長されるとともに、校内の全ての教職員が専門家等の意見を踏まえながら、発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい授業を実施することで、全ての生徒にとっても良い効果をもたらすことが期待できる。

(5) 全ての教職員、他の生徒・保護者の発達障害教育への理解の促進

全公立中学校において巡回指導を実施することにより、特別な指導が身近で実施されるようになることで、全ての教職員や他の生徒・保護者の発達障害教育への理解が進む。これにより、これまで特別な指導の意義や内容を知る機会が少なかった生徒や保護者の理解が促進され、支援の必要な生徒とその保護者が支援を受けることを身近に考えることが期待できる。

8 不登校の生徒への対応

(1) 通級による指導における基本的な考え方

発達障害のある生徒は、対人関係やコミュニケーションに困難を抱えているという障害特性が理解されず、それが要因となって不登校の状態になっている場合も想定される。

こうした発達障害のある生徒にとって、通級による指導は生徒が抱える困難さの改善を図る上で効果的である一方、国（文部科学省）の「通級による指導の手引き」（文部科学省編著。平成24年3月改訂第2版）（以下「通級による指導の手引き」という。）では、不登校の状態にある生徒について、以下のような記載がある。

「通級による指導の手引き」 抜粋

不登校の状態にある生徒については、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、通常の学級での適応性に問題がある生徒であり、本来的には通級による指導の対象とはならないものと考えられます。

ただし、主として心理的な要因により、社会的適応が困難となり、社会生活や学校生活で支障が認められ、かつ、不登校の状況が軽度（通常の学級の授業におおむね参加していること）の場合には、通級による指導の対象となるものと考えられます。この場合、通級による指導の対象となるかどうかの判断については、教育相談機関や教育支援センター（適応指導教室）との関連も考慮し、特に慎重に検討する必要があります。

※ 文部科学省から平成28年9月14日付28文科初第770号により発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」によると、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を『問題行動』と判断してはならない」との基本的な姿勢が示されている。

通級による指導においては、在籍学級における行動観察等から生徒が抱える困難さを把握し、継続して指導を行い、困難さの改善を定期的に評価していく必要があるため、在籍学級の授業におおむね参加していることが求められる。

一方、不登校の状態にある生徒については、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、「通級による指導の手引き」に記載のとおり、本来的には通級による指導の対象とはならないものと考えられる。ただし、主として心理的な要因により、社会的適応が困難となり、社会生活や学校生活で支障が認められ、かつ、不登校の状況が軽度（通常の学級の授業におおむね参加していること。）の場合には、通級による指導の対象となるものと考えられる。

自閉症・情緒障害特別支援学級と同様、通級による指導の対象となる不登校の生徒は、原因が様々であり、その対応も一人一人の生徒の実態により異なるため、教育的対応としては、医療、相談機関等との連携を図りながら、実態に応じた取組が必要である。また、教育内容・方法の決定に当たっては、その障害の状態に応じて教育支援センター（適応指導教室）等における対応も視野に入れ、慎重に検討する必要がある。

(2) 在籍学級における日常の対応

発達障害のある生徒が不登校の状態にならないようにするためには、在籍学級における日常の指導において分かりやすい授業を実施するとともに、落ち着いて生活できる教室環境の整備や、周囲の生

徒の理解を深めることが大切である。そのため、あらかじめ当日の授業の流れ・段取りを伝えること、板書やプリントで大事な部分を色分けするなどのユニバーサルデザインの考え方に基づく学習指導や、都内公立中学校の情緒障害等通級指導学級などで行われている、ソーシャルスキルの学習のノウハウを活用した支援が効果的である。

都教育委員会では平成28年2月に策定した「東京都発達障害教育推進計画」に基づき、発達障害のある児童・生徒への指導を計画的かつ効果的に実施するため、学力や社会性の向上を図る様々な取組を行っている。「新たに不登校を生まない」という視点から、こうした取組を進めていくことも重要である。

【参考】教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書（平成29年2月）P45～46
（巻末資料参照）

9 モデル事業における中学校特別支援教室導入の成果

(1) 中学校特別支援教室モデル事業の実施状況

東京都発達障害教育推進計画に基づき、中学校における特別支援教室の円滑な導入に向けたモデル事業を実施した。

- ・実施期間 平成28年度・平成29年度の2か年
- ・実施区市 目黒区（9校）、葛飾区（24校）、日野市（8校）、狛江市（4校）

(2) モデル事業における特別支援教室導入の効果

モデル事業実施区市での特別支援教室導入の効果は以下のとおりである。

ア 目黒区

(ア) 生徒が抱える困難さに対応した指導・支援の充実

巡回指導教員が各校を巡回し、生徒の在籍学級での状況を十分に観察することにより、生徒が在籍学級で抱える困難さをより一層的確に把握でき、個々の生徒の課題に応じた指導・支援が充実した。

また、巡回指導教員と在籍学級担任、教科担任、保護者等が、連携型個別指導計画や学びの窓（連絡帳）を活用して連絡・連携し、特別支援教室での指導・支援内容を在籍学級における指導・支援につなげて相互連携・相互補完することにより、生徒の学習能力の向上や集団適応能力の向上のための指導・支援が充実した。

(イ) 指導・支援の継続

小学校における特別支援教室での指導・支援を受けていた児童について、中学校においても引き続き特別支援教室で指導をする場合の利用までの手続を新たに設定したことで、小学校から中学校への円滑かつ確実な指導・支援の引継ぎを行い、個々の課題に応じた指導・支援を継続する

ことができるようになった。

(ウ) 指導・支援の早期開始

巡回指導教員が、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーとともに在籍学級での行動観察を行うことにより、特別支援教室を利用していない生徒の障害に起因する困難さに早期に気づき、在籍学級や特別支援教室での指導・支援に早期につなげることができた。

(エ) 生徒の負担や不安の軽減

在籍校において巡回による指導を受けられることや、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導を柔軟に設定できることにより、他校への移動に伴う生徒の負担や、在籍学級での指導を受けられない時間に対する生徒の不安を軽減できた。

また、生徒の自尊感情や気持ちを把握するための「自分の心シート」「リクエストシート（仮称）」等を新たに開発・導入・活用し、本人の自尊感情を培いながら自己理解・自己受容を促すことで、生徒の不安を軽減するとともに、将来の自己実現に向けたイメージを持たせることができた。

さらに、特別支援教室の相談機能として、巡回指導教員が中心となって生徒の進路や人間関係の不安等の相談を受けることにより、生徒の不安を軽減し心理的安定を促すことができた。

(オ) 特別支援教育への理解啓発の促進

特別な支援が必要な生徒に対して身近な在籍校で指導が行われ、その成果が在籍学級で具体的に表れることにより、在籍校の教員、生徒、保護者等の理解啓発が進み、各校で支援を必要とする生徒に適切に支援を行うことができるようになった。

また、巡回指導教員が、各巡回校で特別支援教育コーディネーター（副）としての役割を担い、巡回校の研修会や保護者会、校内委員会等において講演や説明等を行ったり、巡回校の教職員や保護者からの特別支援教育に関する相談を受けたりすることにより、特別支援教育への理解啓発の促進が図られた。

イ 葛飾区

(ア) 発達上の課題を抱えた生徒が抱える困難さの改善

全ての中学校に特別支援教室を設置したことにより、担当する教員が各学校に巡回して指導することができ、通級指導学級で行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようになった。特別支援教室において巡回指導教員と在籍学級担任が、生徒の発達上の課題について共通理解を図り、協働することで、生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善でき、生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図ることができた。これにより、発達上の課題を抱えた生徒は、在籍学級の中で他の生徒と共に有意義な学校生活を送れるようになった。

(イ) 多くの発達上の課題を抱えた生徒への指導の実施

全ての中学校に発達上の課題を抱えた生徒が在籍するものと推測されるため、生徒が抱える困

難さに対応した特別な指導を受けられる体制を整備した。

(ウ) 生徒・保護者の負担などの軽減

特別な指導を在籍校で受けられることで、他校への移動時間や移動時の安全といった生徒の負担や保護者の送迎の負担を軽減できるとともに、在籍学級の時間割などに応じた柔軟な特別支援教室での特別な指導が設定されることで、在籍学級での授業の遅れに対する不安を軽減できた。

(エ) 在籍学級における支援の充実による学級運営の安定化

巡回指導教員が通常の学級の教員に対して、具体的な指導内容・方法や支援の方法について助言し、これに基づき、通常の学級での当該生徒や他の生徒が学習に集中できる環境を整え、学級運営の安定化が図られた。

(オ) 教員、生徒、保護者の発達障害教育への理解促進

全ての葛飾区立中学校において巡回指導を実施することにより、これまで特別な指導の意義や内容を知る機会が少なかった生徒や保護者の理解が促進され、より多くの生徒への必要な支援につながった。また、特別な指導が身近で実施されるようになることで、全ての教員や他の生徒、保護者の発達障害教育への理解が進んでいる。

(カ) 小学校から中学校への特別支援教育の継続的な指導・支援

小学校の特別支援教室での指導・支援を受けていた児童で、中学校においても特別支援教室の利用継続を希望した生徒は、中学校の巡回指導教員及び特別支援心理コーディネーター（臨床発達心理士）が、小学校の特別支援教室及び在籍学級での対象児童の行動観察、また、担任、特別支援教育コーディネーター、小学校の巡回指導教員等からの児童についての聞き取りを行った。このことにより、小学校から中学校への特別支援教育の継続的な指導・支援が図られた。

(キ) 巡回指導教員の資質の向上

特別支援心理コーディネーターによる学習面、情緒・行動面、対人コミュニケーション面など多角的な面からの見立てにより、巡回指導教員へ指導・支援についてコンサルテーションを行うことで、巡回指導教員の資質の向上及び生徒への指導・支援の充実につながった。

ウ 日野市

(ア) 必要な生徒への適切な教育的支援の提供

これまで他校での指導に対する心理的不安・時間的負担から、情緒障害等通級指導学級での指導を希望しなかった生徒が、在籍校での指導開始により、指導を希望し必要な生徒に適切な教育的支援が提供できるようになった。平成28年度、通級による指導を受ける生徒は13名であったが、巡回指導を開始したところ、平成29年度は24名に増加し全ての中学校に指導を受ける生徒が在籍している。なお、これまで他校に通級していた生徒も在籍校で指導を受けている。

(イ) 切れ目のない支援の実現

小学校において特別支援教室の支援を受けていた児童が、必要により中学校においても生徒の

実態に応じて在籍校で支援が受けられることになった。また、中学生という発達段階において、新たに特別支援教室による支援が必要な生徒に対し、適切な教育的支援を提供できる環境が整備された。

(ウ) 全ての中学校における校内支援体制の充実

これまで情緒障害等通級指導学級がなかった中学校においても特別支援教室が設置され、在籍校で巡回指導教員が指導を行い、臨床発達心理士等も巡回して助言等を行った。これらの外部専門家は、日常的に在籍校の教員と連携し、校内委員会等に参加し校内支援体制の充実に貢献した。在籍校の教員も特別支援教育に関する更なる理解促進が図られ、中学校全体の支援体制の充実が期待される。

(エ) 生徒・保護者の理解促進

在籍校に特別支援教室が設置されることで、指導等を身近に見聞きする機会が増え、発達障害等への理解促進が図られた。特別支援教室で支援を受ける生徒だけでなく、周囲の生徒及び保護者に対しても理解が進むことで、共生社会の実現に寄与している。

(オ) 指導内容の充実と指導力向上

在籍校において、各教員と巡回指導教員との連携が図られ、通常の学級と特別支援教室それぞれの指導について情報交換等を行った。こうした在籍校の教員と巡回指導教員の密接な連携により、双方がお互いから学び指導内容の充実につながった。また、教員全体の研修や職層ごとの研修、校内での研修を通し、教員の専門性向上を図った。臨床発達心理士等からも適切な助言を得ることで、対象生徒の実態の把握が進み教員の指導力向上につながっている。

エ 狛江市

(ア) 巡回校の教員への特別支援教育の理解促進

巡回指導教員が、巡回校との教員と情報共有の時間を確保したり、巡回校の校内研修会で特別支援教室の現状等を伝えたりすることで、特別支援教育の理解が促進された。

(イ) 在籍学級の授業進度に対する生徒の不安軽減

他校への通級に要していた移動時間がなくなることで、在籍学級で受ける授業の時間数が増えた。そのため、授業進度に関する生徒の不安軽減が図られていると考えられる。

(ウ) 巡回指導教員の資質向上

教員がペアで巡回指導を実施することで、OJTの推進が図られ、巡回指導教員の専門性の向上につながっている。

(エ) 巡回指導教員と在籍学級の担任との連携の強化

巡回指導の内容等を、巡回指導の当日に在籍学級の担任及び各教科の担当教員に伝えることで、巡回指導教員と在籍学級の担任との情報交換の機会が増え、生徒の実態に応じた指導が充実するなど、より一層の連携が図られた。

(オ) 小学校から中学校への円滑な接続

小学校において特別支援教室での指導を受けた児童が、中学校でも引き続き指導を受けられる体制作りは必要不可欠である。そのための小学校から中学校への引継ぎ、中学校教員の早期による面接、保護者説明会の実施等により、小学校から中学校への継続的な支援を円滑に行うことができた。

10 中学校への特別支援教室の導入計画

(1) 区市町村教育委員会による導入計画の策定

特別支援教室を設置し円滑に巡回指導を開始するために、区市町村教育委員会は各地区の実情を考慮した導入計画を策定する。また、区市町村教育委員会は、教職員や保護者等を対象とした説明会等を開催するなどして、特別支援教室の意義や導入計画、巡回指導体制、指導内容・方法等について周知を図る必要がある。

都教育委員会は、区市町村教育委員会から翌年度の特別支援教室導入計画のヒアリングを行い、導入計画及び特別支援教室の対象生徒の見込み数に基づき、必要な人的配置や支援を実施する。

平成30年度以降、区市町村教育委員会は、特別支援教室における巡回指導を順次導入する。

(2) 全公立中学校への導入スケジュール及び支援策

平成30年度から準備の整った区市町村において特別支援教室を導入し、平成33年度までに全ての中学校での設置を目指す。

都教育委員会は、区市町村教育委員会に対する支援策として、特別支援教室を設置した中学校に対して、巡回指導等での指導内容・方法について助言する臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士（以下「臨床発達心理士等」という。）の巡回を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営を図る非常勤職員（特別支援教室専門員）を配置していく。

また、特別支援教室の整備を行うための物品購入及び簡易工事にかかる経費を補助する（次章、参照）。

【中学校特別支援教室導入及び支援体制に係るスケジュール】

年度	28	29	30	31	32	33
全体スケジュール		→				→
	モデル事業実施	ガイドライン作成・周知	準備の整った区市町村から順次導入			全校導入完了
			中学校特別支援教室の検証	→		
教員定数			→	→	→	→
			情緒障害等通級指導学級の配当方針	10(生徒)：1(教員)での定数措置		検証結果に応じた定数措置
臨床発達心理士等			→	→	→	→
			心理士等巡回			
特別支援教室専門員				→	→	→
				専門員配置		
設置条件整備費補助			→	→	→	→
			補助金			

参 考

小学校特別支援教室導入の成果

平成 28 年度に小学校特別支援教室を導入した区市町村教育委員会のアンケートによる成果は以下のとおりである。

成 果
○支援が必要な児童を適切に支援につなげられるようになった。
・在籍校での身近な指導となり、より多くの児童が指導を受けられるようになった。
・保護者の送迎の負担がなくなり、保護者の事情で通えなかった児童も指導を受けられるようになった。
・在籍校の教職員の理解が進み、学校側からも適切に働き掛けることができるようになった。
・巡回指導教員の助言により、支援が必要な児童を適切に特別支援教室につなげることができた。
・臨床発達心理士等の助言により、支援が必要な児童を適切に特別支援教室につなげることができた。
○発達障害の児童に対する在籍校教職員や周囲（他の児童・保護者）の理解の促進が図られた。
○巡回指導教員と在籍校教職員（学級担任等）の連携が密になることにより指導の充実が図られた。
○課題のある児童を早期から適切に特別支援教室における指導につなげることができた。
○対象児童及び保護者の負担が軽減された。
○学級担任等との連携や周囲の児童の理解が進んだことにより、通常の学級で行う支援や工夫が増えた。
○巡回指導教員等が学級担任に対して助言等を行うことにより学級運営の安定化が図られた。
○在籍学級における時間割等に応じて、柔軟に特別支援教室での指導を設定することができた。
○適切な指導時間を設定することにより、対象児童一人当たりの指導時間数が減った。
・在籍校での指導となったため、児童個々に応じて本当に必要な指導時間数で行えるようになった。
・在籍学級との連携による通常の学級での支援を意識し、より短時間での指導時間の設定を行うようになった。
・早期から適切に特別支援教室での指導につなげるようになったことに伴い、少ない指導時間数での指導開始が増えた。

特別支援教育就学奨励費補助金の取扱いについて

他校に設置されている通級指導学級で指導を受けるために必要な通学費に適用される特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援教室における指導についても、従前と同様に補助対象経費となる（理由：特別支援教室における指導は、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づく指導に該当するため）。

第2章 特別支援教室の基盤整備

1 特別支援教室の実施体制

特別支援教室の各中学校への設置によって、これまで特別な指導を受けられなかった発達障害のある生徒が指導を受けやすくなり、対象生徒の増加が予測されるため、生徒数に応じた教員の配置を行っていく。

また、生徒が抱える困難さを改善するためには、生徒の障害の状態を的確に把握し、障害の状態に基づいた指導内容・方法の充実を図る必要がある。

さらに、巡回指導教員が各中学校を巡回することから、各中学校において特別な指導を受ける生徒の指導時間の調整等、円滑に運営するための校内の調整を行う必要がある。

都教育委員会は、必要となる巡回指導教員の配置、指導内容・方法について助言する臨床発達心理士等の巡回、特別支援教室の円滑な運営を図るための特別支援教室専門員の配置などにより、効果的・効率的な特別支援教室の実施体制を整備していく。

2 巡回指導教員等の配置

(1) 巡回指導教員の配置

教員配置基準について、区市町村における特別支援教室の導入の有無にかかわらず、平成 31 年度から、区市町村ごとに年度当初に週当たり 1 単位時間以上の指導を受ける生徒 10 人につき 1 人の教員を配置することとする。

また、平成 31 年度から平成 32 年度末までの期間、経過措置を適用し、この期間の各年度当初の指導生徒数が平成 30 年度の対象生徒数を下回らないことを条件として、指導対象生徒数 10 人につき教員 1 人の基準で算出した教員数が平成 30 年度の教員配置数を下回った場合に、平成 30 年度の教員配置数を維持することとする。

今後、平成 31 年度に教員配置基準に係る検証を行い、検証結果に応じた定数措置を平成 33 年度から適用する。

なお、平成 30 年度は従前の情緒障害等通級指導学級の教員定数配当方針に則り配置を行う。

(2) 臨床発達心理士等の巡回

臨床発達心理士等は、全公立中学校で対象生徒が必要とする特別な指導を受けられるようにするため、対象生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を行う役割を担うものであり、スクールカウンセラーとはその役割が異なる。

特に中学校においては、小学校において求められる役割に加えて、以下の二つの役割が重要である。

ア 発達段階を踏まえた教職員への助言

中学生の発達段階では、複雑化する人間関係や将来への不安、さらには二次障害への対応が課題と

なってくるため、生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促し、将来の自己イメージを持たせることが重要である。また、生徒が抱える学習上又は生活上の困難さは、生徒に対する適切な指導や学習環境を整えることにより改善することもあることから、生徒の実態に応じて環境を整えつつ、指導内容・方法を工夫することも重要となる。そのため、臨床発達心理士等が、専門的立場から、巡回指導教員や在籍校教職員へ生徒の支援方法に係る助言を行う。

イ 生徒本人・保護者に説明する際の支援

思春期で多感な時期となることから生徒本人が自己の障害特性や抱える課題を受け入れることがなかなかできず、結果として適切な指導・支援を受けることができないということが見受けられる。支援を必要とするこれらの生徒本人及びその保護者に対して、生徒の自尊感情に配慮しながら、障害に対する自己理解と支援に関する合意形成を図り、適切な支援につなげることが重要である。そのため、巡回指導教員や在籍校教職員が生徒・保護者に対して支援の必要性等を説明する際に、必要に応じて臨床発達心理士等が専門的な見地から助言を行う仕組みが必要である。

こうしたことから、平成30年度から、特別支援教室設置校1校につき年間10回程度（年間40時間相当）巡回することとし、拠点校・巡回校を問わず、特別支援教室で指導を受ける生徒がいる中学校を巡回する。

臨床発達心理士等が担当する業務は以下のとおりである。

- ① 発達障害の可能性のある生徒の障害の状態の把握を行い、特別な指導の必要性の有無について在籍校の教職員に助言する。
- ② 生徒を巡回指導の対象とするための校内委員会での検討に必要な資料の作成や助言をする。
- ③ 巡回指導教員や在籍校の教職員が生徒本人及び保護者に対して支援の開始等について説明する際に、必要に応じて臨床発達心理士等が専門的な見地から意見を述べる。
- ④ 特別支援教室での指導を開始する生徒の個別指導計画等の作成に当たって、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に対し助言を行う。
- ⑤ 特別支援教室や在籍学級での生徒の状況を観察し、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に必要な助言を行う。
- ⑥ 生徒の抱える困難さの改善状況を把握し、校内委員会等に報告し、当該生徒の特別支援教室での指導の終了に関して助言する。
- ⑦ 指導の対象となる生徒の有無にかかわらず、各学級の授業を観察し、特別な支援が必要な生徒等の指導に関し在籍学級担任や教科担任等に対し、必要な助言や支援を行う。
- ⑧ 対象生徒の自己理解・自己受容を促し、将来の自己イメージを持たせる観点から、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に対して指導に係る必要な助言や支援を行う。

臨床発達心理士等は巡回指導教員や在籍校教職員に対する助言が主な役割であり、直接生徒やその保護者の相談を受けることは業務としては想定していない（上記の③で、巡回指導教員や在籍校の教

職員が生徒本人及び保護者に対して説明をする際に立ち会うことは差し支えない。

なお、平成 29 年 9 月 15 日に公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）が施行され、心理職の国家資格が定められたことから、巡回する心理職等の資格及び人材活用の方法について、公認心理師法施行後の動向を注視していく。

(3) 特別支援教室専門員（非常勤職員）の配置

特別支援教室専門員は、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う。平成 31 年度から、特別支援教室設置校 1 校につき 1 人を配置することとし、拠点校、巡回校を問わず、特別支援教室で指導を行う生徒がいる中学校に配置する。

特別支援教室専門員は、校内における連絡・調整や巡回指導教員との連絡・調整が主であり、生徒の指導を行うことはないが、校内における連絡・調整や指導の記録を行うことから、中学校教育や学校運営への理解が求められる。このため、教員として勤務経験がある者、若しくは教員免許を有する者が望ましい。また、特別支援教育に理解があり、中学校の実情に精通している者も対象となり得る。

特別支援教室専門員も、当該校の職員であることから、他の教職員と同様に机やパソコン等の執務環境を整えとともに、教職員間の連携を図るためにも、既存の職員室の中に執務場所を確保することが望ましい。

特別支援教室専門員が担当する業務は以下のとおりである。

- ① 特別支援教室で指導を受ける生徒の指導を受ける時間割を調整し、変更が生じた際には、随時対応する。
- ② 巡回指導教員及び臨床発達心理士等の巡回日を連絡・調整する。
- ③ 特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具を調整する。
- ④ 巡回指導教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作成する。
- ⑤ 特別支援教室における指導の記録を作成する。
- ⑥ 在籍学級での生徒の行動観察及び記録を作成し、巡回指導教員へ報告する。
- ⑦ 巡回指導教員の指示に基づき、特別支援教室における指導の様子や在籍学級における配慮事項等を在籍学級担任や教科担任等へ伝達する。その他、伝達事項等の連絡など、巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等の間の連絡調整の補助を行う。

3 特別支援教室に関する施設・設備の確保・整備

(1) 教室整備の基本的な考え方

『通級による指導の手引』では、「通級による指導は、学校内に通級による指導のための専用のスペースを設けて指導を行う場合もあれば、そのようなスペースが無くとも、空き教室、図書室、特別

支援学級などの既存のスペースを活用して指導を行う場合もある」としている。

また、「中学校施設整備指針」（平成 28 年 3 月改訂、文部科学省）では、通級による指導のための関係室について、空間の可変性を確保するため、可動間仕切を設置することも有効であるとしている。

これらは、各校の実情を考慮し、専用のスペースを設けて指導を行うだけでなく、児童・生徒の障害の状態に応じて、様々に工夫し、柔軟に指導を行うことが重要であることを述べている。

中学生の発達段階を考慮すると、中学生は小学生と比較して、人間関係が複雑化するため、障害に起因する人間関係の構築の困難さが顕著となる傾向があり、また将来の進路への不安などへの対応のために、生徒からの相談等を聞き、心理的安定を図りながら指導を行うことが重要である。一方で、中学生になると人目を気にする傾向も顕著となるため、生徒が心理的負担なく指導を受けられるよう、教室内にパーテーション等により個別スペースを確保することも有用と考えられる。

さらに、生徒の障害特性に応じて感覚や認知の特性に配慮した環境整備をするなど生徒が学びやすい環境を整えていくことが望ましい。

各校に設置する特別支援教室はこれまでの通級指導学級とは異なり、毎日使用する教室ではないため、既存施設の有効活用や巡回指導の日にのみ使用する兼用の教室でも可能である。そのため、各学校の施設整備の状況に応じて、柔軟に対応することが求められる。

いずれにしても各中学校の教室の空き状況や指導生徒数によって、実情は大きく異なるため、実情に応じて各区市町村が判断する。巻末では、モデル区市における教室整備事例を紹介する。

【表 モデル区市における特別支援教室の整備状況】

	設置中学校数	専用教室・兼用教室の内訳		教室の広さの内訳	
		専用教室	兼用教室	1教室程度	2分の1教室程度
目黒区	9 校	4 校	5 校	2 校	7 校
葛飾区	24 校	19 校	5 校	12 校	12 校
日野市	8 校	1 校	7 校	1 校	7 校
狛江市	4 校	3 校	1 校	2 校	2 校

(2) 東京都公立中学校特別支援教室設置条件整備費補助事業

公立中学校に係る施設整備については、原則として設置者である区市町村がその経費を負担することとされている。平成 33 年度末までに全公立中学校に特別支援教室を導入するためには、区市町村に短期的な財政負担が生じることが想定され、それにより特別支援教室の導入が遅れることや区市町村間で差が生じることが望ましいことではない。

そのため、都教育委員会は特別支援教室の円滑な導入に向けて、区市町村教育委員会に対して平成 30 年度から平成 32 年度までの間、東京都公立中学校特別支援教室設置条件整備費補助事業を行う。

補助事業の内容は、各中学校における特別支援教室導入に係る経費として、教材等の物品購入に要する経費を1校当たり30万円、教室環境の整備に要する簡易工事相当の経費を1校当たり70万円を、それぞれ上限額とした全額を補助するものである。原則として、特別支援教室の設置年度の前年度に補助を行うが、平成30年度に設置する学校については、設置年度（平成30年度）における補助も可能とする。

教材等の主な対象としては机、椅子、ホワイトボード、学習用教材等である。必要な物品の購入により、それぞれの障害の状態に応じた教材等が各中学校で共通して使用できるようになり、巡回指導教員が巡回する度に教材等を持ち歩かなくても良い環境を整えていく。

教室環境の整備に要する簡易工事相当の経費については、モデル区市での実施例を踏まえ、簡易間仕切りの設置等への補助を行う。

特別支援教室での指導に使用する教室は、既存施設の有効活用を前提とする。

第3章 巡回指導の実施

1 拠点校の設置等

(1) 拠点校と巡回校によるグループ編成

区市町村教育委員会は、巡回指導を行うに当たって、各中学校の規模・対象生徒数、中学校間の距離・移動の利便性、巡回指導教員数・OJTの実施体制等の実情を考慮し、拠点校と巡回校からなるグループ（以下「拠点・巡回校グループ」という。）を決定する。

(2) 拠点校に配置する巡回指導教員数

巡回指導教員は、拠点校を本務校とした配置となる。

巡回指導教員の配置基準は第2章の2(1)のとおり区市町村ごとに年度当初に週当たり1単位時間以上の指導を受ける生徒数に応じて教員を配置するため、区市町村教育委員会は年度毎に、各拠点校への巡回指導教員の配置案の報告を行う。都教育委員会は、その報告の内容を精査し、年度ごとに特別支援教室での指導について認証を行うとともに各拠点校に配置する教員数を決定する。

2 巡回指導体制の編成

(1) 巡回指導教員の配置案の策定

拠点・巡回校グループにおいて、巡回指導を行う教員について、各拠点・巡回校グループの対象生徒数や対象生徒の障害の状態等に基づく指導内容・方法、指導時間数等に応じて、区市町村教育委員会が配置案を策定し、この配置案に基づき、都教育委員会が任命する。

区市町村教育委員会はOJTの実施体制を実効性あるものとするために、配置案の策定に当たり、各拠点・巡回校グループに、巡回指導の中心を担う経験が豊富で専門性の高い教員を配置することが望ましい。また、各区市町村教育委員会には、人事異動等があっても常に各拠点・巡回校グループに巡回指導の中心を担う人材を配置できるよう、中長期的な視点からの人材の配置や活用、育成を考慮した人事構想を立てることが求められる。

さらに、巡回指導教員の負担を考慮し、一人の巡回指導教員が担当する巡回校の学校数が多くなり過ぎないように留意する。

(2) OJTを効果的に取り入れた多様な巡回指導体制の編成

巡回指導の実施に当たっては、巡回指導教員の専門性向上を図る観点から、既に通級指導学級で指導に当たってきた教員など特別な指導の経験がある教員と、教職経験の浅い教員、特別支援学級等を担当した経験の少ない教員などを組み合わせ、専門性の高い教員が実際の指導場面で指導・助言できるOJTの実施体制を構築することが重要である。また、巡回指導教員同士の情報共有や業務に係る調整のため、巡回指導教員が拠点校で同じ時間に集まる時間を、最低週1回半日程度、設定することが望ましい。

3 巡回指導の実施

(1) 拠点校及び巡回校の体制

巡回指導教員は拠点校を本務校とし、巡回校は兼務校となる。

特別支援教室の円滑な運営のためには、巡回指導教員は巡回校の教員として、他の教職員と連携して、特別支援教室の運営の充実に尽力することが期待される。

(2) 巡回指導教員の業務

巡回指導教員は、拠点校及び巡回校において、特別支援教室における指導だけでなく、在籍学級における生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任や教科担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画、生徒の相談への対応等、特別支援教室の運営に関連する業務を担当する。

発達障害のある生徒への適切な指導・支援は、特別支援教室における指導のみで完結するものではない。適切な指導・支援のためには、生徒一人一人の課題に応じて、在籍学級における適切な配慮や、在籍学級における課題の改善状況に応じて、特別支援教室での指導を設定するなど、特別支援教室における指導と在籍学級等の学校生活全体における指導・支援とが密接に連携することが大切である。

そのため、在籍校の管理職の指示の下、巡回指導教員と特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員をはじめとする在籍校の教職員とが連携して、発達障害教育の推進のための校内体制を充実させていくことが必要である。

また、巡回指導教員は特別支援教室における指導及びそれに関連する業務を行うために配置されるものであることから、拠点校及び巡回校における分掌や部活動の担当については、巡回指導等の業務に支障が生じないようにする必要がある。

具体的には、巡回指導教員は拠点校で常時勤務しているわけではないことから、拠点校における分掌は、巡回指導教員としての業務に支障がないように配慮が必要であり、部活動指導についても、巡回指導教員としての業務に支障がないようにする必要がある。また、巡回校においては、分掌、部活動や学校行事については、原則、担当しないことが必要である。

(3) 巡回指導を行う教員

巡回指導教員は拠点校及び巡回校において、発達障害教育の中心を担うことから、特別支援学校教諭免許状を有している、あるいは固定学級や通級指導学級で発達障害や情緒障害のある児童・生徒の指導経験があるなど、発達障害教育に精通していることが望ましい。

なお、巡回指導教員が特別支援教室における「自立活動」の指導の中で教科の内容を取り扱った指導を行う場合であっても、必ずしも巡回指導教員は当該教科の免許状を有している必要はない。ただし、その場合でも、個別指導計画や指導案の作成に在籍校の教科担任等が参画するなど、在籍校の教科担任等と連携を図り指導を行うことが望ましい。

(4) 人材の有効活用

平成30年度には全公立小学校に特別支援教室が設置されるとともに、平成30年度以降公立中学校に順次特別支援教室が設置されていくことから、今後、更に巡回指導教員となる人材の確保と専門性の向上が必要となってくる。

巡回指導教員となる人材の確保のためには、小・中学校と特別支援学校の教員の異校種期限付異動や、特別支援学級（特別支援教室を含む。）教員の公募人事なども活用し、発達障害教育に対する意識が高く、特別支援教育に必要な資質・能力を備えた教員を確保することが重要である。

また、巡回指導教員の専門性の向上のためには、区市町村教育委員会や都教育委員会が実施する研修を充実するとともに、特別支援教育において高い専門性と優れた指導力がある指導教諭を、特別支援教室の巡回指導教員の資質向上のために活用するなどの方策が求められる。

人事異動を活用した発達障害教育に係る人材育成及び人材確保

○小・中学校と特別支援学校の教員の異校種期限付異動の活用

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高校と特別支援学校の間で期限を定めて行う異動の仕組みがあります。

小・中学校に期限付で異動した特別支援学校の教員を、小・中学校の特別支援教育の専門性向上を担う教員として活用しています。また、特別支援学校に期限付で異動した小・中学校の教員を、将来の小・中学校の特別支援教育を担う教員として育成しています。

○特別支援学級（特別支援教室を含む。）の教員公募の活用

発達障害教育に対する意識が高く、特別支援教育に必要な資質・能力を持った教員を確保するために、特別支援学級（特別支援教室を含む。）の教員について公募人事を実施しています。

コラムQ & A

Q1 拠点校における分掌と部活動

巡回指導教員の分掌、部活動の持ち方について、拠点校における分掌は、「巡回指導教員としての業務に支障がないように配慮」、拠点校における部活動は、「巡回指導教員としての業務に支障がないようにする必要がある。」とされています。具体的に、どのような違いがあるのですか。

A1 巡回指導教員は常時拠点校に勤務しているわけではないので、本務校である拠点校における校務分掌については、巡回指導教員としての業務に支障がないように配慮した上で、分掌業務を担当することを想定しています。

一方、放課後の時間帯は、生徒等からの相談や学級・教科の担当教員等との在籍学級での指導・支援の工夫に関する打合せなど、特別の指導を担当する教員として対応すべき業務を遂行する必要があることから、拠点校における部活動については、必ず担当することを想定しているものではなく「部活動を担当する場合においては、巡回指導教員としての業務の遂行に支障がないようにする必要がある。」としています。

なお、拠点校において巡回指導教員の校務分掌を検討する際には、巡回指導教員は、拠点校・巡回校において、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員等と連携し発達障害教育の推進役を担うことが求められていることに留意する必要があります。

コラムQ&A

Q2 新任教員の配置

新任の教員を通級による指導の担当者として差し支えありませんか。

A2 「通級による指導の手引き」では、

通級による指導が教育効果を上げるには、何よりも担当教員の資質が重要となります。なぜなら、通級による指導は、限られた時間の中で1対1の個別指導が中心になり、担当教員は専門的な指導力を強く求められることになるためです。多くの場合、児童生徒が通常の授業に替え、又は放課後等に時間を設定して指導を受けることとなりますが、期待された教育効果を上げることができなければ、通級による指導の意義そのものを問われることになります。

したがって、通級指導担当教員は、専門的な知識、技能を有するとともに、個々の児童生徒の障害の状態や特性等を的確に把握し、それに応じた指導を行える力量が必要となります。通級指導担当教員を配置するに当たっては、これらの点を十分に勘案した上で、適任の者を充てることが大切であり、新任教員であっても専門の教育を受け、採用前に実際に通級による指導に直接携わったことがあるなど特別な場合以外は、新任の教員をこの担当に充てることは一般に不適當であると思われます。

としています。

こうしたことから、各区市町村や各学校においては、巡回指導教員の専門性を把握した上で、特別支援教室に期待された効果を発揮できる体制づくりを行うことが必要です。

また、巡回指導教員は、在籍学級担任、教科指導、学校行事、部活動等、学校の教員が通常担う業務を日常的には担当しないことから、教員としての資質向上の観点からも、専門の教育を受け、採用前に実際に通級による指導に直接携わったことがあるなど、特別な場合以外は、教員経験のある者を配置することが望ましいと思われます。

第4章 指導の開始と終了

1 指導の開始までの手順

(1) 中学校で初めて特別支援教室の指導を申請する場合

原則、小学校の特別支援教室での指導を開始する手順と同様であり、中学校の在籍学級担任や教科担任等からの気付きに基づき、校内委員会で当該生徒の特別な支援の程度について検討し、学校が区市町村教育委員会に特別支援教室での指導の開始について申請する。その後、区市町村教育委員会の判定会議の決定を受けて指導を開始する。

(2) 小学校の特別支援教室で指導を受けていた場合

小学校の特別支援教室での指導の経過から、中学校入学当初から特別支援教室での指導を開始することで円滑に中学校への進学が果たせることが見込まれる場合がある。保護者が中学校の入学時に特別支援教室の利用の開始を希望する場合は、中学校への就学相談となるので、保護者が区市町村教育委員会に就学相談の申出を行う必要がある。保護者の希望に基づき、区市町村教育委員会は、在籍している小学校に対して特別支援教室の指導の経緯や評価を就学相談の参考意見として聴取したり、中学校の巡回指導教員や心理の専門家等による当該児童の行動観察を行ったりするなど、適切な就学相談を行い、中学校での特別支援教室の利用を決定する。

入学当初から特別支援教室での指導を希望しない場合は、保護者の承諾を得て、中学校への円滑な引継ぎを行う。

また、在学中に特別支援教室の利用を希望する場合には、上記「(1) 中学校で初めて特別支援教室の指導を申請する場合」の手順に従って、学校が区市町村教育委員会に申請する。

2 特別な指導が必要な生徒への気付き

(1) 小学校からの引継ぎ

ア 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）等による学校間の引継ぎ

小学校の校長は、進学先の中学校の校長と連携を図り、教育上特別な支援を必要とする児童に対する支援内容を記載した学校生活支援シート等を保護者の同意を得て、中学校に引き継ぐ。

中学校では、教科担任制となることや部活動が始まることなどにより、生徒の学習環境や生活環境が大きく変化するため、小学校で学びにくさを感じられた教科等について明確にしておく必要がある。そのため、教員相互の学校見学や当該児童及び保護者の中学校見学等の機会を設けるなど、小学校と中学校の積極的な連携を図ることが重要である。特に、小学校から引き続いて特別支援教室での指導が必要と考えられる場合には、特別支援教室の担当教員同士の情報交換や引継ぎに加え、当該児童や保護者による中学校の特別支援教室の見学や体験等を通じて、中学校での特別支援教室での指導について、理解を促すことが大切である。

イ 区市町村教育委員会内での引継ぎ

小学校で特別支援教室を利用したことのある生徒については、区市町村教育委員会の就学相談担当と教育相談担当との引継ぎを確実にを行う。中学校入学時には特別支援教室での指導の対象となっていない生徒でも、中学校在籍中に教育相談担当部署等に相談がある場合があるので、指導の経過などの情報を適切に活用できるようにしていくことが重要である。

(2) 在籍学級における生徒への気付き

ア 在籍学級担任、教科担任の気付き

小学校では、在籍学級担任が、児童に発達障害があることに気付くのは、児童が授業中に立ち歩く、学習に関係のない話を始めるなど、授業の進行の妨げとなるような目立った行動をすることによる場合が多い。また、文字の読みや書きに課題が生じ、練習を積み重ねても成果が得られないなど、学習上の困難さが目立つ場合もある。

中学校では表面上友人関係や授業における態度等に問題が生じていなくても、思春期となり友人との円滑なコミュニケーションが取れず孤立していたり、障害特性上の困難さに起因する学習の積み上げが十分にできていないことから、中学校での学習に対応ができず、学習への意欲が低下していきることが見受けられる。これらの生徒の行動の変化に気付いたときには、特別支援教育コーディネーター、巡回指導教員、臨床発達心理士等に相談することが必要である。

イ 保護者からの相談等による気付き

保護者が家庭における生徒の様子の変化等に気付き、在籍学級担任等に相談してくることがあり、これをきっかけに、生徒の発達障害に気付くことがある。学校の相談窓口を保護者に知らせるとともに、在籍学級担任等は、家庭での生徒の様子に関する保護者からの情報に敏感でいる必要がある。

(3) 巡回指導教員や臨床発達心理士等の活用

ア 対象生徒の状態等の把握

小学校からの引継ぎや、在籍学級担任や教科担任等が生徒の在籍学級での様子から、発達障害の可能性に気付いた場合、当該校の校長は、巡回指導教員に対象生徒の行動観察等を指示し、巡回指導教員はどのような指導・支援が必要であるかの所見を校長に報告する。

また、巡回指導教員では判断できない場合、校長は各学校を巡回する臨床発達心理士等に対象生徒の実態の把握を依頼し、専門的な知見に基づく所見や助言を得る。これらを踏まえ、校長は必要に応じて校内委員会を招集して対象生徒に必要な支援のレベルを検討し、検討結果に基づいて対象生徒に必要な指導・支援が実施できるように準備を進める。

イ 生徒本人及び保護者への説明

発達障害の可能性のある生徒への気付きから、支援開始の準備に至る経緯の中で、適宜、保護者に対して状況を説明することが必要である。その際に、巡回指導教員や臨床発達心理士等が、必要

な指導・支援の内容や指導・支援により期待される効果、指導の終了に関する見通し等について、専門的な見地から意見を述べることも有効である。説明するに当たり、通常の学級での指導・支援の工夫では十分な対応をすることが難しく、特別支援教室で特別な指導を受けることで、対象生徒の困難さに応じた適切な指導（自立活動）が可能ながあることと、通常の学級での授業時間中に特別支援教室で指導を受けることから、通常の授業をその時間受けられなくなることについて説明し、生徒本人及び保護者が総合的に検討できるようにすることが大切である。

3 在籍学級での配慮による経過観察

(1) 在籍学級での配慮

在籍学級担任や教科担任等が気付いた当該生徒の困難さに関しての巡回指導教員や臨床発達心理士等の行動観察による助言等を踏まえて、特別支援教育コーディネーターが、在籍学級で指導するための教室環境の調整や指導方法の工夫について、在籍校での実施可能性を考慮して在籍学級担任や教科担任等に提案する。提案事項を実施した後の当該生徒の変容とその周囲の生徒の様子について、経過観察を行い関係教職員間で情報交換をすることが、より適切な支援を検討することにつながるものとなる。

(2) 特別支援教育コーディネーターを活用した在籍学級担任と教科担任の連携

当該生徒に関わる在籍学級担任と教科担任の全員が一堂に会して検討する機会は限られていることから、通常の情報交換は、特別支援教育コーディネーターが中心となって、教員間の連携を図ることが必要である。具体的には、当該生徒の授業中の困難さの状態や有効だった指導方法を集約し関係する教職員に周知することである。必要に応じて、在籍学級担任と特定の教科担任の打合せの機会を調整することも必要である。これらの具体的な指導の記録は、校内委員会で支援の必要度を検討する際に有効である。

4 指導の開始、終了の判定の在り方

(1) 校内委員会の役割等

ア 校内委員会の委員構成

特別支援教育を実施するための、各学校における体制の整備及び取組として、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日付19文科初第125号）により、特別支援教育コーディネーターの指名とともに、「校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関す

る委員会を設置すること」とされた。都では、平成19年度中に全公立小学校・中学校において校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名を完了している。

校内委員会の委員構成について、当該通知では、「校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の在籍学級担任、学年主任、その他必要と思われる者など」としている。これまでは、「通級指導教室担当教員」に該当する教員は通級指導学級設置校のみであったが、特別支援教室導入後は、拠点校のみならず、巡回校でも巡回指導教員を委員とすることが望ましい。また、必要に応じて、臨床発達心理士等の出席も可能である。

イ 校内委員会における検討

特別支援教室での特別な指導の必要性についての検討の流れを以下に示す。

- (ア) 特別支援教育コーディネーターは、学級担任、教科担任や保護者からの情報により、発達障害の可能性のある生徒に対する校内での指導・支援について検討する必要があることを、校長、副校長に報告する。
- (イ) 校長は、巡回指導教員に発達障害の可能性のある生徒の行動観察を指示する。
- (ウ) 校長は、対象生徒に対する支援策を講じる必要があると判断した場合、校内委員会を招集する。
- (エ) 校内委員会で校長は、特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任及び教科担任等から対象生徒が在籍学級で抱えている困難さや在籍学級での状況等について報告させ、対象生徒の必要な支援のレベルを判定する（下表参照）。この際、臨床発達心理士等からの専門的所見を得るため、校内委員会への出席や書面での所見の提出を求めることが重要である。

【表 発達障害のある生徒への支援のレベル】

レベル1	在籍学級担任や教科担任等が、巡回指導教員や臨床発達心理士等の助言に基づいた、指導法の工夫等を行うことにより、生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

- (オ) 保護者に対して、校内委員会の検討に至った経緯、検討の結果、支援策について説明し、了解を求めるとともに、保護者の意見を聴取する。
- (カ) 保護者の求める支援が校内委員会の判断と一致しない場合には、継続して校内委員会で検討するとともに、保護者への説明を行い、相互の合意形成を図る。
- (キ) 対象生徒の支援がレベル3であり、保護者の合意も得られた場合には、校長は特別支援教室での特別な指導の開始について区市町村教育委員会に申請する。

ウ 利用申請時の指導目標等の検討

特別支援教室での指導の申請を行うに当たっては、対象生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たりの指導時間などをあらかじめ設定する必要がある。

(ア) 指導目標

対象生徒が在籍学級で抱える困難さの的確な把握に基づき、どのような困難さをどの程度まで改善すれば対象生徒が他の生徒と共に学習することができるようになるか等の目標を設定する。

なお、比較的障害の程度が軽度の生徒については、短期間での指導の終了も視野に入れた指導目標を検討する。

(イ) 指導方針

対象生徒が指導目標を達成するために、指導内容（自立活動）や、指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定する。

(ウ) 週当たりの指導時間

週に何時間程度の特別な指導が必要なのかを検討して設定する。

(2) 区市町村教育委員会における指導の開始と終了の判定

ア これまでの通級指導学級の指導の開始と終了を判定する委員会等

これまでの区市町村教育委員会における通級指導学級の指導の開始と終了の判定は、各学校の校長からの申請に基づき、区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会や類似の委員会で行っている。しかし、後者では、委員が区市町村教育委員会の事務局や通級指導学級設置校の校長と通級指導学級担当の教員のみである場合があり、最終の判定を通級指導学級の担当教員に委ねている現状もある。このため、判定が、特別な指導を実施する教員の視点に限定されてしまい、当該生徒や保護者、在籍学級担任等の期待や意見が反映されにくい場合がある。

イ 特別支援教室での指導の開始と終了を判定する委員会の構成員

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付 25文科初第756号）は、「障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること」としている。

このこととこれまでの通級指導学級の指導の開始と終了の判定の現状を踏まえると、区市町村教育委員会における特別支援教室での指導の開始と終了の判定に関しては、教育関係者だけでなく、小児精神科医等の医療関係者、臨床発達心理士等の心理専門職など広く関係者を委員とすることが求められる。

ウ 判定委員会の開催回数

小学校の特別支援教室及び中学校の通級指導学級の指導の開始と終了を判定する委員会の開催

回数についても、年間1回から10回程度まで、区市町村によって様々である。

年度途中でも、特別支援教室での指導を必要とする生徒は、在籍学級において何らかの問題が発生していることが想定され、その問題を解消するためには、早急に特別な指導を受けることが必要である。

待機する生徒を生じさせないようにするためには、特別支援教室での指導の開始と終了を判定する委員会（以下「判定委員会」という。）は、必要の都度開催されることが望ましい。

エ 判定委員会による判定

判定委員会は、各学校からの申請内容について、各委員の専門的立場に基づく検討を行い、対象生徒の特別支援教室での指導の必要性について判定する。判定に際して、判定委員会の専門家等が発達検査等のアセスメントを実施し、その結果を加えた検討を行うなど根拠に基づいた判定を実施することが重要である。

オ 特別な指導開始の判定

対象生徒の特別支援教室での指導目標、指導方針、週当たりの指導時間等について、各学校の校内委員会で検討された内容について、判定委員会で改めて検討し、検討結果を当該校の校長及び拠点校の校長に通知する。保護者に説明する際には、特別支援教室は、当該生徒の障害特性からくる困難さへの課題に取り組み、可能な限り多くの時間、通常の学級での学習に参加し、自分の力を発揮できるようにすることを目標にしているため、一定の期間の一部の時間に特別な指導を受けるものであること、また、期間ごとに指導の成果及び課題について確認し、指導の終了及び指導の継続を検討するものであることを十分に説明し、保護者の合意を得て、特別な指導を開始する。

(3) 特別な指導の評価

特別支援教室での指導については、少なくとも学期ごとに評価し、指導目標に対する進捗状況について校内委員会に報告する。校内委員会では、必要に応じて次の学期の指導目標の修正や指導内容、指導時数の見直しを行う。年度途中に指導内容等を見直した場合には、学校から区市町村教育委員会に報告を行う。

年度末を迎える時期には、次年度の指導の継続の可否や指導目標、指導内容、指導時数等について改めて検討し、区市町村教育委員会へ申請する。

また、指導目標に対する評価は定期的に生徒本人及び保護者に伝え、進捗状況について保護者と情報共有することが大切である。継続的に当該生徒の変容について保護者に報告することは、指導への信頼を得るばかりではなく、指導の終了を視野に入れた指導計画への理解を促すことにつながるものである。

(4) 区市町村教育委員会における指導終了の判定及び保護者との合意形成

特別支援教室における指導の成果により、対象生徒が可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒と

共に有意義な学校生活を送れるようになることが特別支援教室の目的である。

このため、巡回指導教員、在籍学級担任、教科担任等による対象生徒の状態の把握や、保護者の申出から、特別な指導によって当初設定した指導目標が達成されたかについて、各学校の校内委員会で検証を行う。指導目標が達成されたと判断された場合は、校長は生徒本人及び保護者の合意を得た上で、指導の終了を区市町村教育委員会に申請する。

区市町村教育委員会の判定委員会は、当該校長の申請に基づき、指導開始の判定と同様に各委員の専門的立場に基づいて指導終了を検討する。その際、当該校長から提出された改善状況の報告を基に検討を行う。指導の終了が判定された場合、判定委員会は、当該校長及び拠点校の校長並びに保護者に、その旨を通知する。

(5) 指導の継続

次年度における特別支援教室での指導の継続について学校から申請があった場合には、区市町村教育委員会において、これまでの指導について学校からの評価を確認し、指導の継続や次年度の指導目標、指導内容、指導時数等を承認する。

コラムQ&A

Q3 通常の学級での指導

「発達障害のある生徒への支援のレベル」のレベル1及びレベル2に該当する生徒への支援とはどのようなものですか。

A3 通常の学級には、様々な実態の生徒が在籍しています。様々な実態の生徒の特性を踏まえて指導の工夫や配慮を実施していくためには、日々の学校の教育活動にユニバーサルデザインの視点を取り入れた、全ての生徒に分かりやすい授業づくりを行うことが必要です。

なお、ユニバーサルデザインの視点を意識するばかりに、教科指導の目標を下げることのないように注意する必要があります。「分かりやすい授業」は決して「目標を下げること」ではありません。全ての生徒が、「できた」、「分かった」、「身に付いた」と実感できる授業をつくることを目指し、授業改善を行うことが大切です。

学校教育におけるユニバーサルデザインの視点は、次のとおりです。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 学習環境の整備 | (2) 指導方法の工夫 |
| ア 場の構造化 | ア 焦点化 |
| イ 刺激量の調整 | イ 視覚化・情報伝達の工夫 |
| ウ ルールの明確化 | ウ 共有化・参加の促進 |
| エ お互いを認め合う工夫 | |
| オ 時間の構造化 | |

なお、通常の学級の取組を掲載している次の資料を参考にしてください。

○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について《小学校及び中学校での取組の事例集》（平成29年3月 東京都教育委員会）

第5章 指導内容と方法

1 特別支援教室での指導

(1) 特別支援教室で行う指導とは

特別支援教室の指導は、これまでも情緒障害等通級指導学級で行われてきた対象生徒に対する指導と同様である。その目的は、在籍学級において対象生徒が抱えている困難さを改善することによって、在籍学級で有意義な学校生活を送れるようになることである。この困難さとは、障害による学習上又は生活上の困難であり、特別支援学校学習指導要領の自立活動を参考にして指導内容を計画していかなければならない。

なお、「自立活動の指導」について、平成 29 年 4 月に公示された特別支援学校学習指導要領では、その目標を「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」と示している。

そのため、個別的な学習支援、あるいは精神疾患、家庭環境等他の要因のみにより一斉指導が困難な生徒は、特別支援教室での特別な教育課程に基づく指導ではなく、通常教育課程の中で指導内容や方法を工夫していくことが適切である。

(2) 自立活動の考え方

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するための要素と、障害による学習上及び生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を含んでいる。また、自立活動の内容は、個々の生徒に必要な項目を選定し、項目相互の関連性を考慮しながら具体的な指導内容を設定する。このように自立活動の指導をする際には、これら二つの要素とともに個々の生徒の実態を把握し、生徒の状態に応じた具体的な指導内容を設定することが必要である。

なお、自立活動の指導に当たっては、成長期にある生徒の実態は様々に変化するので、それらを見極めながら環境を整えつつ、指導内容・方法の創意工夫に努め、生徒の自立と社会参加の質の向上につながる指導を進めることが必要である。

(3) 障害に応じた特別な指導とは

障害に応じた特別な指導については、平成 28 年 12 月 9 日に公布された「学校教育法施行規則第四百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成 28 年文部科学省告示第 176 号。平成 30 年 4 月 1 日施行）により、指導の内容の趣旨が明確化されたことに留意する必要がある。

改正前ただし書（「ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」）も、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であったが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うこと

ができると解釈されることのないよう規定を改め、その趣旨が明確化されたものである。

本改正の趣旨を踏まえ、各学校が通級による指導を教科等の内容を取り扱いながら行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう十分留意する必要がある。

2 個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画の作成と活用

(1) 巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等との協働による指導の充実

特別支援教室での特別な指導の目的を達成するためには、巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等とが協働して指導に当たることが重要である。

これまで、通級指導学級と在籍学級は別の学校に設置されていることが多かったため、このような協働関係を構築することが難しかった。しかし、対象生徒が在籍する全ての学校に巡回指導教員が巡回する新たな特別支援教室の方式では、巡回指導教員と在籍学級担任等が、定期的に会うことができ、情報や認識の共有が格段に図りやすくなる。このような利点を生かすことによって、指導に一貫性を持たせやすくなり、対象生徒が在籍学級で抱えている困難さを改善するための効果的指導を実施することができる。一方、中学校の特別支援教室の指導に当たっては、自校の特別支援教室を利用することが原則であるが、中学生特有の課題への対応から他校での指導も一部併せて実施することが効果的な場合がある。この場合であっても、他校の特別支援教室が拠点・巡回校グループ内であれば、巡回指導教員が巡回する際に、当該生徒の情報交換が可能であるので、自校で指導を受けている生徒と同様に教員間の連携が図られる。

協働して行う指導をより効果的にするためには、特別支援教室での指導と在籍学級での指導が、相互に関連する実効性のあるP D C Aサイクルを構築する必要がある。巡回指導と在籍学級での指導が相互の関連を深めるためには、学校生活支援シートと個別指導計画を巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等が協働で作成し、活用することが不可欠である。

なお、巡回指導教員と在籍学級担任や各教科担任とが連携するに当たり、円滑かつ十分に実効性ある形で連携が進むよう、在籍校の特別支援教育コーディネーターが、連携状況を適宜確認するとともに、必要に応じて各自の役割についての共通理解を図ったり、打合せの機会を設定するなど、積極的に関与することが求められる。

また、特別支援教室に配置される特別支援教室専門員は、巡回指導がない日には在籍学級を回り、対象生徒の様子を記録し、巡回指導教員に報告する役割や、在籍学級担任のほか、当該生徒に関係する複数の教員との連絡調整を担う。このように、巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等との連携における仲介役を果たすため、特別支援教室専門員は、巡回指導教員、在籍学級担任等の打合せに同席し、常に共通理解を図っておくことが不可欠である。

(2) 学校生活支援シートの作成

次期学習指導要領では、「特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」(中学校学習指導要領総則)となっており、特別支援教室での指導を受ける生徒には、必ず作成する必要がある。

学校生活支援シートとは、従来からある個別の教育支援計画の意義に加え、入学時や進級・進学時の引継ぎの際、有効に活用することを一層明確にしたものである。

学校生活支援シートの作成と活用は、必ず保護者の了解を得て行う必要がある。このため、学校生活支援シートの作成に当たっては、早い段階から保護者の参画を求め、保護者とともに作成するという姿勢が重要となる。また、学校生活支援シートを中学校から次の進路先へ引き継ぎ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことが重要である。

(3) 個別指導計画の作成

個別指導計画は、生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定して作成する。個別指導計画の作成に当たっては、対象生徒の学校生活支援シートの内容を踏まえるとともに、中学校における通常の学級の教育課程や指導計画等を考慮する必要がある。

特別支援教室での指導は、在籍学級において対象生徒が抱える困難さを改善するために実施することから、対象生徒の障害の状態等と、対象生徒の在籍学級での状況を的確に把握することが必要となる。このため、巡回指導教員、在籍学級担任等が協働して作成することが必要であり、さらに、指導は家庭の理解と協力が不可欠なことから、保護者が参画する必要がある。

なお、指導目標及び指導期間の設定における観点は次のとおりである。

ア 指導目標は、校内委員会での検討内容や区市町村教育委員会での判定委員会で検討された当該生徒の困難性に対する具体的な目標として示す。

イ 具体的な指導目標は、長期であっても年度末までの期間とし、評価する時期を明確にする。

ウ 具体的な指導目標を設定する際には、指導期間内に指導の成果が見込まれるものとし、課題が改善されれば指導の終了となることを分かるようにする。

エ 指導目標に基づく指導計画を立案する際には、指導の初期から指導の終了を見越した計画にするとともに、学習成果が在籍学級や家庭での支援につながり、より効果的に課題の改善を図れるようにする。

オ 比較的障害の程度が軽度の生徒については、短期間での指導の終了も視野に入れた指導目標と指導期間の設定を検討する。

(4) 連携型個別指導計画の活用

都教育委員会では、個別指導計画の書式には、従来からの書式に加え、巡回指導教員及び教科担任等との連携をより深められるように工夫をした「連携型個別指導計画」や1か月などの短期間の目標を定め、対象生徒の状況に応じたスモールステップを設定して学習を進めることができる「短期個別指導計画」などを作成し、紹介している（『小・中学校の特別支援教育の推進のために』平成26年3月、http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/26tokushi_suishin.htm）。

中学校では、在籍学級担任だけではなく各教科担任も指導を行うことから、このような書式を効果的に用いることで、より対象生徒の実態に即した指導が実施できるようになるとともに、生徒の指導に関わる全ての教員の共通理解を図ることができるようになる。

例えば、連携型個別指導計画の在籍学級での目標の欄に、各教員が分かりやすいように、「人間関係」、「書くこと」などのタイトルを付し、教科の学習場面でも生じる困難さに関する目標を記入したり、手立ての欄に、巡回指導により明らかになった具体的な支援策等を、教科の特性に合わせて明記したりするなどが考えられる。【次ページ図参照】

生徒一人一人の障害の状態等が異なることから、個に応じて目標や手立てを設定することが重要である。そのため、連携する在籍学級担任や教科担任は、それぞれ異なる困難さを有している生徒に対して、巡回指導教員と連携して目標や指導内容・方法を設定することが有効である。例えば、板書の際に重要な語句等を示すのに同じ色を用いたり四角囲みにしたりといった方法を、各教科で、統一して取り入れるなどの連携が考えられる。

連携型個別指導計画

学校	年 氏名
在籍担任	通級指導担当
平成 年 月 日作成	記載者

◎指導目標（長期目標）

例 人間関係の形成やコミュニケーションに関する目標には、「人間関係」などのタイトルを付し、具体的な目標を記入する。

在籍学級での目標

- (1) 「人間関係」相手に合わせた会話ができるようになる。
 (2) 「文章の読み取り」文章全体の流れをつかみ、要旨をまとめられるようになる。

通級指導での目標

- (1) 「書くこと」必要なことを書いたり、相手に分かりやすく話したりすることができるようになる
 (2) 「聞き取ること」・・・・・・・・・・

例 在籍学級での目標も踏まえながら、特別支援教室での指導目標を記入する。

◎短期目標と手立て、及び評価

●在籍学級（期間：平成 年 月～平成 年 月）

		評価（評価日）
短期目標		
(1) 「人間関係」・・・・・・・・・・ (2) 「読むこと」文章から、登場人物の気持ちの変化を表す語を見つける。		例 長期目標を踏まえた短期間の目標を記入する。 教科学習に関する短期目標を教科担当教員と連携して記入する。
手立て		
(1) 「構造化」・・・・・・・・・・ (2) 「視覚支援」情景を表わす絵などを用いてストーリーをわかりやすくする。		例 在籍学級で取り組める支援を記入する。

●通級指導（期間：平成 年 月～平成 年 月）

		評価（評価日）
短期目標		
(1) 「聞き取り」・・・・・・・・・・ (2) 「書くこと」自分の言いたいことをまとめて書くことができるようになる。		例 在籍学級での目標も踏まえながら、特別支援教室での指導目標を記載する。
手立て		
(1) 「メモの活用」相手の言うことを聞きながら、メモを取る。 (2) 「手順表」・・・・・・・・・・		例 特別支援教室での指導の手立てを記入する。在籍学級でも取り組めるよう、配慮する。

【図】

3 指導開始から終了までの在り方

(1) 指導開始直後の指導の在り方

指導開始直後は、対象生徒の実態を的確に把握するために、巡回指導教員は在籍学級に出向き、臨床発達心理士等の助言を得ながら、対象生徒の学級での様子を把握し、対象生徒が抱える困難さの状況や指導すべき内容を詳細に把握することになる。

この際、対象生徒の実態だけでなく、在籍する学級の状況、他の生徒との人間関係等を十分に把握し、対象生徒が抱える困難さの背景や要因等を明らかにすることが重要である。

また、当該生徒に対しては、巡回指導教員が特別支援教室で学ぶことに対する生徒本人の意向を聞き取るとともに、特別支援教室での指導目標や指導計画及び指導終了までの見通しについて、当該生徒の発達段階に応じて丁寧に説明する必要がある。

(2) 指導開始初期から中期における指導の在り方

対象生徒の個別指導計画に基づく特別支援教室における指導が開始された初期は、対象生徒が特別支援教室での学習について理解し、意欲的に取り組むようになる必要があるため、個別指導が中心として実施されるが、生徒の状況により2人又は3人の集団での指導が実施されることも想定される。この段階では、個別指導計画に基づく具体的な指導の内容が、生徒一人一人に適切であるのかを丁寧に見ていく必要がある。

このため、巡回指導教員は、在籍学級担任、教科担任や保護者から対象生徒の様子について聞き取り等を行い、臨床発達心理士等の助言も踏まえ、指導内容の見直しについて検討していく。

特別支援教室での指導が対象生徒にとって適切な内容であることが明らかになり、指導開始初期から中期になると、対象生徒も落ち着いて指導を受けられるようになってくる。この段階に進むと、特別支援教室での指導終了後の在籍学級での円滑な学習を想定し、より多くの生徒と共に学ぶ指導形態を取り入れることを試行する必要がある。また、特別支援教室での小集団を活用した指導だけでなく、特別支援教室での指導の成果を検証するため、対象生徒の在籍学級において、在籍学級担任等と連携を図った指導を実施することも有効である。この際、可能であれば、保護者に特別支援教室での指導や在籍学級での授業等を参観してもらい、対象生徒の状況について共通理解できるようにすることが望ましい。

(3) 指導終了段階の指導の在り方

特別支援教室での指導の成果により、特別支援教室での指導の終了が見込まれる場合には、巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等との連携により、円滑に特別支援教室での指導の時間数を段階的に減らし、指導を終了する。

このため、巡回指導教員は、在籍学級において在籍学級担任や教科担任と連携して当該生徒の行動観察を行ったり、当該生徒や周囲の生徒に指導や支援を実施したりする。巡回指導教員は在籍学級担

任や教科担任に対し、特別支援教室での指導の成果を踏まえ、在籍学級において必要となる配慮点等を明らかにして、適切に助言することが重要である。また、特別支援教室での指導の終了後も、定期的に対象生徒の状況を観察して把握するとともに、在籍学級担任等からの相談等に対応することが重要である。

また、特別支援教室での指導の終了に当たり、保護者に対して、今後の在籍学級において実施する配慮等について十分に説明し、了解を得ることも必要である。

コラムQ&A

Q4 指導時数

小学校では、従来の通級指導学級では週当たり半日程度の指導を受けていたが、在籍校での特別支援教室では、週当たり2時間程度の指導となり、指導時数が減ったケースがあると聞きました。特別支援教室の導入で、必要な時間数の指導が受けられなくなったのではないですか。

A4 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25 文科学初第 756 号、平成 25 年 10 月 4 日）では、

「通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。」としており、都においても、特別支援教室での指導の開始に当たっては、対象生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たりの指導時間などをあらかじめ検討し、設定の上、判定を行うこととしています。

小学校では特別支援教室の導入により、指導時数が減少している場合がありますが、これは、その理由として、自校で指導を受けられるようになったことにより、対象児童に真に必要な指導時数・指導内容が精選して行われるようになったことや、校内での連携が進み、通常の学級で行う配慮や支援が増えたことなどが挙げられています。指導の精選や校内での連携等により通級による指導時数が減少し、通常の授業を受けることができる時数が増えたことは、特別支援教室導入の効果の表れといえます。

Q5 個別指導と小集団指導

小学校では、特別支援教室の導入により、活動場所がない、児童数がそろわない等の理由により、小集団指導を行うことができなくなったと聞きました。情緒障害等通級指導学級では、個別指導と小集団指導を組み合わせることで指導を行っていたので、全員に小集団指導を行うことができるようにする必要があるのではないですか。

A5 都において、特別支援教室での指導を開始するに当たっては、対象児童・生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たり指導時数などをあらかじめ検討し、設定の上、判定を行うこととしています。そのうち、指導方針においては、対象児童・生徒が指導目標を達成するために、指導内容や、指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定することとしています。

個別指導、小集団指導の指導形態は児童・生徒の障害の状態に応じて適切に設定するものであり、特別支援教室で指導を受ける児童・生徒全員に、必ず個別指導、小集団指導両方の指導が必要なものではありません。

また、文部科学省の見解でも、「個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることが適当」とされています。

なお、指導上の必要がある場合には、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能です。

第6章 特別支援教室の運営

1 特別支援教室の学校経営方針への位置付け

(1) 特別支援教室の導入に伴う校内体制の整備

特別支援教室の導入に伴い、全ての中学校において、発達障害のある生徒に対する指導や支援についての校内体制の整備を進める必要がある。

中学校の校長は、学校経営方針に発達障害教育についての基本的な考え方を示し、全教職員による組織的、計画的な校内体制を構築する必要がある。

(2) 校長の責務

校長は拠点校、巡回校の別なく、通常の学級と同様に自校の特別支援教室での指導について、自らの責任において、自校の教育課程を編成することになる。このため、特別支援教室の教育課程の理解を深め、生徒一人一人の状況に応じた発達障害教育を推進する必要がある。

そこで、校長は、以下のことに留意して学校経営方針を作成する。

【拠点校・巡回校共通】

- ① 一部の教員による支援から、全教職員による支援への転換
- ② 発達障害教育の理解と専門性の向上に向けたO J T、及び校内研修の実施
- ③ 巡回指導教員、在籍学級担任、教科担任、特別支援教育コーディネーター等の協働
- ④ 保護者の理解を得た学校生活支援シート、個別指導計画の作成
- ⑤ 生徒一人一人の障害特性に応じた教育環境の整備
- ⑥ 発達障害教育についての生徒や保護者への理解促進
- ⑦ 生徒の安全確保と対応方針の確立
- ⑧ 臨床発達心理士等による指導・助言・支援の活用
- ⑨ 外部の専門機関等（医療、福祉等）との連携の推進
- ⑩ 特別支援教室での指導に係る特別の教育課程の編成（教育課程届の提出）

【拠点校】

- ⑪ 中長期的な視点での巡回指導教員の育成及び人事構想

【巡回校】

- ⑫ 巡回指導教員は巡回校の教員であるという意識を全教職員に徹底

巡回指導教員には特別な指導の経験が豊富な教員もいれば、教職経験の浅い教員、特別支援教育を担当した経験がない教員もあり、経験や専門性は様々である。そのため、拠点校においては、経験が豊富で専門性の高い教員を、巡回指導の実施におけるO J Tの実施や拠点校と巡回校との間の連携、巡回校の特別支援教育コーディネーターとの連携等において中心的な役割を果たす立場として位置付けることが望ましい。さらに、特別支援教室を安定的に運営していくために、中心となる人材として経験が豊富で専門性の高い教員が、経験の浅い教員のO J Tに当たり、次期の中心人材としての活

用を想定した育成を行えるようにするなど、中長期的な視点での人材の活用・育成を人事構想に盛り込むことが不可欠である。

なお、教職経験の浅い教員には、広い視点から生徒を観察し適切な課題を見いだす力を育成するために、今後、通常の学級での指導を担当できるような人事構想も必要である。

また、巡回指導教員は拠点校が本務校になるが、巡回指導を行う日は、巡回校の教員として当該校の職務に専念できるようにしなければならない。そのため巡回校の校長は、巡回校の全教職員に対して、巡回指導教員が勤務する日は、当該校の教員であるという意識を持たせることが重要である。

発達障害教育については全ての教員が関わることから、校長は、発達障害のある生徒への指導や特別支援教室の意義等について教員の理解を促進し、指導力の向上を図る必要がある。

2 巡回指導教員の人事管理

(1) 兼務発令

巡回指導教員は、巡回校では特別支援教室における指導だけでなく、在籍学級での生徒の行動観察、校内委員会等の分掌業務、保護者対応等、様々な職務に従事することになる。このような中で、本務校である拠点校の校長が、巡回指導教員に対して巡回校での服務管理や、個別の職務に対して命令や指導を行うことは難しい。また、巡回校での業務における事故については、当該巡回校の校長が責任を負うことになる。巡回校では、巡回校の校長が作成した学校経営方針に基づき指導することから、当該巡回校の職員として校長の下で職務を行うことを明確にする必要がある。

通級による指導の制度化に係る通達「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成5年1月28日付文初特第278号初等中等教育局長通達）においては、「教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること」とされている。さらに、「通級による指導の手引」においても、「各教育委員会においては、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりするなどして、通級による指導を行う学校における身分取扱いを明確にする必要がある」と示されている。したがって巡回指導教員について、任命権者である都教育委員会が区市町村教育委員会の内申に基づき、拠点校を本務校とし巡回校を兼務校とする兼務発令を行う。

(2) 人事管理

巡回指導教員は、通常、本務校である拠点校で勤務するのは限られた日となり、残りの日は巡回校で勤務することとなる。そのため、拠点校の校長は、巡回指導教員の巡回校での指導や教室運営等の状況を把握するため、巡回校の校長から意見聴取をするとともに、可能な限り授業観察等で実際の指導の様子を観察することが望ましい。

また、巡回校の校長は、自校の生徒が指導を受けることから、特別支援教室における指導の指導計

画や週案の確認を確実に行うことが必須となる。

(3) 服 務 管 理

中学校における教員の服務管理については、服務監督権が区市町村教育委員会にあることから、各校で適切に管理できるように取扱いを定め、学校に周知することが必要である。具体的には、出勤簿や休暇・職免等処理簿、旅行命令簿の管理などがあるが、このガイドラインでは、モデル区市の取扱い事例を参考として提示する（巻末資料P 119参照）。

(4) 執 務 環 境

巡回指導教員は、巡回校で生徒の指導を行うだけでなく、他の教員同様に個別指導計画や学習指導案の作成といった業務を行わなければならない。そのため、机やパソコンといった執務環境を整える必要があるが、教員間の連携を図るためにも、また、管理職による巡回指導教員の服務管理の観点や、生徒の指導記録等の個人情報紛失防止の観点からも、巡回指導教員用の執務室を別途用意するのではなく、職員室の中に巡回指導教員の執務場所を確保することが求められる。職員室に机、椅子、パソコン等を用意するほか、専用の下駄箱、ロッカーや出勤札を整える必要がある。

(5) 給 与 等 の 支 給 事 務

巡回指導教員の給与、各種手当、福利厚生及び公務災害に係る事務処理については、事務の煩雑化を防ぐためにも本務校で処理することが望ましい。

ただし、巡回指導教員の兼務校分の旅費については、兼務校で支給金額の計算を行い、本務校で支給することや、兼務校で発生した公務災害についても事故発生時の状況報告の資料作成等は兼務校が行うなどの連携は必要である。

(6) 通 勤 手 当

巡回指導教員は兼務発令に伴い、本務校及び兼務校の両方が勤務庁（旅費における在勤庁）となる。このため、自宅から本務校及び兼務校へは通勤扱いになり、交通費については通勤手当として支給する。一方、本務校及び兼務校の移動については出張扱いになるため、旅費を支給する。ただし、旅行雑費については、在勤庁間の移動になるため、支給対象にはならない。

また、通勤手当の認定事務は、上記(5)で提示した通り、本務校において行い、本務校の校長を所属長とする。認定に当たっては、「通勤手当の支給について（平成16年3月31日付15教人勤第321号）」における交替制勤務者等により算出する。

なお、算定手順等の詳細は、東京都教育庁人事部勤労課発行の「巡回指導教員に係る通勤手当算定事務マニュアル」を参照のこと。

第7章 相談機能

1 中学生の発達段階における適切な支援のための相談機能

(1) 中学生の発達段階における適切な支援

中学校の特別支援教室の導入に伴い、中学生の発達段階における障害に起因する自信喪失や進路・将来への不安等に適切に対応し、生徒の心理的安定を図るとともに、進路や将来に向けての見通しを持たせるために、在籍校において相談機能の充実を図っていくことが求められる。

思春期を迎え、特に発達障害のある生徒の場合、自尊感情の低下や対人関係のつまづきから、学習上、生活上の困難さがより顕著になる傾向があり、それらの困難さの解決が図られないことから、集団への不適応に至る場合もある。そうした課題を抱える生徒に対して、特別支援教室における「自立活動」の指導において、人間関係の形成やコミュニケーションに係る指導、又は心理的安定を図るための指導を行ったり、指導の時間以外でも、適切に生徒の悩みの相談を受けることで、学習意欲の喚起や心理的な安定を図ることが重要となる。

また、中学生の発達段階における発達障害のある生徒が抱える悩みとして、思春期における自尊感情と、自己の障害特性や抱える課題を受け入れることとの折り合いがつかず、結果として適切な指導・支援を受けることができないこととなる場合もある。

さらに、中学生の発達段階は一般的に、中学校卒業後の直近の進路だけでなく、将来、自分はどのような職業につき、どのような大人になるのかといった、自分の将来像を意識するようになる時期である。発達障害のある生徒の場合、自己の障害特性や課題と自己の長所について、十分に自己認知・自己理解ができていない場合も想定され、自己の特性を踏まえた自分の将来像を具体的にイメージできないことから、学習意欲も十分に持てないという状態になる場合もあると考えられる。

こうしたことから、発達障害のある中学生に対する適切な支援のためには、特別支援教室における指導においても、生徒の心理的安定を図るとともに、生徒本人に進路や将来に向けての見通しを持たせるという観点が必要である。また、指導以外の時間においても、相談を受けられる体制を整え、生徒の抱える課題に適切に対応していくことが必要である。

(2) 相談機能について

特別支援教室の導入に伴い、中学生の発達段階における適切な支援のために、在籍校において相談機能の充実を図っていくことが求められる。

ここで言う相談機能とは、生徒の抱える課題に応じて、生徒の心理的な安定を図るとともに、学習意欲の喚起や生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促し、生徒本人が自己の長所や短所を自覚し、かつ、将来の自己イメージを持てるようになるための支援などを行うことである。特別支援教室における自立活動の指導項目によっては、自立活動の指導が相談機能の一側面となることもある。また、指導の時間以外でも、放課後等の時間を活用して、生徒の悩みの相談を受ける中でこうした機能を果たすことも考えられる。

これらは教員一人だけで果たせるものではなく、次の(3)でも述べるように、巡回指導教員と在籍

校の教職員との連携・役割分担や臨床発達心理士等の外部専門家の活用によって、充実させていくことが期待される。

(3) 相談機能における巡回指導教員と臨床発達心理士等の連携の在り方

相談機能の充実のためには、巡回指導教員と在籍校における特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、進路指導主任、養護教諭等の教職員やスクールカウンセラーとの連携・役割分担と、臨床発達心理士等の外部専門家の活用により、指導や支援において相談機能を充実させていくことが重要である。

そこで、外部専門家として臨床発達心理士等を活用し、対象生徒が抱える困難さを的確に把握するとともに、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を受けられる体制を整えていく。

特に中学校では、小学校において求められる役割に加えて、以下の二つの役割が重要である。

ア 発達段階を踏まえた教員への助言

中学生の発達段階では、複雑化する人間関係や将来への不安、さらには二次障害への対応が課題となってくるため、生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促し、生徒本人が将来の自己イメージを持てるように支援することが重要である。そのため、臨床発達心理士等が、専門的立場から、巡回指導教員や在籍校教職員へ生徒の支援方法に係る助言を行う。

イ 生徒本人・保護者に説明する際の支援

支援を必要とする生徒本人及びその保護者に対して、適切な支援を敬遠することのないよう、生徒の自尊感情に配慮しながら、障害に対する自己理解と支援に関する合意形成を図り、適切な支援につなげることが重要となる。そのため、巡回指導教員や在籍校教職員が生徒・保護者に対して支援の必要性等を説明する際に、必要に応じて、臨床発達心理士等が専門的な見地から助言を行う。

(4) 相談機能を果たすために巡回指導教員に求められる役割

ア 適切な進路情報の提供

中学生の発達段階においては将来の進路への不安を抱きがちであると考えられることから、特別支援教室における指導やその他の場面における支援において、中学校卒業後の進路を生徒本人に意識させるアプローチが必要となる場合も多い。そのため、巡回指導教員は、在籍学級担任等と連携し、高等学校を始めとする多様な進路先について、生徒の特性や希望に応じて具体的な情報を提供する。

そうしたことから、巡回指導教員は在籍学級担任等と連携して進路指導を充実させるために、中学校卒業後の多様な進路先についての具体的な情報を持ち、適切に提供することが求められる。

イ 発達段階を踏まえた相談

発達障害のある生徒に対する発達段階を踏まえた支援のためには、将来、社会に出た時にどのような大人になりたいかについてのイメージを持てるように支援をし、さらに、将来の自己像を目標

としたキャリア設計を想定し、現在の学習上、生活上における意欲を喚起するというアプローチも有用と考えられる。

その場合に、巡回指導教員は、臨床発達心理士等の助言も得ながら、発達障害のある生徒の個々の特性や課題、長所を踏まえて、生徒本人の自己理解、自己認知を促すとともに、自分の将来のイメージを持てるように促し、現在の生徒本人の頑張りを支援していくというアプローチが求められる。

そのためには、巡回指導教員は、日頃から、発達障害のある生徒の進路先の情報について精通しておく必要がある。また、発達障害のある生徒が成長して大人になった時に、抱える困難さにもかかわらず、どのように社会参加ができたかという点についての具体的な事例を示せることが望ましい。

第8章 教員の専門性

1 巡回指導教員に求められる専門性

(1) 巡回指導教員の専門性向上の必要性

特別支援教室が全ての都内公立小学校に設置され、在籍校という身近な場で指導を受けることが可能となるとともに、児童・保護者及び教職員の発達障害教育への理解が深まり、指導を受ける児童が増加している。都内公立中学校にも設置されることによって、小学校から引き続いて指導を受ける生徒が増加するとともに、生徒・保護者及び教職員の理解が広まり、中学校段階で指導を希望する生徒も出てくることも予想される。中学校でも、対象生徒の増加により巡回指導教員が増加することが見込まれ、これまで特別支援教育を担当したことの無い教員や教職経験の浅い教員が巡回指導を担当する状況も想定される。また、これまで通級指導学級を担当していた教員は、OJTの担い手としてや拠点・巡回校グループの中核としての役割が期待されている。

したがって、中学校においても巡回指導教員の専門性の向上は不可欠であり、そのための研修体制等の整備が急務である。

一方、特別支援教室は全ての中学校に設置され、授業時間の多くの時間は通常の学級での授業を受けている生徒が対象であるので、中学校の通常の学級での指導形態や指導内容についても理解を深める必要がある。そのため、教職経験の浅い教員は、通常の学級と特別支援教室の双方の教育課程について研修が必要である。

(2) 巡回指導教員に求められる専門性

ア 対象生徒の障害の理解

発達障害等の障害の種類の特徴に関して、知識を深めることはもちろんであるが、生徒一人一人が抱える困難さがどのような障害に起因するかを理解するとともに、困難さを改善するための手立てを見いだすことのできる専門性が求められる。

特に、小学校から引き続いて特別支援教室で指導を受ける生徒については、小学校での指導の成果を参考にして、中学校の特別支援教室で指導すべき課題を検討することが必要である。

つまり、対象生徒の状況や今後予想される中学校卒業後の進路選択時の課題等に応じて、どの困難さを優先して指導していくかなどに関して、判断できる専門性が求められる。

イ 特別な指導を実施する教育課程に関する理解

特別支援教室での指導の目的は、対象生徒が抱える困難さを改善して在籍学級の中で円滑に学習ができるようにすることである。そのため、まずは、通常の学級の教育課程の十分な理解が必要である。その上で、特別な指導の実施に関する中学校学習指導要領における位置付けや、特別支援学校学習指導要領における自立活動の目標と内容に関する理解が必要となる。

具体的には、個々の生徒に指導する具体的な内容は、自立活動の6区分の下に示された27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを関連付けて設定することが重要である（特別支

援学校学習指導要領（平成29年3月公示）。自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いが、効果的である場合は生徒の集団を構成して指導する形態も考えられる。しかし、自立活動の指導計画は、個別に作成することが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが必要である。

ウ 具体的な指導内容・方法や教材・教具作成に関する能力

対象生徒の障害特性や困難性を踏まえ、在籍学級での学習状況や集団参加状況の改善につながる指導内容・方法を立案し、その指導内容・方法に応じた教材・教具を準備できる専門性が必要となる。この際、指導内容・方法や教材・教具が在籍学級においても有効に活用されることが望ましい。

また、教材作成は、特別支援教室専門員も担うことになるので、どのような目的で、どのような教材が必要なのかを的確に伝えなければならない。

エ 調整能力や相談対応力

特別支援教室での特別な指導は、生徒一人一人の状況に応じて実施されることから、各中学校の管理職をはじめ、在籍学級担任や教科担任、部活動の顧問など学年を越えて関係する教職員に、指導内容・方法について説明し、それらの教職員の理解や協力を得ていく調整能力が巡回指導教員には求められる。また、生徒・保護者などからの相談に対して、共に改善を図ろうとする姿勢を引き出す力が求められる。

(3) 巡回指導におけるOJTの実施

巡回指導を実施する際には、特別な指導の経験がある教員と、特別支援教育を担当したことのない教員や教職経験の浅い教員等を組み合わせ、実際の指導場面で専門性の高い教員が他の教員に対して指導・助言できるOJTの実施体制を構築することが重要である。

様々な専門性を有する教員によるOJTの実施体制を確立することを可能とするためには、各区市町村教育委員会において拠点・巡回校グループの編成の仕方を工夫する必要がある。さらに、区市町村教育委員会が管内の学校での臨床発達心理士等からの対象生徒の指導に関する助言を記録、分析し、巡回指導教員に示すことで、巡回指導教員の専門性の向上を一層図ることができる。

(4) 各教育委員会が実施する発達障害教育に関わる研修

ア 区市町村教育委員会が実施する研修

巡回指導教員の専門性向上には、学校単位、拠点・巡回校グループ単位での研修が効果的である。巡回指導教員には、発達障害に関する一般的な知識に加え、生徒一人一人への指導に関する事例検討等、具体的な指導内容・方法に関する研修が必要である。

また、巡回指導教員の指導内容・方法に関する専門性を高めるためには、区市町村教育委員会が、

巡回指導教員の実践等を、保護者や通常の学級の担任、その他住民に向けて発表する機会を設けるなどの工夫が必要である。例えば、モデル区市では、当該教育委員会が巡回指導教員を講師として、教員向け研修会や保護者向け説明会を実施している。

さらに、巡回指導教員の巡回校での時間割や教員と相談する内容や時間を調整する能力など、巡回校の特別支援教室を運営する力を高めるには、通級による指導の経験が豊富で拠点校の実務を中心的に担っている主任教諭等を対象とした研修の機会を設けるなどの工夫が必要である。

イ 都教育委員会が実施する研修

都教育委員会は、全都の巡回指導教員の専門性の向上に向け、東京都教職員研修センターで実施する巡回指導教員を対象とした研修の充実を図っていく。「教科等・教育課題研修」における発達障害教育に関わる研修については、基礎(Ⅰ)、充実(Ⅱ)、発展(Ⅲ)へと段階的に実施していく。

【表 「教科等・教育課題研修」における発達障害に関わる研修】

平成 29 年度	
〈特別支援教育ⅠA〉 「通常の学級における発達障害教育」	対象:小・中 150 名
〈特別支援教育ⅠC〉 「特別支援教育における児童・生徒理解と指導の充実」	対象:小・中 390 名
〈特別支援教育ⅠE〉 「発達検査、知能検査の基礎知識の理解と活用」	対象:幼・小・中・高・特 400 名
〈特別支援教育ⅡA〉 「学習障害のある児童・生徒の実態把握と授業づくり」	対象:幼・小・中・高・特 400 名
〈特別支援教育ⅡB〉 「障害特性に応じた支援のポイント」	対象:小・中・高・特 150 名
〈特別支援教育ⅢA〉 「特別支援教室における児童・生徒理解の推進」	対象:小・中・特 350 名
〈特別支援教育ⅢB〉 「発達障害の理解と検査結果を生かした指導計画の作成」	対象:幼・小・中・高・特 100 名
〈特別支援教育ⅢC〉 「発達検査、知能検査を生かした指導の推進」	対象:小・中・高・特 100 名

(5) 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能の活用をより効果的なものとするためには、区市町村教育委員会が特別支援学校に対し、一つの拠点・巡回校グループに1学期間等の一定期間を定め、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が派遣されるよう計画的に依頼することが有効である。このため、各区市町村教育委員会が特別支援教室の状況を的確に把握し、どの拠点・巡回校グループに対し優先的に専門性向上を図るのか、どのレベルまで向上させるのか等の計画を立て、特別支援学校に対し派遣依頼をする必要がある。さらに、区市町村教育委員会は、専門性の向上が図られた特別支援教室を

拠点にし、その成果を他の特別支援教室や在籍学級等に普及させることが重要である。

センター的機能を活用して、例えば巡回指導の際に特別支援学校の教員の派遣を依頼し、生徒一人一人の実態の把握や、授業研究を通じた個に応じた指導内容・方法、教材の在り方などについての助言を受けることにより、巡回指導教員の専門性向上が期待できる。ただし、特別支援学校の教員は中学校教育の専門家ではないことから、巡回指導教員自らが主体的に専門性を向上させる姿勢が不可欠である。特別支援学校の教員には兼務発令がなされていないことから、直接生徒の指導は行えず、巡回指導教員への助言者であることに留意する必要がある。

第9章 理解促進

1 校長・副校長のリーダーシップの強化

特別支援教室での巡回指導の実施に伴い、各中学校の校長は、特別支援教室の運営を加えた特別支援教育推進の取組を、学校経営方針に位置付ける必要がある。また、特別支援教室の教育課程届は、特別支援教室を設置する全ての学校で作成し、設置者に届け出なければならない。各校の特別支援教育の推進は、校長のリーダーシップの発揮いかんによって大きく変わると言われている（平成29年3月文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」）。例えば、校内委員会の運営、特別支援教育コーディネーターの指名と活用、学校内外の人材活用、特別支援学校等の関係機関との連携など、校内における特別支援教育体制の構築は、校長のリーダーシップによるところが大きい。

このため、都教育委員会は平成27・28年度の2か年で、東京都教職員研修センターにおいて小・中学校及び高等学校の校長・副校長を対象とした^し悉皆研修を実施し、学校経営の中心となる管理職として、発達障害教育への理解促進と、各学校における組織的な特別支援教育を推進する能力の向上を図った。今後は、教育管理職選考合格者、校長職候補者に対して、発達障害の理解等について研修を実施し、各職層に求められるリーダーシップの強化を継続的に図っていく。

東京都教職員研修センターでの研修に加え、各区市町村教育委員会は、特別支援教室の導入計画、巡回指導教員の配置や服務管理等、具体的内容について校長・副校長に周知し、リーダーシップの強化を図っていくことが重要である。

2 全ての教職員の理解促進と指導力の向上

(1) 全ての教職員で取り組む発達障害教育

発達障害のある生徒は、ほとんどの学級に在籍することが推測され、特別支援教室で特別な指導を受ける生徒は、ほとんどの時間を通常の学級で学んでおり、また、特別な指導を受けていない発達障害のある生徒は、通常の学級のみで学んでいる。このように発達障害のある生徒は、巡回指導教員以外の在籍学級担任や教科担任等の指導を受けているため、全ての教職員が発達障害への理解を深めることや、障害の状態に応じた適切な指導・支援が実施できることが重要である。

(2) 校内での研修等による専門性の向上

全ての教職員が発達障害教育についての専門性を高めるためには、講義形式の研修を実施するだけでなく、多様な形式の研修を様々な場面で設定することが有効である。

ア 校内研修会

主に巡回指導教員や特別支援学校の教員等が講師となり、一般的な発達障害に関する知識に加え、事例研究等を含めた以下の項目を盛り込んだ具体的な研修を行う必要がある。

- (ア) 発達障害のある生徒の障害の特徴
- (イ) 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用方法
- (ウ) 発達障害の状態に応じた個別の指導
- (エ) 関係支援機関等の活用
- (オ) 保護者との連携
- (カ) 校内支援体制の構築と教職員間連携 など

イ 授業研究

通常の学級の授業研究においても、発達障害のある生徒を含めた、全ての生徒が興味・関心を持って意欲的に学習に取り組める授業の在り方を検討することにより、発達障害のある生徒への指導・支援にもつなげていくことができる。具体的には、「授業の流れを伝える」「板書を見やすくする」など、全ての生徒にとって分かりやすい授業をすることである。また、授業後の協議会等で多くの教員が意見交換を行うことで、発達障害教育の理解を深める一助となる。

ウ OJT

巡回指導教員が通常の学級での授業観察を行う際、在籍学級担任や教科担任は巡回指導教員から生徒の実態把握の方法や、指導の手立て、教材や補助具の作り方と活用の仕方などを学ぶことができる。

(3) 区市町村教育委員会が実施する研修会等

区市町村における集合研修では、発達障害教育の今日的課題や、各区市町村の特別支援教室の導入計画や仕組み等について研修を行い、全ての教職員の共通理解を図ることが必要である。

(4) 都教育委員会が実施する研修

都教育委員会は、発達障害教育に関する理解を促進するため、管理職(候補者を含む。)研修や「教科等・教育課題研修」の充実を図るほか、公立小・中学校の教員を対象に教職経験や担当分掌等に応じた研修の充実を図っていく。

東京都教職員研修センターでは、この他に区市町村教育委員会等からの申請に基づき都教委訪問を実施し、発達障害教育及び校内体制の構築等に関する「発達障害のある児童・生徒の理解と支援」、「特別支援教育の理解のために」といった研修を設定している。

3 全ての生徒の理解促進

特別支援教室の導入により、対象生徒は特別な指導を在籍校で受けることになるため、対象生徒がどのような指導を受けているのかについて、他の生徒が理解しておくことは極めて重要である。

公立小学校の特別支援教室を利用した児童や周囲の児童が、今後公立中学校に進学してくる状況に

なる。既に特別支援教室について一定の理解をしているものと考えられるが、各中学校は生徒の出身小学校での状況について、小学校と連携し把握することに努める必要がある。小学校在学時に特別支援教室の説明を受けている生徒であっても、中学校での特別支援教室の概要について、中学生の発達段階に応じた説明を改めて行い、通常の学級での学習の際の配慮事項等について理解を促すことが必要である。

4 全ての保護者と地域住民の理解促進

(1) 通級指導学級で指導を受けている生徒の保護者の理解促進

公立中学校での特別支援教室の導入に際し、現在、通級指導学級で指導を受けている生徒の保護者が、特別支援教室の設置目的や巡回指導の意義について理解できるように、丁寧に説明をする必要がある。その際に、中学校での特別支援教室の指導は、原則として在籍校で受けることになるが、指導上の必要により、在籍校以外で指導を受ける方が効果的な生徒は、例外的に他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能であることを説明することも必要である。

(2) 全ての保護者と地域住民の理解促進

発達障害教育について、各区市町村教育委員会や各小・中学校はその役割に応じて、都教育委員会が行う理解促進の取組に加え、各区市町村の住民や各小・中学校の保護者等に対する理解促進を図っていく必要がある。

各中学校の保護者に対しては、保護者会等の機会を利用して校長等が特別支援教室の説明を行い、理解促進を図ることが重要である。また、小学校の保護者に対しても、これまでの小学校での特別支援教室の説明に加え、中学校での特別支援教室の概要について説明をすることが有効である。

また、区市町村教育委員会は、中学校での特別支援教室の円滑な導入に向け、地域住民の理解を得るため、小学校での導入時と同様に中学校での特別支援教室の導入概要や導入スケジュール等について周知を図る必要がある。このため、広報誌の作成・配布や必要に応じて説明会の開催等が有効である。

一方、小学校で特別支援教室での指導を受けてきた生徒の保護者は、小学校で受けていた指導の継続を望む場合もある。中学校の特別支援教室における指導目標を設定する際には、小学校の指導内容を踏まえつつも当該生徒の状況の変化や中学校卒業後を見据えた取組の必要性など、発達段階に即した新たな課題にも対応した指導内容、指導方法、指導時数等を検討することが大切であることなどを丁寧に説明することが重要である。

資料

◇ モデル区市（目黒区、葛飾区、日野市、狛江市）実践事例	7 6
1 教室環境の整備	7 6
2 巡回指導体制	7 8
3 指導の開始・終了の判定	8 2
4 巡回指導教員と在籍学級担任・教科担任等の連携	9 7
5 自立活動の指導	1 0 1
6 臨床発達心理士等の活用（相談機能等）	1 0 4
7 教職員研修等	1 0 6
8 理解促進	1 0 9
9 モデル事業実施区市における巡回指導教員の服務等について	1 1 9
◇ 各種通知等	1 2 1
1 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は 注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）（17 文科初第 1178 号）	1 2 1
2 発達障害の種類と概要（教育支援資料 平成 25 年 10 月 文部科学省）	1 2 4
3 「発達障害」の用語の使用について（平成 19 年 3 月 15 日 文部科学省）	1 2 6
4 ICF について（平成 18 年 5 月 29 日 独立行政法人国立特殊教育総合研究所）	1 3 5
5 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月）抜粋	1 3 6
6 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（平成 28 年 9 月 14 日付 28 文科初 第 770 号）抜粋	1 3 8
7 教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書（平成29年2月） 抜粋	1 3 9

◇モデル区市（目黒区、葛飾区、日野市、狛江市）実践事例

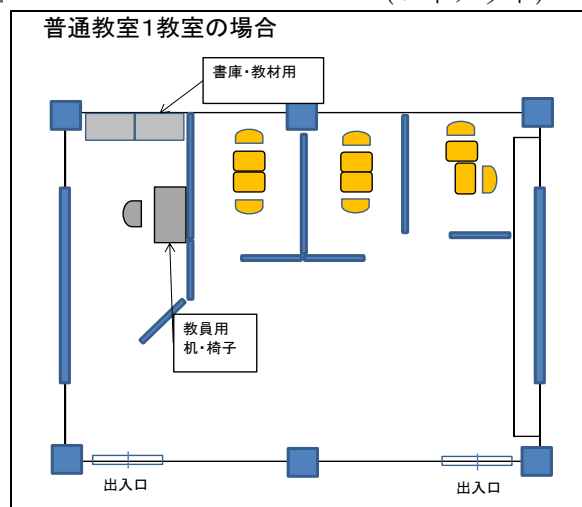
1 教室環境の整備

（1）葛飾区

【普通教室1教室の例】



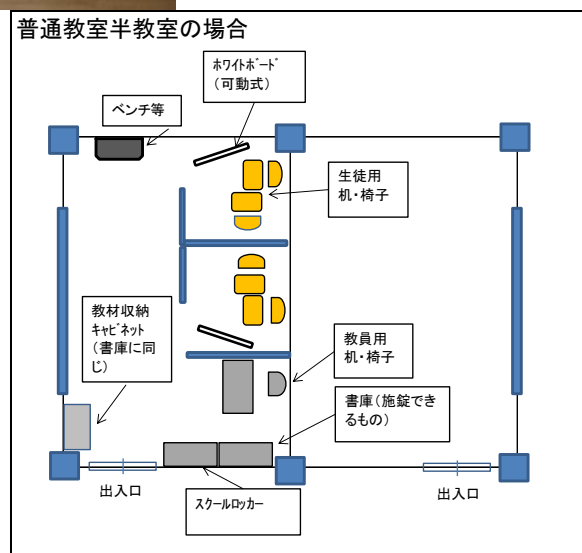
（レイアウト）



【普通教室半教室の例】



（レイアウト）



（２）狛江市



左は、狛江第三中学校の教室。壁を増築し、一つの教室を二つに分割してある。



左は、狛江第四中学校の教室。カーテンを敷き、個別指導のスペースを確保。生徒の実態を踏まえ、適切に活用することで個別指導の充実が図られている。

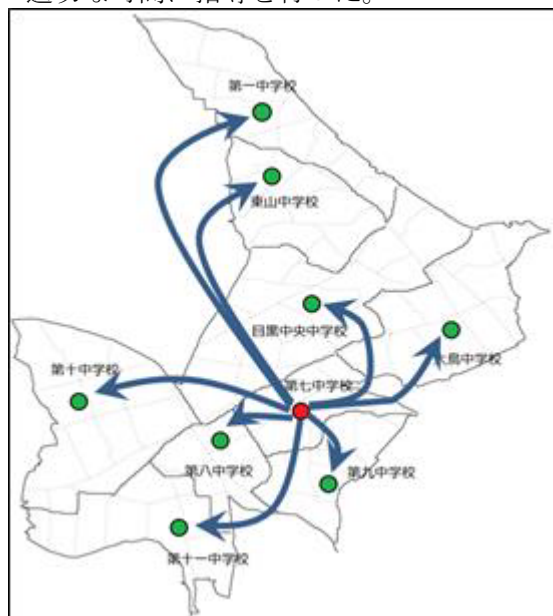
2 巡回指導体制

（1）目黒区

ア 拠点校の指定

中学校における特別支援教室の拠点校として目黒区立第七中学校を指定し、目黒区全域の8校に対して、巡回指導を実施した。

巡回指導教員により、各学校ごとに巡回の曜日を設定し、その曜日の中で、生徒の実態に応じて、適切な時間に指導を行った。



巡回による指導の設定例

	月	火	水	木	金
1	自立活動	理科	外国語	数学	数学
2	自立活動	社会	技術・家庭	外国語	外国語
3	教科の補充	数学	技術・家庭	国語	社会
4	教科の補充	道徳	理科	保健体育	理科
5	校内委員会	国語	国語	美術	保健体育
6	自立活動	保健体育		音楽	総合的な学習の時間
放	相談	保健体育		音楽	総合的な学習の時間

生徒の抱える課題に応じて、放課後等の時間を利用して、必要に応じて相談を受ける。

特別支援教育コーディネーター（副）として、校内委員会へ参加し、特別支援教室の円滑な実施と巡回校における特別支援教育の推進に向けた連絡・協議を行う。

通常の学級での時間割例

イ 巡回指導時間の設定例

巡回の時間設定には以下の手順で設定した。

○生徒の一人一人の教育的ニーズに基づいて、個に応じた設定をする。

【必要時数・教科・少人数指導時・指導内容 ※実態に応じて少人数による指導が必要な場合】

○在籍学級の教育課程（時間割）を十分配慮して設定する。

【年間予定（学期・休業期間・学校行事・短縮等）・各教科の実施時数・時間割（コマ数・下校時間・休み時間・積み重ねが必要な授業か否か・少人数指導を行っているか）】

○巡回指導教員の巡回計画を十分配慮して設定する。

【巡回曜日・巡回指導教員の担当する学校や担当する教科（自立活動における教科の内容を取り扱った指導）・学校までの移動距離】

○「特別支援教室」以外の特別教室を利用する場合は、配慮して設定する。

【複数の教室を利用する場合・体育館・グラウンド・視聴覚室等】

○従前から自校通級（特別支援教室）している生徒への配慮が可能な場合は配慮して設定する。

【不登校傾向があり、段階を踏んでの登校を安定させるため、従前から時間を固定していたり、不登校児童・生徒対象の学習支援教室（めぐろエミール）を利用していたりする場合。曜日や日時に強いこだわりがあり、徐々に移行する必要がある場合。】

○在籍学級での授業時間数を確保するため必要性があれば、放課後も視野に入れた配慮を検討し設定する。

【必要に応じて、巡回指導教員が勤務時間内に帰校（直帰）できる時間帯で、放課後の時間を活用し指導に当たる設定も検討する。】

○在籍学級の教科担当の協力を得られる場合は配慮して設定する。

【特に必要があり、自立活動において障害の状況に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導をする場合、在籍学校の教科担当に協力を得られる場合は、設定時間を配慮する。】

ウ OJTを視野に入れた巡回指導体制

中学校における特別支援教室事業の充実には、巡回指導教員の専門性の向上が必要である。そのため、以下の内容等でOJTを実施し、教員等の専門性の向上を図った。

OJT 等での指導・助言による巡回指導教員の専門性の向上

(1) TTによる指導

巡回指導教員へのOJTを視野に置き、以下の表のように経験の豊かな教員が、経験の浅い巡回指導教員とともに巡回できる体制を組んで、TTによる指導を行うことで、指導・助言を行った。経験年数の豊かな教員が、経験の浅い巡回指導教員に指導モデルの提示（模範）を見せることで、専門性の向上を図った。

	月曜日					火曜日					水曜日					木曜日					金曜日									
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E					
1限	第七中	大鳥中	東山中	第十中	東山中	第七中	第八中	第九中	中央中	第七中	第一中	大鳥中	東山中	第十中	大鳥中	第七中	第七中	第七中	第七中	第七中	第七中	第八中	第一中	第十一中	第八中					
2限																														
3限																														
4限																														
5限																														
6限	必要に応じて巡回しOJTを実施する。										つばさ会議					第七中 職員会議					拠点校で計画的にOJTを実施する。									
相談																					第七中									

(2) OJTの内容・方法

以下のような内容・方法でOJTを実施した。今後は、効果的なOJTについて、実践例を蓄積し、巡回指導教員の専門性向上のためのOJTの在り方についてマニュアルを作成する。

- (ア) 生徒の実態把握についての指導・助言
- (イ) 指導計画についての指導・助言
- (ウ) 教材理解・教材開発についての指導・助言
- (エ) 指導モデルの提示（模範提示）
- (オ) 交代型 T T（授業の一部を任せる。）
- (カ) 実施した指導に対する指導・助言

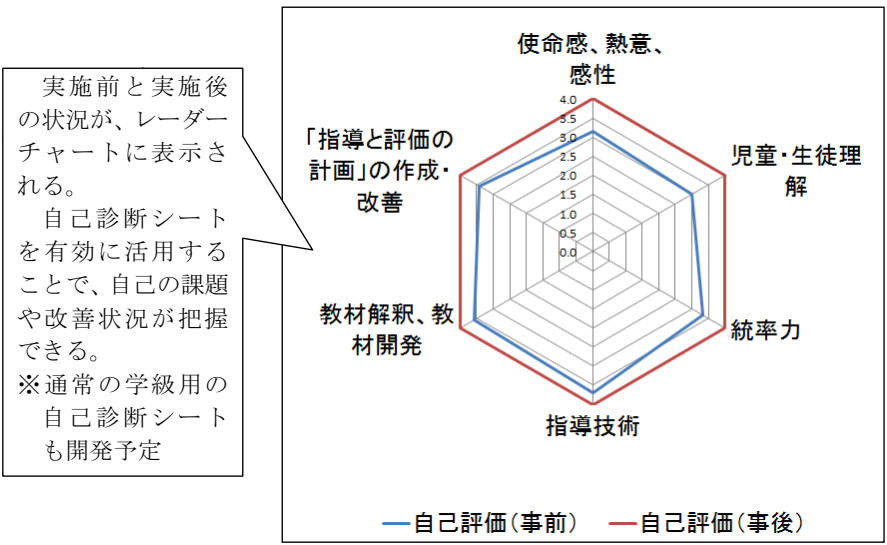
エ 自己診断シート（目黒区独自）によるOJT
目黒区独自の授業の自己診断シートを導入し、個々の教員の課題を明確にしてOJTを効果的に実施した。

自己診断シートを活用した教員の専門性の向上

巡回指導教員が、授業前に自己診断シートを活用し、自己の授業について課題を明確にした上で、経験の豊かな教員から指導・助言を受け授業改善を図ることで、教員の専門性の向上を図る。

		所属校 ()	氏名 ()		
特別支援教室 授業力 自己診断シート(案)					
番号	分類	診 断 項 目	当てはまる	だいたい当てはまる	当てはまらない
1	使命感、熱意、感性	特別支援教室に関する研修に進んで取り組んでいる。	○		
2		学習のねらいをすべての生徒の実態に応じて達成させようとしている。		○	
3		個々の実態に応じた教材研究を行って授業に臨んでいる。		○	
4		特別支援教育に対する幅広い関心(正しい理解)をもっている。		○	
5		心(受け止め)と体(体力)の調子を整えて授業を行っている。		○	
6		明るく前向きに(笑顔・元氣・成長を信じて)生徒に接している。		○	
7		学習にふさわしい環境づくりを心がけている。(音・光・情報・整理等の刺激の低減等)		○	
8	生徒理解	生徒の学習意欲(興味・関心も含む)を把握している。		○	
9		生徒の本時の学習の達成状況(実態に応じて)を把握しようとしている。		○	
10		生徒の変化(絶対評価・個人内評価)を把握しようとしている。		○	
11		生徒のこれまでの学習状況(アセスメント・引継ぎ)を把握している。		○	
12		生徒の友達関係を的確に把握している。(友好な人間関係の構築についての把握)		○	
13		生徒に気を配り、言葉かけをしている。(個の特性に応じて配慮した言葉かけ)		○	
14		生徒の発言や行動を共感的に受け止めている。(困った子ではなく、困っている子なんだ)		○	
15	統率力	生徒の反応や変容に気づき、授業に生かしている。(細かな変化・反応に対応)		○	
16		学習意欲を高めることを意識して言葉かけをしている。(良いところを即時評価・等)		○	
17		基本的な学習ルールを定着させている。(ルールを視覚的に提示)		○	
18		的確で生徒が理解できる指示を出している。		○	
19		学習のねらいを明確(視覚的・構造的・系統的)に示し、学習に見通しをもたせている。	○		
20		T2に明確に指示を出し協働で授業展開をしている。	○		
21		生徒に学習の準備についての的確に指示(視覚的・パーソナルメモ・他)入している。	○		
22	指導技術	授業の始めに学習のねらいを生徒に明確に示し見通しをもたせている。	○		
23		個に応じた指導を行っている。(学校生活支援シート・個別指導計画に基づいた指導)		○	
24		生徒の主体的な学習を促す工夫を行っている。		○	
25		教材・教具を障害特性に応じて効果的に活用している。(補助教材・補助具・他)		○	
26		発問の工夫をしている。(実態を把握して、発問計画を立てている。)	○		
27		生徒の反応を生かしながら授業を構成している。	○		
28		分かりやすい説明をしている。(視覚的・説明は一つずつ・項番号をつけて・他)	○		
29		効果的な板書をしている。(板書計画を立てて・板書が難しければ、プリント配布)	○		
30		授業のまとめを工夫している。(具体的に短く、次の予告も入れる)	○		
31		教材・教具・環境・自己活動の視点も入れている。	○		

自己診断シートの授業力に関する自己診断項目を授業実施前と実施後で記入すると、レーダーチャート表が表示される。



（２）日野市

ア 巡回指導体制編成に際しての日野市の考え方

日野市では、平成２８年度まで中学校全８校のうち情緒障害等通級指導学級は１校のみであった。平成２７年度対象生徒は７名であったが平成２８年度１３名となり、今後、特別支援教室の導入に伴い対象生徒の増加が見込まれることから、平成２９年度情緒障害等通級指導学級を１校新設した。これにより、中学校全８校に対し情緒障害等通級指導学級設置校は２校となり、特別支援教室体制においては、情緒障害等通級指導学級設置校２校を拠点校として、それぞれ３校を巡回校とする１グループ４校の２グループを形成した。

現在のところ日野市としては、中学校における巡回指導体制の適切な規模として、１グループ４校までと考えており、今後の対象生徒の増加により、拠点校を増やすことを検討する。

なお、巡回指導に当たっては、対象生徒の在籍校教員との連携強化を図り、指導を充実させる必要があることから、複数体制による１日勤務を基本とする。巡回指導教員は、１日勤務を通した在籍学級教員との密接な連携を図るほか、在籍校の校内委員会等に参加できるように日程調整をする。また、特別支援教室における指導だけではなく、通常の学級における対象生徒の学習観察や授業支援も実施する。対象生徒は、特別支援教室による全ての指導を在籍校で受け、在籍校が中心となって支援を行うこととする。

イ 拠点校・巡回校のグループ分け

【表】日野市の中学校における特別支援教室の拠点校及び巡回校

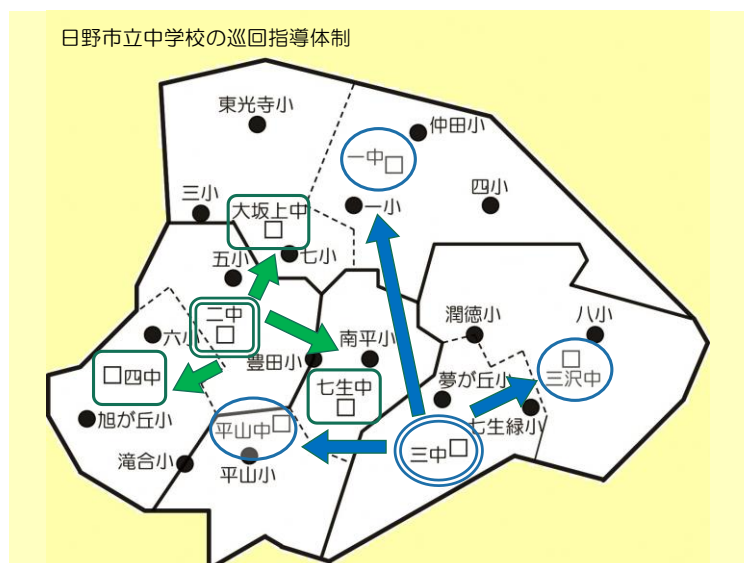
巡回指導開始時期	拠点校※１	巡回校
平成２８年度から	日野第三中学校	日野第一中学校 三沢中学校 平山中学校
平成２９年度から	日野第二中学校※２	七生中学校 日野第四中学校 大坂上中学校

※１ 拠点校は情緒障害等通級指導学級設置校

※２ 平成２９年度の情緒障害等通級指導学級新設校

○平成２９年度から、２校を拠点校に中学校全８校で巡回指導を実施

日野市立中学校の巡回指導体制



ウ 巡回指導体制の編成

日野市では、巡回先での出勤から退勤までの１日勤務を基本とする。複数巡回体制により、ＯＪＴが可能となるようにしている。巡回指導教員は、拠点校の職員会議に出席するほか、拠点校に週１日以上全員が集まるように勤務体制を組み、巡回指導教員同士の情報交換・課題協議の場としている。

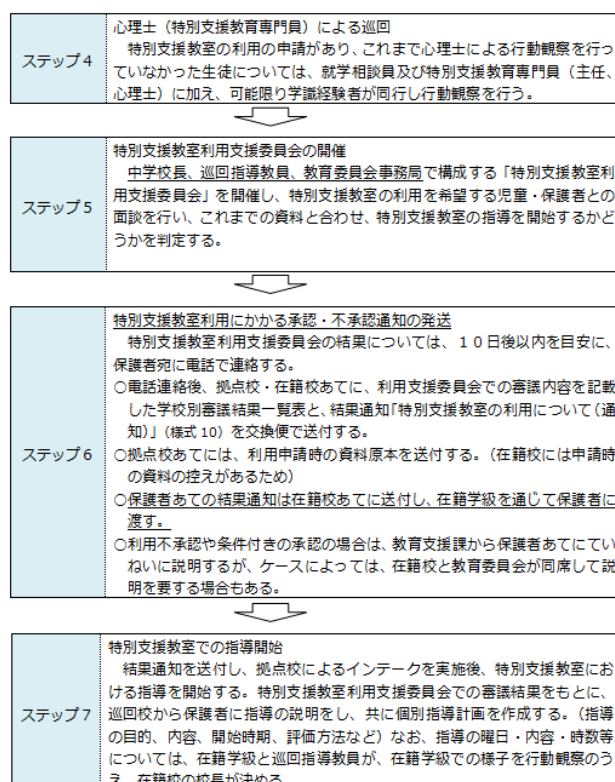
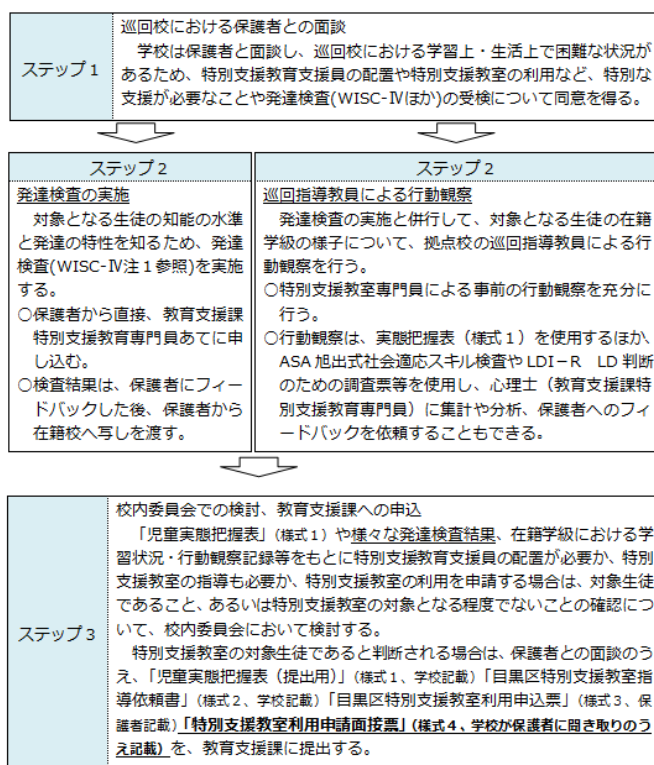
3 指導の開始・終了の判定

(1) 目黒区

ア 利用開始までの流れ

特別支援教室利用の開始については、生徒の実態を校内で十分に把握した後に、校内委員会で、支援について十分協議する必要がある。生徒の実態を適切に捉えた上で支援について検討できるよう指導開始の流れを以下のようにし、事前の発達検査(WISC-IV)を必須とした。

特別支援教室の利用の流れ



注1【発達検査の実施について】

特別支援教室の利用にあたって、発達検査は原則としてWISC-IVを使用する。ただし、以下の場合には新版K式発達検査2001や日本版K-ABCⅡ、田中ビネーの使用を可とする。

- (1) 帰国子女など日本語が未習得であるため、日本語版WISC-IVを実施することができない場合
- (2) 前回のWISC-IV受検から2年を経過していない場合

イ 指導開始までの流れ

ア 生徒の教育的ニーズに応じた自立活動及び教科の補充の時の数の設定方法について

○個別的教育支援計画（学校生活支援シート）、個別指導計画等の作成

担任は、学級内で特別な支援が必要な全生徒に対して、巡回校コーディネーターや巡回指導教員等の助言を受けながら個別的教育支援計画（学校生活支援シート）と個別指導計画を作成する。

○校内委員会

一人ひとりの実態や教育的ニーズを委員全員で多角的に把握したうえで、自立活動及び教科の補充に関する指導の必要性とおおその指導時数を確認し、必要性があれば特別支援教室の利用につなげる。

○特別支援教室利用支援委員会

一人ひとりの実態や教育的ニーズを把握したうえで、自立活動及び教科の補充の指導内容や指導時間等について、本人の意思や保護者のニーズを確認する。

○担任と巡回指導教員

一人ひとりの実態や教育的ニーズに応じた指導を行うとともに、巡回指導と在籍学級での指導の相互の関連を深めるため、個別的教育支援計画（学校生活支援シート）や個別指導計画等に基づき「連携型個別指導計画」を作成した後、自立活動及び教科の補充の指導内容や指導時間等を設定する。

それぞれの計画作成等に当たっては、巡回指導教員と担任が「協働」する。

○教育課程の届

巡回校は、巡回指導教員の意見を参考にしながら特別支援教室における教育課程届けを作成し、速やかに教育支援課に届け出る。

教育課程届には、一人ひとりの指導目標並びに自立活動及び教科の補充の指導内容や指導時間を記載する。

自立活動は、6区分26項目から、一人ひとりの生徒の実態に応じて必要な項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定する。

教科の補充は、障害特性による学習の困難さに対して、障害の特性に応じた指導を行う。教科の補習にならないように留意する。

イ 巡回指導教員による個別指導計画、連携型個別指導計画に基づいた自立活動及び教科の補充指導について

○ R-PDCAサイクルにより自立活動及び教科の補充の指導を充実する。

○ Research（調査）

- (1) 校内委員会等に参加し、生徒一人ひとりの困難さを把握する。
- (2) 担任等との面談等で個別指導計画等を基に生徒一人ひとりの実態を把握する。
- (3) アセスメントや直接在籍学級での学習状況を確認し実態を把握する。



○ Plan（計画）

- (1) 担任と協力して、連携型個別指導計画を作成する。
- (2) 生徒一人ひとりの困難さを克服・改善できるように個々の実態に応じた自立活動及び教科の補充の指導計画を立てる。（指導案の作成）
- (3) 指導内容に応じた教材・教員を準備する。



○ Do（実施）

個別指導計画・連携型個別指導計画に基づいて作成した指導案により指導を行う。



○ Check（確認）

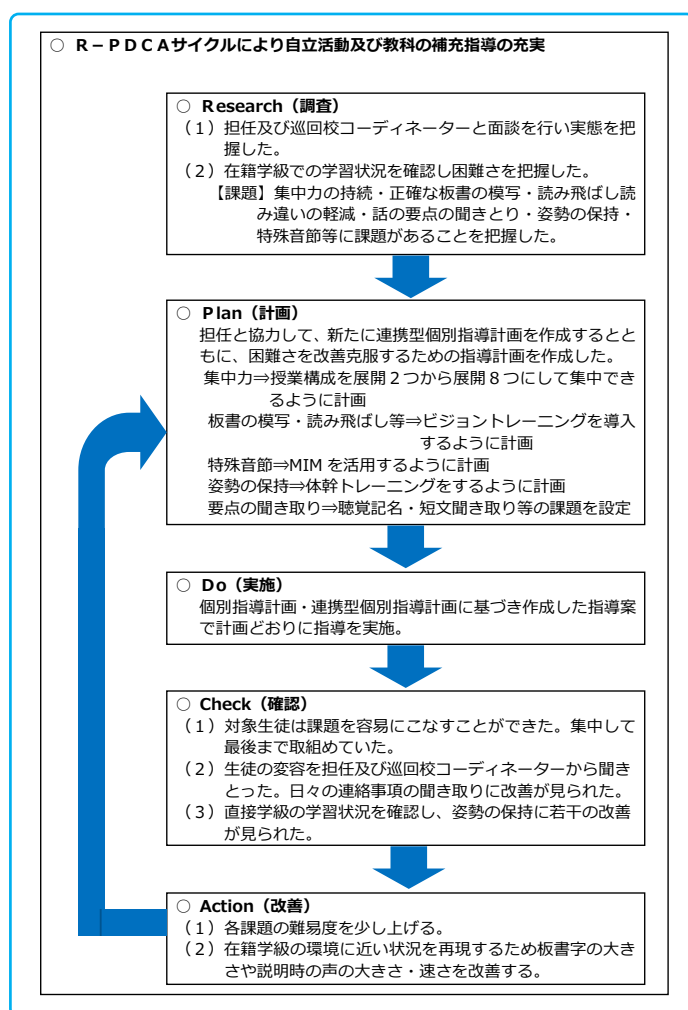
- (1) 生徒が理解できたか形成的な評価を行う。
- (2) 生徒の姿容を担任及び巡回校コーディネーターから聞き取る。
- (3) 巡回指導教員は、直接学級の学習状況を確認する。



○ Action（改善）

- (1) 指導方法・支援方法の改善を図る
- (2) 教材・教員の改善を図る。





ウ 指導終了の考え方

特別支援教室利用については、生徒個々の指導開始当初の課題が改善・克服され、全ての時間、通常の学級で指導を受けられるように指導を行う必要がある。

したがって、特別支援教室における指導の終了の時期についても明確にしておくことが求められる。そこで、以下の事項に該当する場合、特別支援教室における指導は終了することとした。

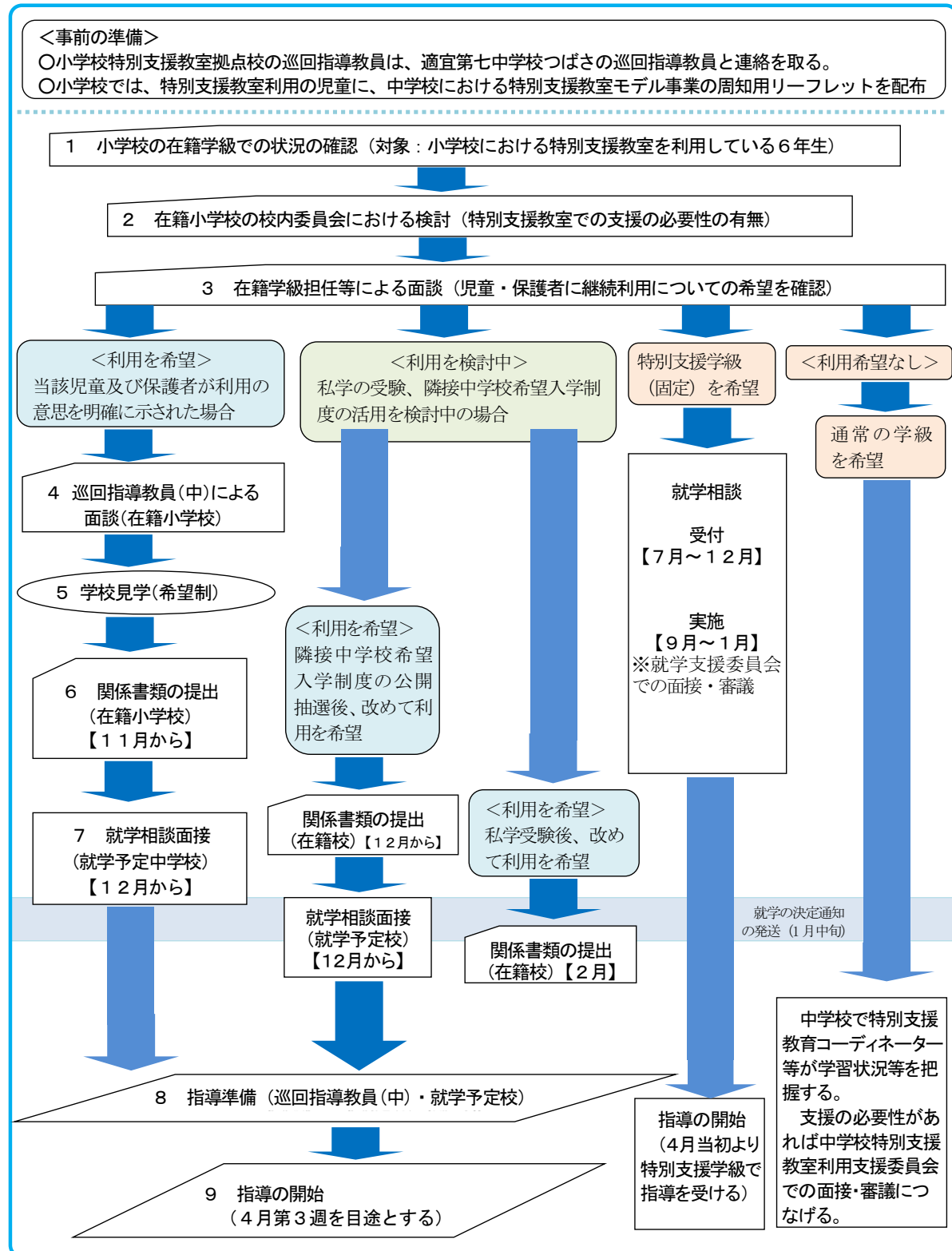
特別支援教室の指導の終了

【平成28年度 中学校における特別支援教室モデル事業実施要項（抜粋）】

- 1 特別支援教室での指導課題について改善が確認され、特別支援教室での指導の必要性がなくなった生徒
- 2 特別支援教室での指導を一定期間実施した結果、特別支援教室以外の指導等について、検討する必要がある生徒
 特別支援教室での指導を一定期間（長期間）行っても、課題の改善が十分に認められない場合は、学習内容・方法や、対象者が授業内容を理解し達成感を持ちながら充実した時間を過ごすことのできる学びの場について検討する。
- 3 特別な事情や妥当な理由等がなく、特別支援教室での指導を相当期間中断している生徒
 特別な事情や妥当な理由がなく、長期にわたって特別支援教室における指導が中断している場合には、指導の終了について校内委員会で検討する。

エ 小学校からの継続利用について

従前は小学校卒業後、中学校の「通級指導学級」を利用する場合、就学指導委員会にて面接・審議を行っていたが、小学校から中学校への円滑な接続及び確実な引継ぎが行えるように、継続利用に向けての新たな流れを以下のとおり導入した。



（２）葛飾区

（小・中学校共通）

ア 校内委員会における検討

◇ 校内委員会における具体的な検討の流れ

＜特別な指導が必要な児童・生徒への気付き＞

- ・ 周囲の大人の気付き（在籍学級担任、スクールカウンセラーなど）
- ・ 保護者からの相談などによる気付き
- ・ 本人からの申請による気付き

特別支援教育コーディネーターが、発達上の課題の可能性のある児童・生徒に対する校内での指導・支援について検討する必要があることを、校長、副校長に報告する。

＜実態の把握＞

- ① 校長は、巡回指導教員に対象児童・生徒の行動観察などを指示する。
- ② 巡回指導教員は、所見を校長に報告する。
※必要に応じて臨床発達心理士などに対象児童・生徒の実態の把握を依頼し、必要な所見や助言を得る。必要に応じて葛飾区教育委員会専門家チームへの依頼（資料編〈参考資料 特別支援教育専門家チーム活用ガイドライン〉参照）も可能である。
- ③ 適宜、保護者への説明も実施する。※巡回指導教員や臨床発達心理士などの活用も有効。

＜校内委員会の招集＞

校長は対象児童・生徒に対する支援策を講じる必要があると判断した場合、校内委員会を招集する。

＜校内委員会における検討＞

- ① 校長は、特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任などから対象児童・生徒が在籍学級で抱えている困難さや在籍学級での状況などについて報告させ、対象児童・生徒の必要な支援のレベルを判定する。その際、資料編にある観察記録などを活用するとともに、必要に応じて臨床発達心理士などに専門的所見を得るため、校内委員会への出席や書面での所見提出を求める。

＜発達上の課題を抱えた児童・生徒への支援のレベル＞

レベル1	巡回指導教員や臨床発達心理士などの助言に基づく、在籍学級担任の指導法の工夫などにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源などを活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

※ 特別支援教室の対象となる児童・生徒については、第1章1・4を参照のこと

- ② 「レベル3」対象児童・生徒の障害の状態などの的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たりの指導時間などを検討する。

指導目標	対象児童・生徒が在籍学級で抱える困難さの的確な把握に基づき、どのような困難さをどの程度まで改善すれば対象児童・生徒が他の児童・生徒とともに学習することができるようになるかなどの目標を設定する。
指導方針	対象児童・生徒が指導目標を達成するために、指導内容（自立活動、自立活動の中の教科の補充指導）の割合や、指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定する。※在籍校以外で指導を受ける方が効果的な場合には、その理由も記載する。
週当たりの指導時間	週に何時間程度の特別な指導が必要なのかを検討して設定する。

- ③ 在籍学級担任などが保護者に対して、検討の結果や今後の支援策について説明し、了解を求めるとともに、保護者の意見を聴取する。この際、必要に応じて臨床発達心理士などに専門的な見地から意見を述べることを求めることができる。

ただし、保護者の求める支援が校内委員会の判断と一致しない場合には、継続して校内委員会において検討するとともに、相互の合意形成に努める。

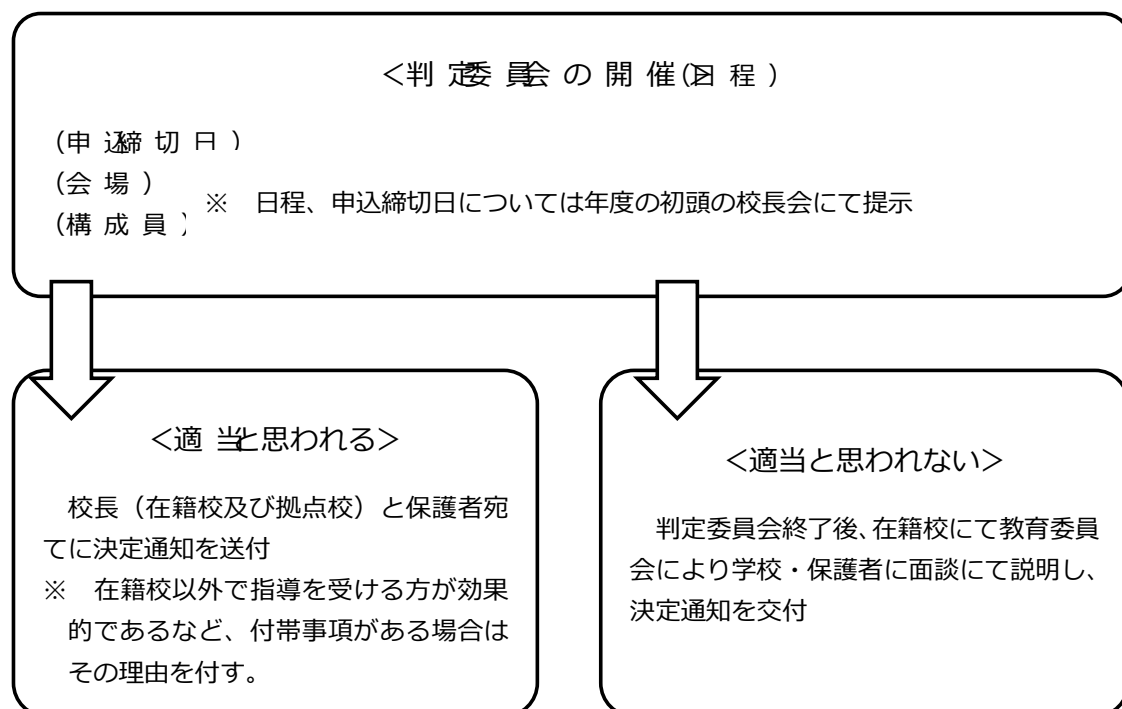
- ・対象児童・生徒の支援が「レベル3」である。 ☐
- ・保護者の合意が得られている。 ☐

＜葛飾区教育委員会指導室学校教育支援担当係への申請＞

校長は、葛飾区特別支援教室の指導開始（終了）判定申請書（資料編様式3・4・5申請書）、及び申込書類チェックリスト（資料編様式1・2）に記載の各種書類を指導室に提出する。

イ 判定委員会の実施

＜新たに特別な指導を希望生徒児童＞



なお、判定に際して申請された書類では情報が不十分な場合には、教育委員会の担当者などが発達検査などのアセスメントを実施し、その結果を加えた検討を行う。

ウ 教育課程の提出

◇教育課程の提出

特別な指導の開始に当たっては、学校教育法施行規則第140条に基づき、指導開始日までに「教育課程について（届）」を教育委員会指導室に届け出る必要がある。その際、校内委員会で検討した指導目標や指導方針、週当たりの指導時間などについて、判定委員会の意見なども踏まえ、記載すること。

エ 指導継続・終了の判定

◇指導継続・終了の判定の実施及び保護者との合意形成

特別支援教室における特別な指導の成果により、対象児童・生徒がレベル1又はレベル2となり、在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送れるようになることを目的としている。

このため、以下のとおり特別支援教室における特別な指導の検証及び評価を実施する。

<校内委員会による指導の評価>

- ① 巡回指導教員、在籍学級担任などによる対象児童・生徒の状態の把握や、保護者の申出から、特別な指導によって当初設定した指導目標が達成され、支援のレベルが「レベル3」に当たらないかについて、各小学校・中学校の校内委員会で各学期に1回程度、評価を行う。評価に当たっては、小学校・中学校の場合、各校に配置されている特別支援教室専門員が定期的に作成する行動観察記録を活用することも有効である。
- ② 評価の結果、
 - 対象児童・生徒がレベル3に当たると判断された場合は、児童・生徒の変容に応じて必要な指導時間を検討して指導の継続を教育委員会へ申請する（校内委員会の意見と保護者の希望が食い違う場合は、その旨を記入する。）。
 - 対象児童・生徒がレベル1又はレベル2に当たると判断された場合は、校長は保護者の合意を得た上で、指導の終了を教育委員会指導室に申請する。

<葛飾区教育委員会指導室学校教育支援担当係への申請>

校長は、所定の申請書類を指導室に提出する。

- 指導継続の場合は、葛飾区特別支援教室指導の開始判定申請書（継続）（資料編様式4）、及び申込書類チェックシート（資料編様式2）に記載の各種書類を指導室に提出する。
- 指導終了の場合は、葛飾区特別支援教室指導の終了判定申請書（資料編様式5）、及び申込書類チェックシート（資料編様式2）に記載の各種書類を指導室に提出する。

<判定委員会の開催>

- ① 指導の開始と同様に指導の継続・終了について、当該校長から提出された終了判定申請書及び申込書類チェックシートに記載の書類などに記載されている改善状況の報告を基に検討する。
- ② 指導の継続及び終了を判定し、校長（在籍校及び拠点校）と保護者宛てに決定通知を送付する。

（３）日野市

ア 判定フロー（小・中学校共通。次ページ以降の図参照）

平成 30 年度から指導を開始する児童・生徒に適用

- （ア）進学児の指導開始判定について（特別支援教室含）
- （イ）既就学生徒の指導開始判定について（特別支援教室：ステップ教室）
- （ウ）指導の継続・退室について（特別支援教室：ステップ教室）

イ 判定のための客観的な根拠（発達検査の実施等）

平成 30 年度から指導を開始する児童・生徒より、上記判定フローにおいて総合的な判定を行う。なお、既に中学校に在籍している生徒については、校内委員会を中心にアセスメントを行い、教員による書類作成、心理士等専門家所見、医師による書類確認を経て判定を行う。

（ア）進学児

発達検査（WISC-IV など）、医師診察記録、在学小学校からの実態把握票、学習観察（集団・個別観察）を基に、総合的に判定する。

（イ）在籍生徒

発達検査（WISC-IV など）、LDI-R 検査、児童・生徒実態チェックシート、心理士等専門家所見、医師による書類確認を基に、総合的に判定する。

ウ 指導目標及び指導時間の設定の考え方

指導目標及び指導時間については、指導開始時に「特別支援教室（ステップ教室）入室申請書」において、生徒の実態に合わせ保護者とともに指導方針並びに退室の目安を定め、指導時間も設定する。
なお、指導時間数は、生徒の実態に合わせて設定する。

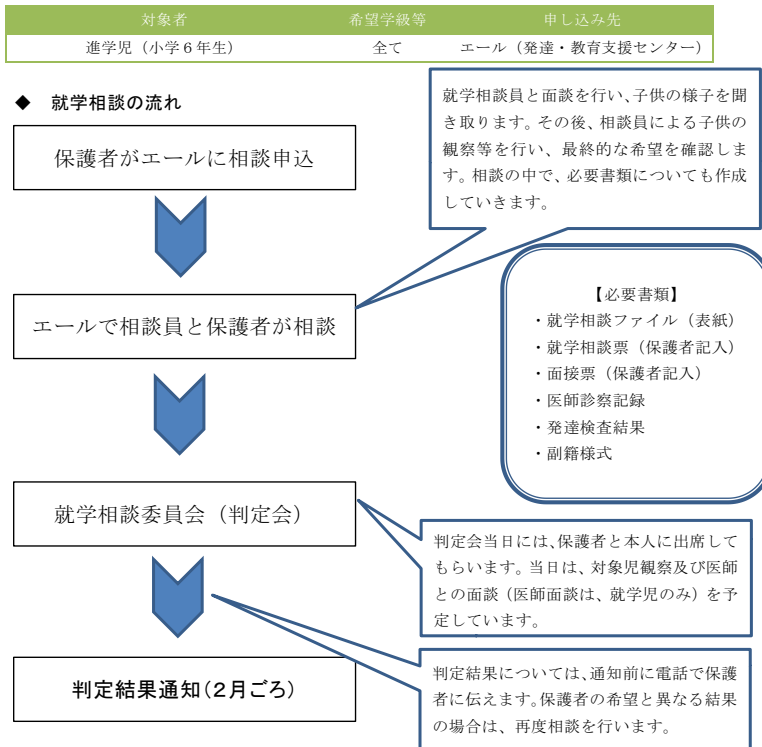
エ 指導の成果の評価（指導目標の達成状況の把握と定期的な評価）

指導開始時に定めた退室の目安を基に、各在籍校において学期ごとに「個別指導計画」及び「学級・ステップ教室連携プラン」を作成し活用することで定期的な評価を行う。なお、「個別指導計画」については、本人及び保護者とも内容を共有し、個別的教育支援計画（東京都：学校生活支援シート、日野市：かしのきシート）における引継ぎ情報の基になるものである。また、日野市では、福祉と教育が一体となった「かしのきシート」（個別の支援計画）を電子システムにより運用しており、学齢期においては個別的教育支援計画として活用している。

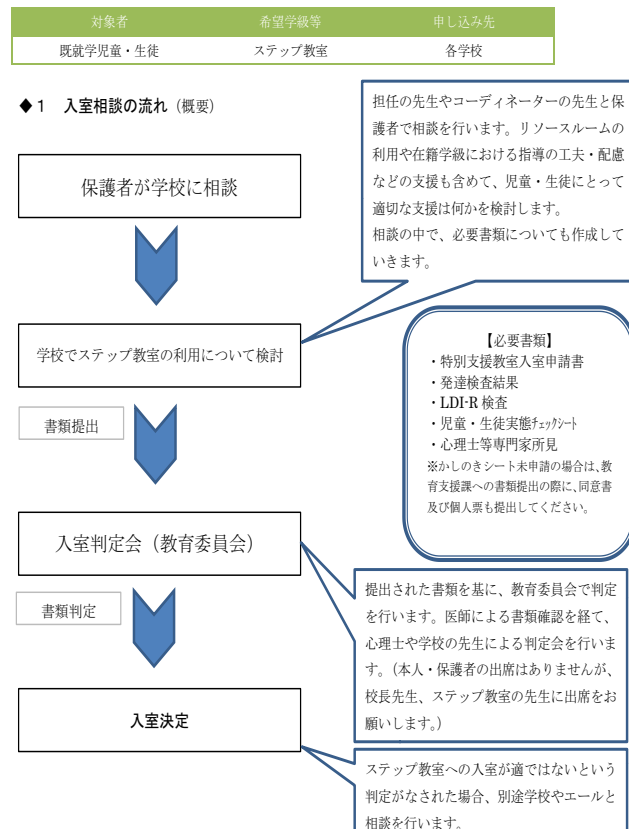
次年度における指導の継続・退室判定については、各在籍校で 1 2 月頃に本人及び保護者と面談等を実施し、全ての指導対象者について達成状況の確認をし、指導の継続の有無について評価を行う。各在籍校は、年度末に次年度指導継続の有無の評価書類を市教委に提出し、市教委で判定の上決定をする。

なお、退室後の不安を解消し退室を促す仕組みとして、退室後 1 年間に限り指導再開（再入室）することができるものとする。

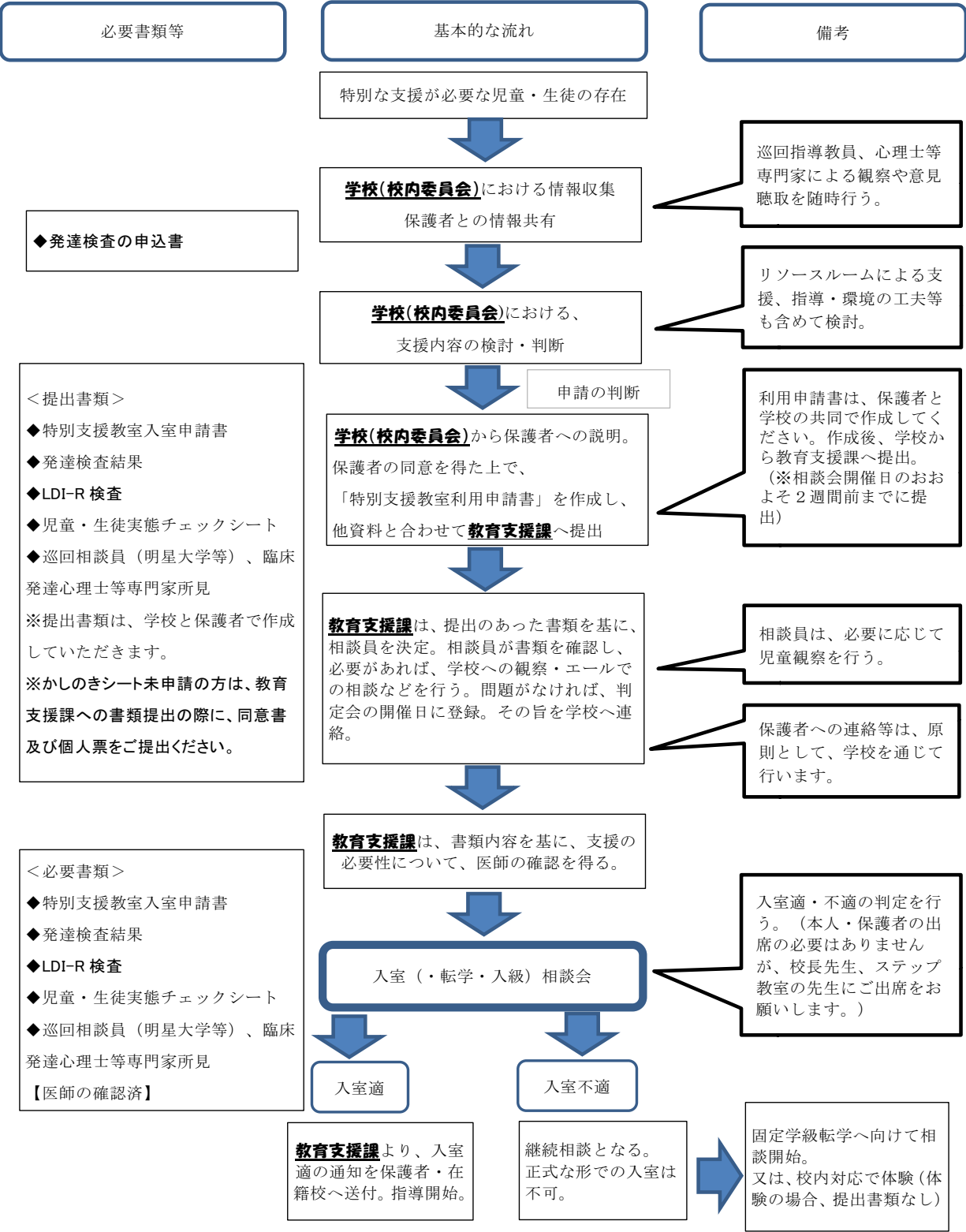
1. 進学児の指導開始判定について（特別支援教室含）



2. 既就学児童・生徒の指導開始判定について（特別支援教室：ステップ教室）



◆ 2 入室相談の流れ（詳細）

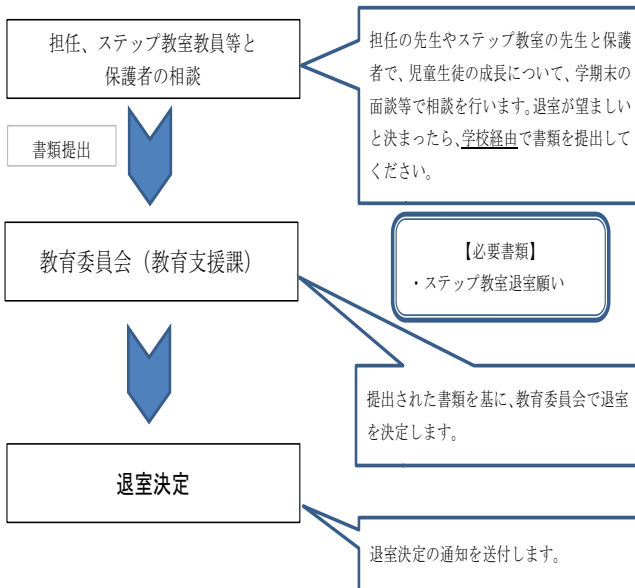


3. 指導の継続・退室について(特別支援教室:ステップ教室)

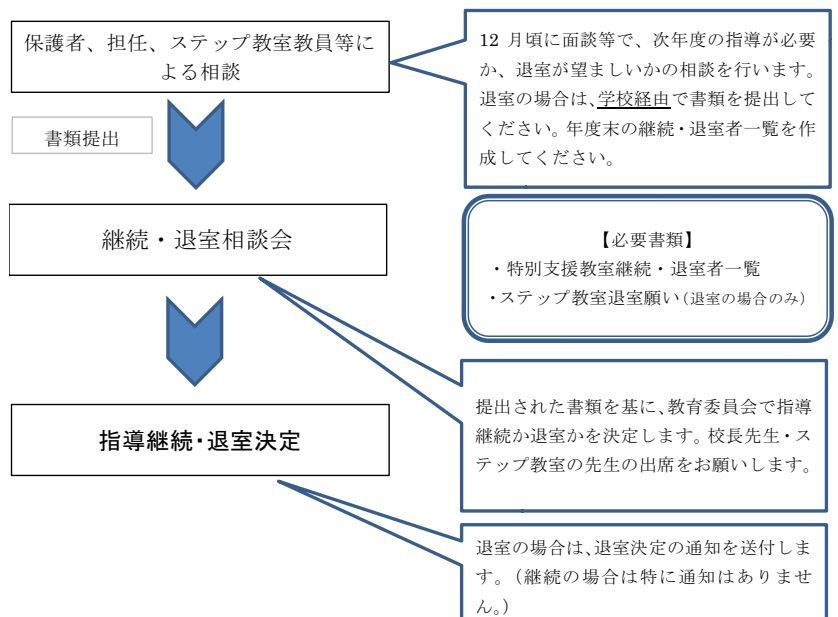
◆1 ステップ教室の指導継続・退室について

ステップ教室の指導は、課題を克服し、通常の学級だけで学習できるようになることを目的としています。入室する際に目標を設定し、退室を目指した指導を行うようにしていきます。そのため、年度ごとに、次年度の指導が必要かどうか、対象の児童生徒の成長について担任の先生やステップの先生と相談を行います。相談の結果、退室か指導継続かを決めていきます。

◆2 ステップ教室の退室決定の流れ（年度途中）



◆3 ステップ教室の指導継続・退室決定の流れ（年度末）



◆4 ステップ教室への再入室について

ステップ教室については、退室後1年間に限って再入室することができます。ステップ教室退室後に課題等がある場合は、保護者と学級担任やステップ教室教員で相談を行ってください。再入室する場合は、「特別支援教室再入室願」を提出してください。

（４）狛江市

ア 実施方法

中学校特別支援教室指導開始・終了判定フローチャート（以下「フローチャート」という。）作成により、各校での取組や就学相談等が円滑に行われるよう、下記の方法で実施している。

- （ア）小学校特別支援教室の指導開始・終了判定システムを基にした、指導開始・終了判定システムの構築
- （イ）校内委員会（定例、随時）の開催
- （ウ）終了判定後の観察・支援（専門家チームによる巡回相談の実施、特別支援教室担当教員による観察・支援、担任及び教科担任による集団適応への支援・指導、担任による適切な指導と経過観察）

イ 判定のための客観的な根拠

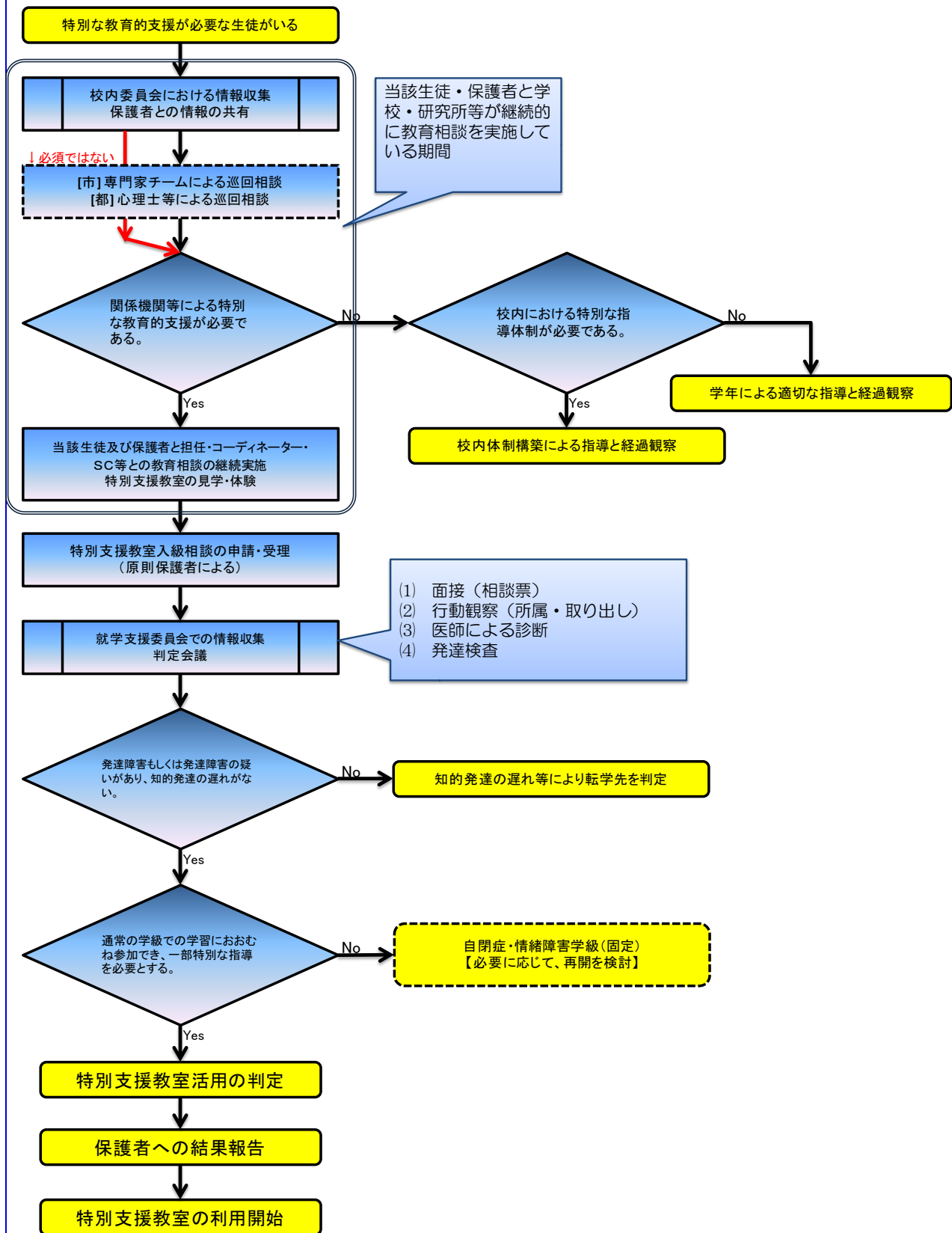
就学相談における判定基準は、以下の方法により総合的に判断して実施している。

- （ア）専門教育相談員による面接
- （イ）医師による診断
- （ウ）発達検査・知能検査の実施
- （エ）行動観察の実施

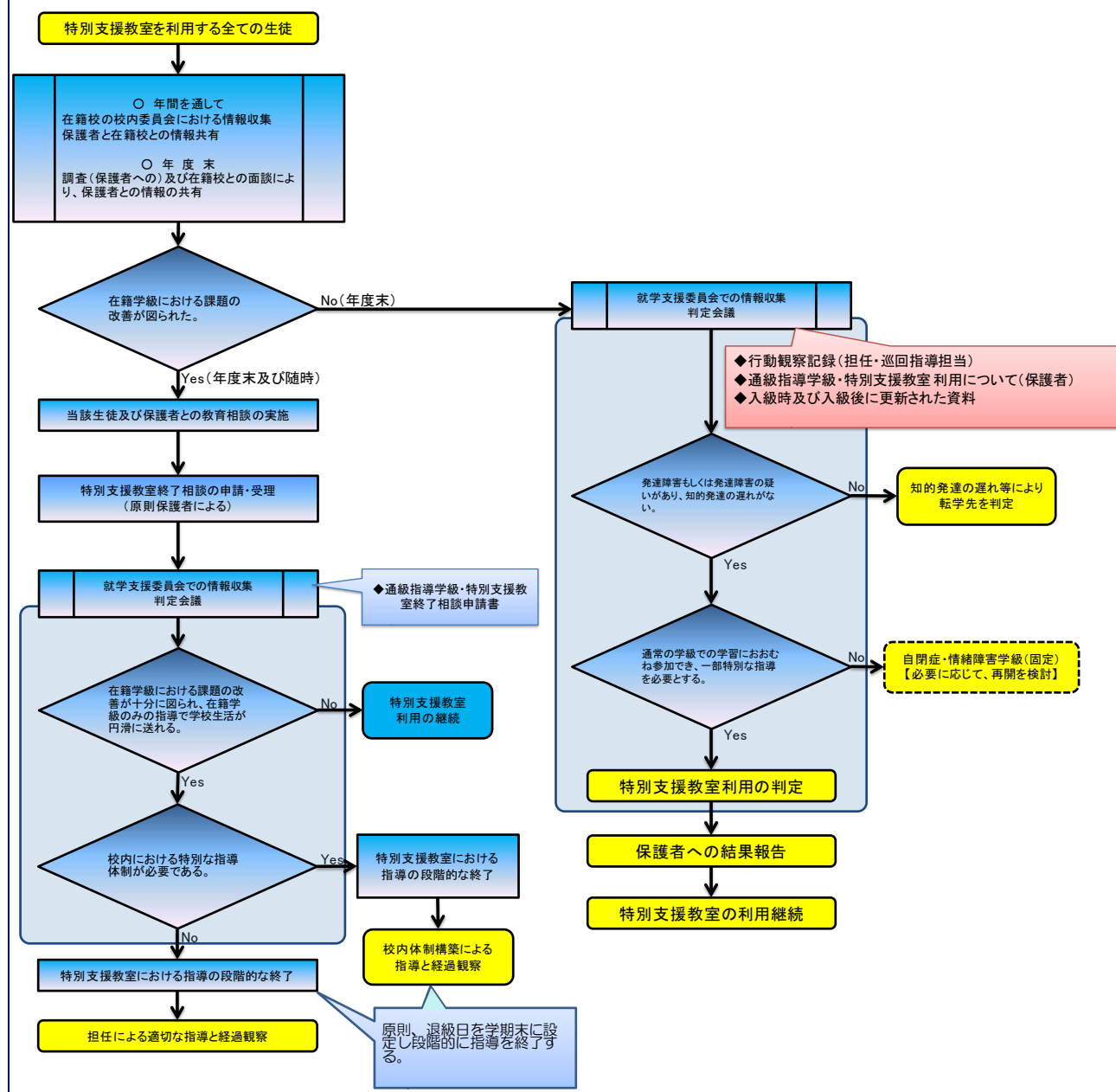
ウ 成果

フローチャートを作成することで、指導開始・終了判定の共通理解が図られ、関係機関等の連携がスムーズに行われることが増えた。

中学校 特別支援教室 開始相談フローチャート



中学校 特別支援教室終了判定フローチャート



4 巡回指導教員と在籍学級担任・教科担任等の連携

（１）目黒区

ア 連携型個別指導計画

巡回指導教員と在籍校の学級担任、教科担任等との連絡・連携を図るため、連携型個別指導計画を新たに導入した。

※ 在籍学級の個別指導計画と特別支援教室の個別指導計画は別途作成している。

※ 合理的配慮等を記入する欄も設けた。

連携型個別指導計画

() 中学校	() 年	() 組	氏名 ()
在籍学級担任 ()	巡回指導教員 (自立活動:	教科の補充:	()
平成 () 年 () 月 () 日作成			

在籍学級担任 記入欄	
在籍学級での指導目標（長期目標）	
(1)	
(2)	
●在籍学級（期間： / ~ /	評 価
短期目標	
(1)	
(2)	
手だて（合理的配慮等）	
(1)	
(2)	

巡回指導教員 記入欄	
特別支援教室での指導目標（長期目標）	
(1)	
(2)	
●特別支援教室（期間： / ~ /	評 価
短期目標	
(1)	
(2)	
手だて（合理的配慮等）	
(1)	
(2)	

イ 学びの窓（連絡帳）

巡回指導教員と保護者、在籍校の学級担任、教科担任等との連絡・連携を図るため、新たに学びの窓（連絡帳）を導入した。

学びの窓（連絡帳）

平成（ ）年（ ）月（ ）日（ ） 曜日
（ ）中学校 （ ）年（ ）組 氏名（ ）
在籍学級担任（ ） 巡回指導教員（自立活動： 教科の補充： ）

保護者より	在籍学級より	特別支援教室より
サインまたは印 ()	サインまたは印 ()	サインまたは印 ()

ウ PCによる指導データの共有化

特別支援教室において充実した指導・支援を行うため、指導案や教材等の資料の共有化及び蓄積を以下のように行った。

○ 区内共通Lドライブ（ネットワーク）に教材フォルダーを作り、使用した指導案・教材等を格納しライブラリー化を行った。

各学校が自由に閲覧・登録できる「校務LAN区内共通（Lドライブ）」に「中学校特別支援教室 教材・指導事例」のフォルダーを設け用した指導案・教材等を共有できるようにした。

The diagram illustrates the process of sharing teaching materials through a network drive. It shows a tree view of folders, a list of files with their update times and sizes, and an illustration of a teacher and a student interacting.

校務LAN区内共通（Lドライブ）

- 1 自立活動
- 2 教科の補充
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体動き
- 6 コミュニケーション

ファイル一覧

名前	更新日時	種類	サイズ
01_趣意	2015/04/10 8:47	ファイル フォルダー	
02_様式類	2016/12/22 13:26	ファイル フォルダー	
03_マニュアル類	2016/12/22 13:53	ファイル フォルダー	
ICT情報共有	2016/06/15 13:37	ファイル フォルダー	
あべの学校サポートセンター	2016/07/23 10:31	ファイル フォルダー	
学校運営課	2017/01/18 11:05	ファイル フォルダー	
学納金システム	2014/11/27 15:54	ファイル フォルダー	
教育会	2016/03/25 14:37	ファイル フォルダー	
教育指導課	2016/12/07 11:28	ファイル フォルダー	
教育支援課	2016/10/18 9:23	ファイル フォルダー	
教材・指導事例集	2016/11/04 11:58	ファイル フォルダー	
式典(入学・卒業・周年)	2016/06/28 11:42	ファイル フォルダー	
担当事務	2015/10/14 16:21	ファイル フォルダー	
中学校特別支援教室 教材・指導事例	2017/01/20 17:24	ファイル フォルダー	
日本語指導教材	2015/01/30 16:46	ファイル フォルダー	
送 ファイルサーバー	2015/10/21 11:28	ショートカット	2 KB

○ 在籍学級の担任が教材を活用できるように、各校の特別支援教室に教材棚を設置し、教材ライブラリー化を図れるようにする。

（２）日野市

ア 連携のためのツール

（ア）個別指導計画

巡回指導教員の意見も参考に、学級担任等を中心に作成する。保護者同意を基に、校務支援システムで管理する。

（イ）かしのきシート（個別の教育支援計画、学校生活支援シート）

学級担任等を中心に作成し、個別指導計画の内容を反映されている。保護者同意を基に、発達・教育支援システムで管理する。

※かしのきシート：福祉と教育が一体となった 0 歳から 18 歳までの切れ目のない支援を行うための個別の支援計画

（ウ）学級・ステップ教室連携プラン

個別指導計画より実践的な指導計画・評価シートとして、巡回指導教員が、学級担任等と連携して作成する。ステップ教室（特別支援教室）での個別指導計画より詳細な指導計画（プラン）である。

平成 29 年度 学級・ステップ教室連携プラン

在籍校	学級	在籍学級担任	保護者の願い	長期指導目標
			・提出物や身の回りの整理整頓ができるようになってほしい。	・作業は正確だが、素早く行うことが苦手なので、周囲のペースに合わせられない時の対処法を確立する。 ・物事を最後まで取り組むことが大切であるという気持ちを育てる。
生徒氏名		ステップ担当	・長い文章を書くことや作文などが苦手なので、それを克服できるようになってほしい。	
	指導目標	在籍学級指導の手立て	ステップ指導の手立て	評価（○担任 ●ステップ）
一学期	・自分のことを相手に伝えるための方法を増やす。	・職場体験などの体験学習で、自己PRカードを作成させる。	・自己PRのための自己分析ができるように、認知のトレーニングに取り組む。 ・自分のことを相手に伝えるための方法（言葉や文章、表情など）を繰り返し指導する。	●物事の考え方の幅が広がり、人の気持ちを想像したり自分の気持ちを表現する言葉が増えるなど、本人も手ごたえを感じており、コーピングの成果が見られた。 ○友達とのかかわりを見ていると、以前よりも話し方や内容に幅の広がりを感じた。交友関係自体も広がったように思う。
二学期	・1学期の自己PRカードの作成経験などを踏まえ、文章や作文を最後まで丁寧に書くことができるように指導する。	・文章の書き方（書くべき内容を書き出して整理させたり、作文のルールを確認する）を丁寧に指導する。	・作文を書くための補助教材（ステップ教室用）をトレーニングに使い、作文の基本的なルールを学習させる。 ・ステップ教室の授業で時間管理をし、課題を先延ばしにさせないように指導する。	●語彙力アップのトレーニングや認知のトレーニングに取り組み、作文などで使える言葉を増やしたり、ストレスや感情を複数の角度から捉えてマネジメントできるようになりました。 ○作文が以前よりしっかりと書けるようになった。授業のレポートや道徳の感想などもしっかりと書けるようになるとうい。
三学期	・提出物を最後まできちんとやり切れるように指導する。	・身の回りの物の管理や整頓を意識させるよう声掛けをする。	・提出物を1つ1つプリントなどで確認させ、優先順位を自分で判断できるよう指導する。 ・課題を終えた提出物を出し忘れないように、終わったものから提出するよう声掛けをしていく。	

（エ）共通フォルダ

サーバ上に巡回グループ内で共用する特別支援教室用の共通フォルダを設け、巡回指導教員が、教材や資料の共有、週ごとの指導計画の作成などを行っている。各在籍校の管理職も、共通フォルダを活用し、指導計画の確認、巡回指導記録の報告などを受ける。

イ 巡回指導教員と在籍学級担任、教科担任等との連携のための工夫

（ア）巡回指導教員と在籍学級担任、教科担任

巡回指導教員は、巡回校での1日勤務により、特別支援教育コーディネーターや学級担任、教科担任等と連携する。巡回曜日が、各校の校内委員会やケース会議の開催曜日となるように巡回グループ内で調整する。

なお、共通の職員室を使用し日常的に情報共有する。

（イ）特別支援教育コーディネーター

巡回指導教員の学校の窓口となって、学級担任や教科担任等につなげるパイプ役として巡回指導をコーディネートする。また、生徒や保護者への連絡調整や時間割作成などの業務を実施する。

（ウ）定期的な打合せや情報共有のための工夫

校内委員会のほか、朝礼前や授業の空き時間、放課後などを利用しているが、それぞれの教員は、授業や生活指導のため、関係教員がまとまった時間を確保するのは難しい状況であり、情報共有は報告書やメールなどを活用している。

ウ 管理職、特別支援教育コーディネーター等と連携した校内連携の推進の工夫

巡回指導教員並びに臨床発達心理士等は、校内委員会に参加し、特別支援教室で支援を受けている生徒だけでなく学校生活に課題のある生徒の状況を共有している。校内委員会では、管理職や特別支援教育コーディネーターだけでなく、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターや医療機関等の外部機関との連携を図っている。

巡回指導教員としては、専門的な知見や他校等の情報収集などから、個々の生徒の困り感へ対応できる手立てなどを整理し、校内支援の強化や校内連携が進むように努めている。

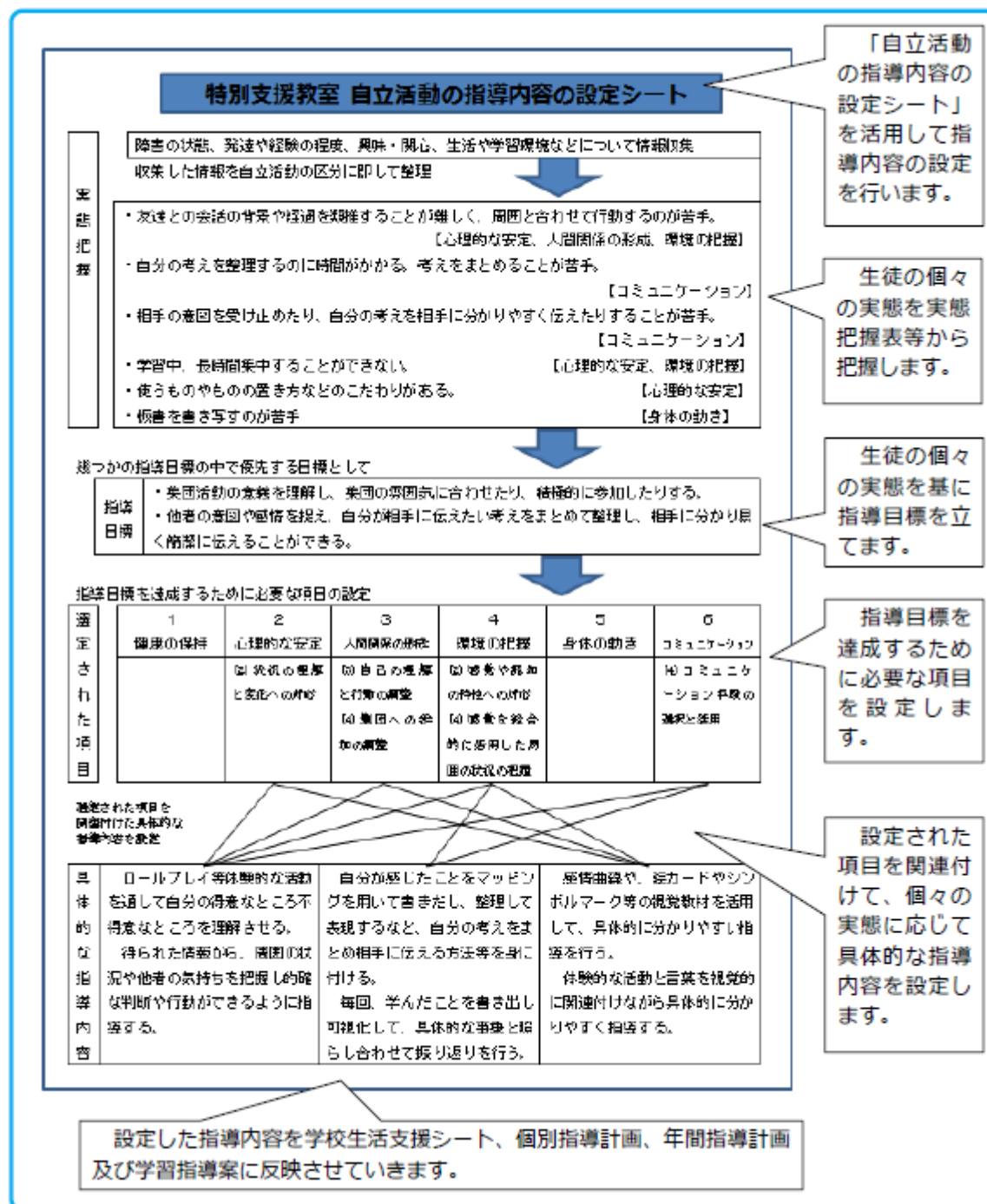
5 自立活動の指導

（１）目黒区

ア 自立活動の指導内容の設定シート

生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うことができるよう、個別指導計画は、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定して作成される必要があるため、以下の「自立活動の指導内容の設定シート」を活用して、個々の生徒の実態から、自立活動で、教科的な内容をどのように行うか、指導内容の設定を行った。

※ 平成２９年度は、利用生徒全員に対して、自立活動の指導内容の設定シートを活用し、生徒一人一人の実態に応じて、自立活動の指導内容を設定して指導に当たった。



イ 指導事例について

- (ア) 生徒：板書を早く正確に写すことに困難さがある。
話の要点を聞き取って理解することに困難さがある。
漢字や英単語の学習に課題がある。
- (イ) 指導者：巡回指導教員 1 人
- (ウ) 指導概要

特別支援教室 巡回指導 指導略案			
日 時 平成 28 年 12 月 7 日（水） 対 象 第○学年○組 ○○ ○○ 授 業 者 ○○ ○○ 場 所 ○○中学校 特別支援教室○○○			
1 んらい (1) 黒板に書かれている内容を正確に写す。 (2) 話（短文）の要点を聞き取りメモをとる。 (3) 「やりとりノート」を活用方法を覚える。			
2 展 開			
時間	具体的な学習活動	指導上の留意点・配慮事項	評価内容と方法
導入 3 分	挨拶 本日の予定（んらい）	・挨拶、報告、連絡等がしっかりできるようにする。 本時の予定（んらい）を明確に示し見通しを持たせる。	
展開 45 分	1 バランスボール （足つき4分・足離し4分） 2 ビジョントレーニング （眼球運動ワンクール3分） 3 模写 （黒板の文章を模写9分） 4 特殊音節 （拗音・長音・促音等5分） 5 漢字の学習 （編と旁の組合せパズル5分） 6 単語の学習 （クロスワード単語探し5分） 7 聴覚記録・聴覚記憶 （短文聞き取り 5分） 8 やりとりノート （活用方法の学習 5分）	・体験、身体バランス、ボディイメージを高める。（同時モデリングで示す） ・追従性眼球運動・跳躍性両眼運動等のトレーニングを行い視覚機能を高める。 ・黒板に短文を掲示し模写をする。時間を計る。（興味のあるもの・ゲーム性をだす） ・M I Mを活用して特殊音節を学習する。（時間を区切ってゲーム性をだす） ・漢字の編と旁を分けた教材を活用して視覚的に漢字の字形を捉え学習する。 ・単語のクロスワードパズルから単語の塊を見付ける。（視覚機能と単語学習） ・短文を読み上げ要点をノートに記入する。（登場人物・事象・予定等） ・やりとりノートの活用の仕方について視覚的な支援を行い説明する。（実施に次時に使用する教材をメモするようにする）	・黒板に掲示された文書を正しくノートに書き写すことができたか ・短文から要点を聞き取れたか ・やりとりノートを活用できたか
まとめ 2 分	まとめ 次時の学習内容	・本時の学習内容を具体物を提示しながら振り返る。（肯定的に評価） ・やりとりノートを活用しながら次時の学習内容（課題）について確認する。	

- (エ) 在籍学級における指導内容との連携、在籍学級における指導へのフィードバック
「連携型個別指導計画」や「学びの窓（連絡帳）」を活用して、在籍学級と連携を図っている。

(2) 粕江市

ア 個別指導

感覚や認知の偏りや未発達に伴う困難を改善するため、例えば、読み上げられた文章を書き取るなど

の学習、バランスボールや棒を使った感覚統合あるいは認知協調運動トレーニング等を個に応じて段階的に指導している。

また、見通しを持たせることで安定が図れる生徒には、今後の学校生活や行事について詳しく説明するとともに、不安が少なく見通しを持って学校生活を送ることができるよう、行事等への取り組み方や定期テストの学習計画の立て方等を指導している。

例えば、定期テスト前には、テスト範囲に応じた学習計画表を作成して、学習の見通しを持たせている。具体的には、「○曜日にはワークの○ページから○ページまで」といった計画に沿って学習し、テスト終了後に振り返ることで、計画的に学習を進めることによる成果と課題を明らかにし、次のテストに生かしている。

ほかにも、整理整頓が苦手な生徒には、かばんの中身を一緒に確認し整理整頓の仕方を練習することで分類の考え方を学べるようにしている。

他の生徒と同様の指導では、学習内容の理解が困難な生徒に対しては、1時間の学習の流れを事前に提示して学習の見通しが持てるようにし、対象生徒の状態に応じてスモールステップを設けるとともに、具体物や視覚教材を用いるなどの工夫や東京ベーシックドリルを活用し、読む・書く力などを補うことで、学習内容が分かったという達成感が味わえるようにし、学習意欲が高められるよう指導している。

具体的には、教科の内容を取り扱った指導として、漢字や計算の既習事項を復習したり、タブレットを活用して作文を書いたりといったことを行っている。

漢字習得に向けては、部首別に分解したカードを使って覚えるようにしたり、東京ベーシックドリルの「読み」のプリントに取り組んだ後、すぐに同じ内容の「書き」のプリントをやって一つずつ習得できるように取り組んだりしている。

計算練習には、100マス計算や四則計算のパズルなどゲーム感覚で取り組めるものを導入として使っている。「授業の最後の10分でタブレットの計算ゲームをやろう。」と伝えるととても意欲的になる生徒もいる。

伝えたいことはあるけれど上手く文章化できない、作業に時間が掛かるといった生徒には、学期始めの自己目標づくりや行事の作文指導などでヒントとなる言葉掛けをしたり、作業の手順を示したりといったことをしている。書くことに困難さがある生徒は、タブレットを使って作文を仕上げ印刷している。

イ 小集団指導

集団生活に求められる、身に付けておくべきマナーやルールなどの行動に関し、場面を設定しロールプレイなどを取り入れたペアワークやグループワークなどの活動をしている。お互いの意見を聞き認め合い、コミュニケーションスキル（協調性、積極性）を高めるために、スピーチやグループトークキングを活用した指導をしている。

自立活動の内容として、主にソーシャルスキルトレーニングを行っている。教材として、ソーシャルスキルに関するカードやボードゲーム、スピーチの際に人前で話す時の声の大きさ、目線に気を付けること等を意識できるような視覚教材を活用している。

具体的には、「あなたが校長先生だったら、どんな校則を作りますか。」「嬉しい時のポーズをしてください。」などの課題が書かれたカードを一人ずつ引いていく。自分の番になるまでは話に割り込まず他の人の話を最後まで聞くといった練習により、他の人との会話スキルの向上を図っている。

場面の設定をして適切な対応の仕方の向上を図る指導では、約束の時間に間に合わなくなった場合、困っている友達への声掛けの仕方、敬語の使い方など、それぞれの生徒の課題に対応した内容を設定して行っている。ワークシートに取り組むだけでなく、実際に動作をしながらロールプレイなどを行っている。

また、自分の思いをまとめ表現することを通して、自己理解を深めたり、他の人の考えや気持ちを理解したりする指導も行っている。順番決めやゲームの道具の準備などを生徒同士で相談しながら進めることでも、ソーシャルスキルを向上できるよう指導している。生徒たちは、このようなカードゲームやボードゲームに意欲的に取り組んでいる。

長期休業明けや週始めには、スピーチを学習活動に取り入れ、発表する側には、自分のことを相手に知ってもらえるよう、話す内容や声の大きさなどを意識できるように指導をしている。聞く側には、聞く時の姿勢や態度などの学習規律を意識させ、内容の理解ができるよう話の内容を要約し説明するよう指導している。くすのき教室でスピーチの練習を重ねることにより、在籍学級の授業での発表や委員会活動の報告をする時などに堂々とできるようになったという成果がみられた。

6 臨床発達心理士等の活用（相談機能等）

（１）葛飾区

ア 巡回指導教員に対する発達心理的側面からの助言

生徒の発達特性に合わせた気付きと対応方法や生徒との関係づくりに関して、心理的側面からの助言

- ・ 生徒の発達課題に合わせた環境調整を提案
実際に教室での指導の場に立ち会うことにより、発達課題に合わせた環境調整の提案をするなど、具体的な支援方法の助言を行った。
- ・ 心理コーディネーターが学校を訪問し、特別支援教室内で生徒と担当巡回指導教員の個別指導場면을観察し、巡回指導教員へ指導・支援方法に係る助言を行った。

イ 在籍校教員に対する助言

支援が必要と思われる生徒への対応について在籍校教員へ助言

- ・ 対象生徒が学校で表出する問題行動や、学習面・生活面に適応できない背景には、心理的・発達の課題、情緒面の不安定さによる二次的障害の可能性、自己肯定感や自尊感情の低下による意欲の減退等、様々な要因が考えられることを在籍校教員に伝えることで、生徒に対する心理的理解を促した。
- ・ 例えば、抽象的なことの理解や見通しを立てることの苦手さが見られる生徒には、簡潔な言葉で手順を書いたシートを利用したり、課題には具体的な選択肢を設ける等の支援の提案をした。また、書字の苦手さが見られる生徒には、ノートはポイントだけに絞って書く等の支援の提案をした。
- ・ 発達検査を今後の在籍校における支援に活かすため、検査結果から読み取れる特性を在籍校教職員へ伝えた。

ウ 小学校から中学校への円滑な引継ぎと一貫した支援

小学校から中学校への進学において、発達心理的視点からの生徒の課題把握と中学校への情報提供

- ・ 小学校で特別支援教室を利用しており、中学校において引き続き支援が検討される生徒について、心理コーディネーターが小学校在学中に行動観察を行い、発達心理的視点（学習面、情緒・行動面、コミュニケーション面など多角的な視点）からの課題把握を行い、記録としてまとめた。
心理コーディネーターが行動観察時に感じた課題点（発達段階に応じた課題）や配慮すべき事項をまとめた書類を進学先の中学校に送付し、中学校入学後の支援に活用できるよう準備を行った。
- ・ 心理コーディネーターが生徒の発達課題や今後の支援の方向性について伝えることで、中学校での継続的な支援につながった。
- ・ 小学校から送付される資料に加えて、心理コーディネーターによる行動観察の所見があったことで、多面的な生徒理解につながり、また、事前に生徒の課題を把握することができたことで中学校における適切な支援を円滑に始めることができた。

（２）日野市

ア 発達障害の可能性のある生徒の状態の把握を行い、特別な指導の必要性の相談

生徒本人及び保護者が支援の必要性について理解したり、巡回指導教員や在籍校教員が生徒・保護者に対し支援の必要性の理解を促す際に、臨床発達心理士が、生徒の行動観察、アセスメントを行い、専門的見地から生徒の課題や特性に対する説明や助言を行っている。学校現場において、臨床発達心理士が、専門的見地で第三者的立場から説明することで、支援の必要性の理解と支援に関する合意形成を図ることができ、適切な支援につなぐことができる。

イ 将来を見据えた生徒本人及び保護者への相談支援に係る助言

臨床発達心理士が対象生徒の行動観察、アセスメントを行い、専門的視点から生徒の課題や今後の対応を見極め、巡回指導教員及び在籍校教員へ助言を行った。臨床発達心理士の行動観察とアセスメントを通し、保護者の理解が進み、教員に対しても、今後の進路を含めた見通しと対応について助言をもらった。

臨床発達心理士の助言を通し対応を図ったことで、生徒自身の自己理解が進み自尊感情も生まれ、将来に向けて学習意欲や社会参加について関心が高まっている。

臨床発達心理士が、現状の課題への対応だけでなく、生徒の特性に起因する今後必要な発達上の支援等についても助言を行い、関係者とも連携して対応を図ったことで、生徒本人及び保護者の支援につながっている。

ウ 巡回指導教員や特別支援教育コーディネーターへの相談支援

臨床発達心理士は、巡回指導教員や特別支援教育コーディネーターと定期的な打合せを行い、対象生徒の課題把握及び支援状況について協議を行った。巡回指導教員は、対象生徒の指導方法や対応方針について迷うこともあるが、定期的な臨床発達心理士との協議により、専門的見地から適切な課題把握と指導方法の助言を頂き、安定した支援の実施ができる。また、特別支援教育コーディネーターにとっても、定期的に専門家へ相談できることは、特別支援教育コーディネーターとしての役割を果たす上で心強く不可欠な存在となっている。

エ 支援につながらない生徒本人及び保護者に対しての理解促進と支援

小学校から支援の必要性を言われながら、支援につながらない生徒に対し、臨床発達心理士を通しアセスメントや面談を実施し、生徒本人の特性と発達段階における課題を専門的な立場で評価し、その結果を基に、特別支援教室における指導がどのような効果があり有効なのか丁寧に説明した。そうしたことで、生徒本人及び保護者の理解が進み、支援について前向きになった。また、臨床発達心理士から巡回指導教員及び在籍校教員に対し、生徒の特性から適切な配慮や言葉掛けについて助言を頂き対応したことで、生徒の自己肯定感が増し、何事にも積極的に取り組むようになった。

7 教職員研修等

（1）目黒区

ア 教員向け研修

- （ア） 教育委員会事務局の巡回による研修 ＜全教員対象＞（平成 28 年 6 月～ 7 月、全 9 校で各 1 時間）
教育委員会事務局の統括指導主事、特別支援教育担当係長等が、全中学校に出向いて、教員向けに悉皆で理解啓発研修を実施した。
- （イ） 教育委員会事務局による集合研修
 - 特別支援教育研修 ＜通常の学級の教員各校 1 名以上対象＞（年 4 回）
「自立活動について・特別支援教育における指導の実際等」
 - 特別支援学級・特別支援教室研修 ＜特別支援学級・特別支援教室の全教員対象＞（年 3 回）
「特別支援学級・特別支援教室における指導力・授業力の向上等」
- （ウ） 学識経験者の巡回による指導・助言 ＜特別支援教室の巡回指導教員対象＞（年 3 回）
学識経験者を招へいし、巡回指導教員に対する授業観察、指導・助言を行った。
- （エ） O J T による指導・助言 （随時）
拠点校及び巡回校内で O J T による指導・助言を随時実施した。

【成果】

特別支援教室モデル事業の開始当初に、教育委員会事務局の統括指導主事、特別支援教育係長等が全中学校に出向いて、特別支援教育に関する理解啓発及び特別支援教室モデル事業の説明を行うことで、事業の円滑な実施につなげることができた。

通常の学級の教員を対象とする特別支援教育研修に、自立活動に関する内容を新たに加え、さらに、集合研修で学んだ内容を校内研修で周知し、その成果を教育委員会に報告するようにしたこと等により、通常の学級においても自立活動の視点を持った指導・支援の充実が徐々に図られるようになってきた。

学識経験者の巡回による指導・助言では、学識経験者が当該生徒の通常の学級の様子と特別支援教室での学習の様子を通して観察し、巡回指導教員に対して指導・助言を行うことで、通常の学級における困難さに即した授業改善につなげることができた。

必要に応じて、経験の豊かな巡回指導教員が、経験の浅い巡回指導教員と共に巡回できる指導体制を組み O J T による具体的な指導・助言を行うことで、専門性の向上を図ることができた。

（2）葛飾区

ア 研修

- （ア） 特別支援教育リーダーシップ研修（対象者：校長、年間 2 回）
- （イ） 特別支援教育リーダーシップ研修（対象者：副校長、年間 1 回・宿泊研修）
- （ウ） 巡回指導教員専門研修会（対象者：巡回指導教員、年間 4 回）
- （エ） 特別支援教育コーディネーター研修会（対象者：特別支援教育コーディネーター、年間 5 回）
- （オ） その他の研修会

○主幹教諭任用時研修会	○生活指導主任研修会	○初任者研修会
○10 年経験者研修会	○保健主任研修会	○スクールカウンセラー連絡会

【成果】 職層に応じた研修内容を行うことにより、それぞれの立場での専門性を高めることができた。

イ 巡回相談

- （ア） 訪問者：学校教育支援 専門家チーム
対象者：巡回指導教員
時期・回数：中学校 年 2 回（1 学期、2 学期）

（イ）訪問者：特別支援心理コーディネーター

対象者：巡回指導教員

時期・回数：通年 小学校 41 校、児童 81 人（延べ）
中学校 30 校、生徒 102 人（延べ）
計 71 校、児童・生徒 183 人（延べ）

【成果】 児童・生徒の行動観察及び巡回指導教員へのコンサルテーションにより、児童の支援・指導内容の中学校への継続を重視し、生徒へのより丁寧な指導・支援につながった。

（３）日野市

ア 研修

（ア）特別支援教育基礎研修 ＜全教員対象＞ （８月）

「ひのスタンダード、ユニバーサルデザインの授業 基礎・実践」

（イ）特別支援教育専門研修 ＜特別支援教育コーディネーター、学級担任対象＞ （８月）

「アセスメントを活かした指導、発達障害への医学的な基礎」

（ウ）特別支援学級担任研修会 ＜障害種別ごとの研修で特別支援学級担任対象＞

「特別支援学級における指導・支援の在り方」

※ 特別支援教室・情緒障害等通級指導学級担任向け研修会は、年 6 回実施

（エ）特別支援教育コーディネーター研修会 ＜特別支援教育コーディネーター対象＞ （年 5 回）

「日野市の特別支援教育について、ひのスタンダードの取組、個別指導計画の書き方など」

（オ）リソースルーム研修会 ＜リソースルームティチャー対象＞ （年 3 回）

「発達障害の理解とリソースルームの役割、個別学習の指導の在り方」

（カ）文部科学省委託事業「発達障害早期支援研究事業」における研究授業 ＜各学校＞

「通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導・支援の在り方」

イ 大学との連携による巡回相談

地元大学の学識経験者による巡回により、巡回指導教員も含めた各教員並びに学校への指導・助言、各在籍校教員への研修等 ＜各学校・年間 2 時間× 3 回＞

ウ 臨床発達心理士等による巡回相談

臨床発達心理士による巡回により、巡回指導教員への O J T を通した指導・助言、各在籍校教員への理解促進 ＜各学校・年間 4 0 時間＞

エ 視察等

小学校の特別支援教室導入校への視察や他地区の先進中学校への視察の実施 ＜随時＞

【成果】

日野市では、通常の学級における特別支援教育の視点を活用した学級環境や指導方法など（授業の U D 化等）を、全教員の取組の基準「ひのスタンダード」として研究している。文部科学省の委託事業も活用し、ひのスタンダードの研究と研究成果の定着を図る研修を実施し教員の指導力向上を図ったほか、障害種別ごとの研修を充実させ教員の専門性向上に取り組んだ。

また、臨床発達心理士等による巡回相談を実施し、巡回指導教員への O J T を通した指導・助言により、巡回指導教員の意識改革、専門性向上を図ることができた。

なお、引き続き、特別支援教室としての指導内容の研究や指導力向上に取り組み、特に通常の学級への般化を目指し、事例を積み重ねながら実践的な研究や研修を進める必要がある。

（４）狛江市

ア 特別支援教育コーディネーター連絡会の実施

各学校における取組の成果や課題を共有したり、課題の解決策の検討を行っている。各校においては校内委員会の開催、専門家チームによる巡回相談の実施、関係者・関係機関との連絡調整等、特別支援教育コーディネーターの役割を確認し、それぞれの課題に対して組織的に対応できるようにしている。教育行政として特別支援教育のより一層の充実を図ることを目的に4月、9月、2月の年間3回実施している。

【成果】

特別支援教育コーディネーターの果たす役割の一層の充実が図られ、各校の校内委員会の取組状況の報告を義務付ける仕組みを構築したことにより、教育行政及び各校での情報共有のシステムを確立した。

イ 地域特別支援教育推進連絡協議会において中学校モデル事業の取組の成果・課題を発表

特別支援教育の組織的な推進に向けて、関係諸機関が相互にその役割、機能を相乗的、効果的に発揮し、一人一人の教育ニーズに応じた的確な支援が実現できるよう教育、医療・保健、福祉等が連携するための協議を6月、11月、2月の年間3回実施している。

平成29年11月13日（月）に実施した本会において、中学校における特別支援教室の実施状況について報告する機会を設けたいと考え、東京都教育委員会をはじめ、各区市町村教育委員会、東京都の全公立小・中学校に報告会の参加を案内した。

【成果】

狛江市の教員・保護者・地域の方々のほか、東京都区市町村教育委員会管理職及び指導主事、区市町村立中学校教職員等、76名の参加を得た。学校から取組状況及び成果等を発表するとともに、教育・医療・保護者代表によるシンポジウムを実施した。そこでは生徒・保護者の理解啓発が重要であること、教科担任制の難しさや小学校との連携が必須であることなどの課題を共有し、参加した自治体や学校の今後の取組の際のモデルとなった。

ウ 特別支援教育悉皆研修会の実施

夏季休業中に教職経験年数に応じ3回に分けて実施し、全教員が研修を受けている。

【成果】

特別支援教育に関する専門性を有している教員に限らず、障害の特性について教員の理解を図ることができ、それぞれの経験等教員の実態に応じ、指導力の向上が図られた。

8 理解促進

（１）目黒区

ア 中学校における特別支援教室事業の円滑な推進のためには、各校における教員・生徒・保護者向けの理解啓発に関する取組が重要である。各学校において以下の内容等で意図的・計画的に理解啓発を進めた。

1 教職員へ理解啓発の取組例

（１）職員会での周知

職員会等の会議の中で、巡回指導教員を紹介する。併せて、特別支援教育や特別支援教室に関する情報提供を行う等。

（２）校内研修会での周知

講師を招へいして、特別支援教育や特別支援教室に関する研修を実施する等。

（３）校内委員会での周知

校内委員会で、特別支援教育コーディネーターや巡回指導教員が特別支援教室（入級・退級・支援の手立て等）について説明を行う等。

（４）ＯＪＴによる周知

o f f – J T（校外の研修）で学んだ特別支援教育や特別支援教室に関することを、校内で他の教職員に伝達研修（ＯＪＴ）する等。

（５）巡回指導教員による周知

巡回指導教員が毎朝会で挨拶する。巡回指導教員が教職員から様々な相談を受ける等。

2 生徒向け理解啓発の取組例

（１）理解啓発授業による周知

総合的な学習の時間等で生徒向けに障害に対する理解啓発授業を行う。
併せて、特別支援教室モデル事業について説明を行う等。

（２）学校便り・校内掲示による周知

学校便りや校内掲示で、巡回指導教員及び特別支援教室モデル事業の紹介をする等。

（３）全校朝礼等における校長や SC からの周知

全校朝礼等で巡回指導教員を紹介する。併せて、特別支援教室モデル事業の紹介をする等。

（４）新一年生を対象とした校内オリエンテーションでの周知

新一年生に対して、校内オリエンテーションを実施する。実際に特別支援教室に行って学習内容を体験する等。

3 保護者向け理解啓発の取組例

（１）保護者会での周知

巡回校の全体保護者会で、巡回指導教員及び特別支援教室モデル事業の紹介をする等。

（２）広報等による周知

学校ホームページ、P T A 広報等による巡回指導教員や特別支援教室を紹介する等。

（３）学校便り、掲示物等による周知

（４）講演会・研修会による周知

講演会や研修会を企画・実施し、障害に対する理解啓発を行う。併せて、特別支援教室モデル事業について説明を行う等。

イ 教育施策説明会

目黒区教育委員会が開催する区民向けの教育施策説明会において、特別支援教室モデル事業に関する説明を行った（平成 28 年 5 月 2 回・平成 29 年 5 月 2 回、11 月 1 回、12 月 1 回 計 6 回）。

ウ 講演会

目黒区教育委員会が開催する区民向けの講演会において、学識経験者を招へいし、理解啓発に向けた講演及び特別支援教室モデル事業の説明を行った（平成 28・29 年 11 月 計 2 回）。

- エ 生徒向け理解啓発授業
拠点校の全生徒を対象に統括指導主事が理解啓発授業を実施した（平成28年6月、全生徒に1時間）。
- オ 教育委員会事務局による保護者向け周知用リーフレットの配布
特別支援教室の周知用リーフレットを作成し配布した（平成28年5月に全中学校等に配布。平成28年9月に全中学校及び関係機関等に配布。計2回）。
- カ 区報による理解啓発
区報に特集記事を掲載し理解啓発を図った（平成28年9月、平成29年9月 計2回）。
- キ 巡回指導教員による理解啓発講演会
在籍校の教員を対象に巡回指導教員が理解啓発の講演会を実施した（平成29年9月 1回）。
- ク 学校主催の講演会
NPO法人による出張研修
NPO法人より講師を招へいし理解啓発講演会を実施した（平成28年3月 1回）。

（2）葛飾区

- ア 全ての生徒の理解啓発推進
対象：葛飾区内中学校 第1学年 全生徒
時期：年度初め
回数：1回
内容：巡回指導教員による特別支援教室での体験授業の実施。
巡回指導教員から指導のアドバイスを受けた在籍学級担任や教員による、特別支援教室対象生徒への在籍学級での授業の実施。
成果：取組により、特別な支援が必要と思われるが通級による指導を受けていなかった生徒が、自ら特別支援教室で学習したいと希望し指導開始につながったとの報告もある。
- イ 全ての保護者の理解啓発推進
 - （ア）特別支援教室及び通級指導学級で指導を受ける生徒の保護者の理解啓発推進
対象：小学校6年生、中学校1・2年生保護者
時期：平成29年10月～11月
回数：5回（中学校特別支援教室拠点校4校及び総合教育センターにて）
平成29年10月17日、24日、26日、31日、11月4日
参加人数：81人
成果：小学校6年生、中学校2年生の保護者の参加が多かった。特別支援教室の周知の機会となった。
 - （イ）全ての保護者と葛飾区民の理解啓発推進
対象：葛飾区民／葛飾区内中学校へ通学する保護者
時期：9月～ リーフレットの配布
方法：全中学校配布
成果：保護者・生徒、教員に対して特別支援教室を考える糸口となった。

（3）日野市

- ア 教職員に対して
 - （ア）特別支援教室モデル事業検証委員会への参加 （3回）
（各中学校の校長、巡回指導教員、特別支援教育コーディネーターが参加し、学識経験者を招き、特別支援教室事業の理解・啓発、意識改革を実施）

- (イ) 校長会、副校長会における理解・啓発 （５月）
- (ウ) 特別支援教育コーディネーター研修会における理解・啓発 （５月）
- (エ) 各学校の教職員研修における理解・啓発 （随時）
- ※ 学校の教職員への理解・啓発については、各学校の管理職のリーダーシップにより、在籍校における指導・支援として、管理職から所属の学校の各教職員に理解・啓発を重視
- ※ 小学校での実践を踏まえ理解・啓発を実施

イ 生徒・保護者等に対して

- (ア) 中学校全校生徒・保護者へリーフレットの作成・配布 （６月）
- (イ) 小学校全校６年生児童・保護者へリーフレットの作成・配布 （９月）
- (ウ) 一般市民へ日野市教育広報「ひのっ子きょういく」における周知 （７月）
- (エ) 保護者会や学校だよりでの周知 （随時）
- (オ) 朝会や各学級で校長や担任から生徒対象に声掛け （随時）

【成果】

日野市では、在籍校における取り出し指導として、リソースルーム事業を全ての小学校と中学校８校中６校で実施している。そのため、生徒・保護者には、特別支援教室体制について一定の理解があり、生徒本人も周囲の生徒や保護者も比較的受け入れやすい。

在籍校で巡回指導が受けられることから、巡回学校の生徒及び保護者から指導希望の申し出が増加、また、学校で必要と思われる生徒に対し、在籍校での指導ということで声を掛けやすい。

小学校の保護者からも、中学校での特別支援教室の設置に対し期待されている。

（４）狛江市

ア 全校生徒への周知

- ・全校朝会等における校長による説明及び特別支援教室の教員による各校での理解促進
- 校長をはじめ、特別支援教室の教員が全ての教職員への理解啓発を図るとともに、全ての教職員が生徒に対して丁寧に説明することで理解促進を図っている。

イ 小学校との連携

- ・小学校と連携を図ることにより、思春期特有の発達段階における理解の促進
- 小学校での指導の充実により、生徒が特別支援教育への理解ができるよう取り組んでいる。

ウ 市教委主催保護者説明会（年３回）

- ・定期的に保護者説明会を実施。
- 質問や意見に対してきめ細かく丁寧に対応するとともに、意見や質問について実施検討委員会で検討している。

エ 地域特別支援教育推進連絡協議会

- ・保護者・地域の方々への周知
- 保護者・地域の方々にモデル事業の取組の成果及び課題を発表するとともに、ニーズを把握することで、より充実した特別支援教育を図ることができた。

【目黒区】
（リーフレット）

保護者の皆様へ

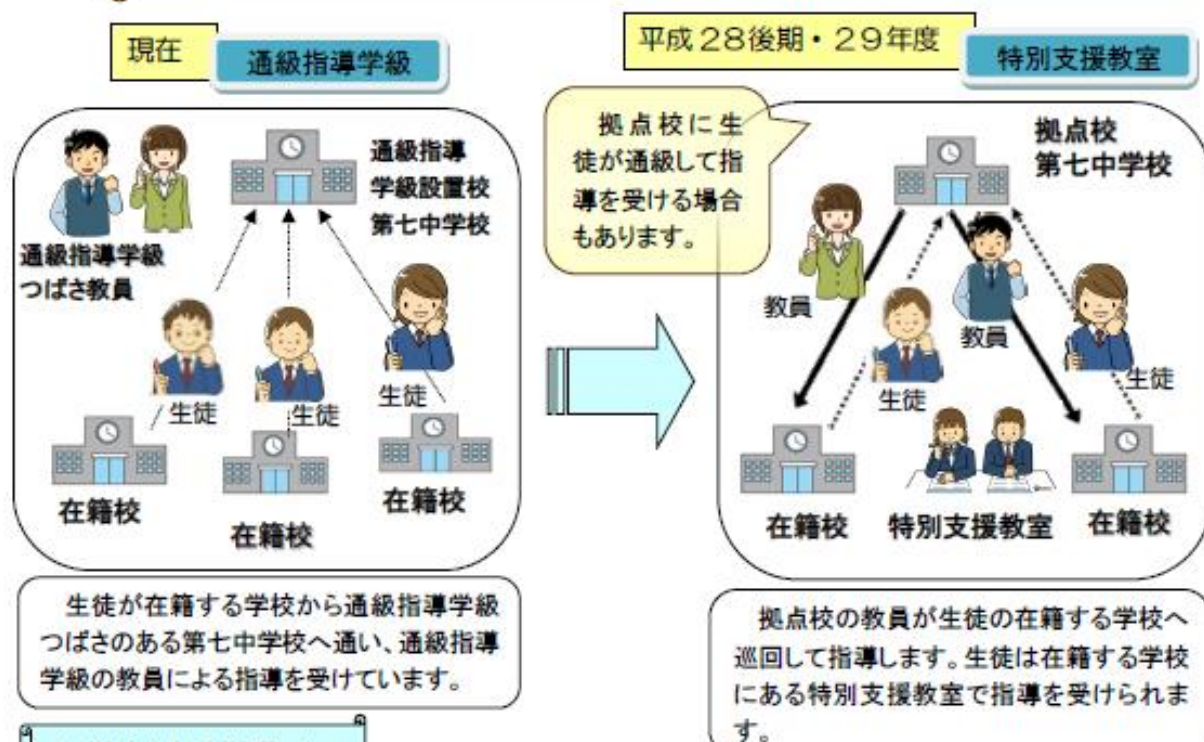
平成28年度から29年度の2年間
「中学校における特別支援教室モデル事業」を実施します

目黒区教育委員会

「特別支援教室モデル事業」とは

目黒区は、平成28年度から29年度までの2年間、東京都から「中学校における特別支援教室モデル事業」の指定を受けました。特別支援教室モデル事業とは、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害等の生徒（自閉症、情緒障害、学習障害又は注意欠陥多動性障害に該当する又は疑いのある生徒）に対して、在籍校における指導の充実を図っていく事業です。生徒が通級指導学級を設置している学校に通う仕組みに加え、生徒が在籍している学校で専門の教員から指導を受ける仕組みを作ります。区から東京都に提出するモデル事業の実施結果を踏まえ、全都に導入される見込みです。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

中学校全校に特別支援教室を開設
「子どもが動く」から「教員が動く」へ



☆ 期待される効果 ☆

○生徒にとっては、在籍校で過ごす時間が増え、巡回した教員による周囲の環境や学級への適応状態に応じた、きめ細やかな指導が受けられます。また、行き帰りの通学にかかる負担が軽減され、部活動などを行う時間が増えます。

（区報）

今号の主な記事

- 2面 家族介護教室、シニア健康応援隊メンバー養成講座、めぐる歴史資料館秋の企画展ほか
- 3面 乳幼児医療証・子ども医療証の送付、情報ボックスほか
- 4面 情報ボックスほか

No.1968

平成29年（2017年）9/15

毎月5・15・25日発行

めぐる区報

日暮区
情報サイト



人口と世帯

住民登録者数………276,264人
（うち外国人………8,216人）

男………130,596人
女………145,668人

世帯数………154,440世帯

2015年国勢調査結果による

発行/日暮区 編集/企画経営部広報課 〒153-8573 日暮区上目黒2-19-15 ☎3715-1111（内線） 図5722-8674（広告係） 日暮区ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

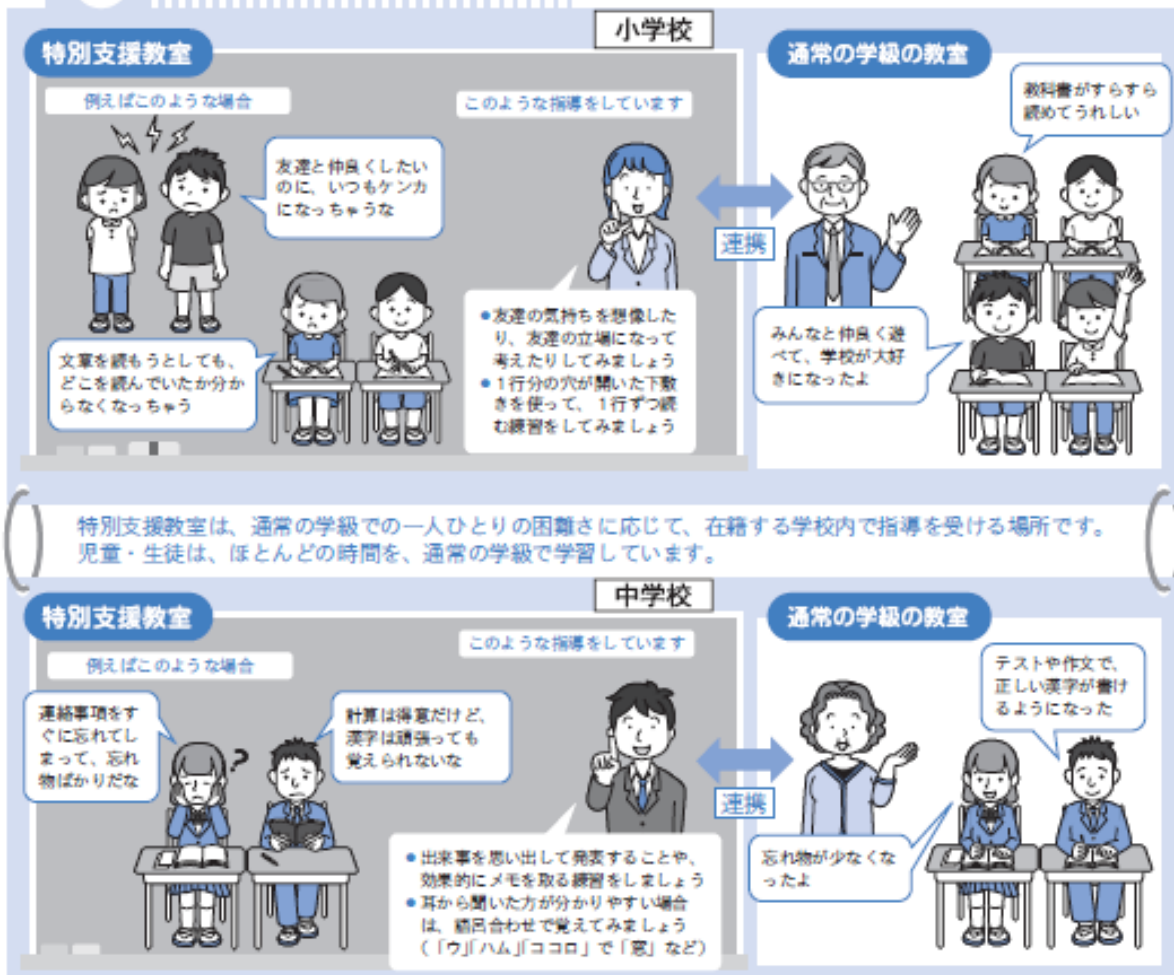
小学校から中学校への つながりをもった 特別支援教室

図教育支援課特別支援教育係（☎5722-9322、☎3715-6951）

区は、25年度から、都内の区市町村に先駆けて、すべての区立小学校に特別支援教室を設置し、通常の学級に在籍する、知的発達に遅れない発達障害などの児童（自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害に該当または疑いのある児童）に対して、きめ細かい指導を行っています。

特別支援教室の拠点校の巡回指導教員が、各小学校の特別支援教室を毎週定期的に回り、在籍学級での児童の様子を見たり、担任と連携したりしながら指導を行っています。これにより、特別支援教室での指導が在籍学級でも生かされ、通常の学級での困難さを、より軽減できるようになりました。

28年10月以降、すべての区立中学校にも、都内の区市町村に先駆けて、特別支援教室を設置し、中学校に進学してからも必要な指導を受けることができるようになりました。小学校で特別支援教室の指導を受けていた生徒は、中学校でもつながりをもった指導を継続して受けることが可能となっています。



◆特別支援教育講演会

日時 11/18(土)13:30～15:30 (13:00開場)

会場 総合庁舎本館2階大会議室

内容 特別な支援が必要な子どもへの学校や家庭での支援について

講師 国立特別支援教育総合研究所主任研究員 海津里希子氏

対象 小・中学生や幼稚園・こども園・保育所などに通う子どもの保護者、特別支援教育に関心がある方

定員 100人（先着）※希望者は当日会場へ。保育希望者は11/10までに、教育支援課特別支援教育係（☎5722-9322、☎3715-6951）へ

【葛飾区】

（リーフレット）

小学6年生、中学1、2年生の保護者の皆様へ

平成30年度から 葛飾区立中学校にて

「特別支援教室（巡回指導）」が始まります

1. 特別支援教室（巡回指導）とは

在籍学級の学習におおむね参加することができるが、『グループや集団での活動が苦手』『集中して勉強することができない』『感情のコントロールが苦手』『友だちや大人との付き合い方がわからない』『学び方がわからない』等の理由で、“困っている・悩んでいる”生徒を対象に、巡回指導教員が中学校に巡回し生徒にあわせた指導を実施します。

特別支援教室の対象となる生徒は、知的発達に遅れのない発達障害等の特性がある生徒となります（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）。



2. 巡回指導教員による指導（授業）とは？

巡回指導教員は、生徒自身が「困っていること」「悩んでいること」に自分自身で対応できるように、「困っていること」「悩んでいること」の対処方法や、授業や学校生活での工夫など自立活動の指導や支援を行います。

※自立活動とは

一人一人の生徒の実態に対応した活動であり、よりよく生きていくことを目指した主体的な取り組みを促す教育活動です。生徒が自立を目指し、様々な困難や悩みを主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的な発達の基盤を培うことです。

＜具体例＞

・グループや集団での活動が苦手	⇒	人との関わり方(コミュニケーションスキル)について学ぶ
・感情をコントロールすることが苦手	⇒	他人と良い関係を築き、社会に適応するための能力（ソーシャルスキル）や自己コントロールについて学ぶ
・注意集中を持続することが苦手	⇒	自分がどのような刺激や環境に弱いのか自己理解を深め、その対処方法や工夫を学ぶ

【日野市】
（リーフレット）

保護者の皆様へ

中学校で「特別支援教室モデル事業」を実施します。 東京都からの委託を受け、平成 28 年度と平成 29 年度に順次実施します。

小・中学校の通常の学級に在籍している発達障害（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の児童・生徒の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、他校に設置された「情緒障害等通級指導学級」で特別な指導を受けています。

東京都教育委員会では、平成 28 年度から平成 30 年度の間に、都内全ての小学校に「特別支援教室」を設置し、児童が他校に通うのではなく専任の教員が巡回して在籍校で指導を行う方針を決定し、日野市教育委員会でも、小学校に順次「特別支援教室（呼称：ステップ教室）」を導入しています。

東京都教育委員会では、中学校においても、小学校に引き続き、適切な指導と必要な支援を行う体制整備が求められることから、中学校における「特別支援教室」の導入についてモデル事業を実施し、その研究と検証を行うことになりました。日野市教育委員会では、東京都教育委員会からの委託を受け、平成 28 年度と平成 29 年度に特別支援教室モデル事業を実施します。



【特別支援教室導入により期待される効果】

- ・通級指導学級による指導を在籍の学校で実施することで、より多くの児童・生徒が支援を受けられるようになり、学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- ・在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。
- ・教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

平成 28 年度特別支援教室モデル校

（拠点校）日野第三中学校
（巡回校）日野第一中学校
三沢中学校・平山中学校
※ 2 学期以降巡回指導開始予定

平成 29 年度特別支援教室モデル予定校

平成 28 年度モデル校に加え、他の中学校に拡大予定
日野第二中学校・七生中学校
日野第四中学校・大坂上中学校

平成 28 年 6 月
日野市教育委員会

（市教育広報）



ひのきよい

日野市教育広報
第110号

発行 日野市教育委員会（編集 教育部学校課）

平成28年7月15日発行

〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 TEL.042-595-1111（代）

教育目標

ひのきよい世界へ
のびようともに
くろう夢を
こえよう自分を

紙面から

オリンピック・パラリンピック教育推進校の取り組み、
特別支援教室について、コラム …………… 1
小学校の窓 …………… 2・3
夏休みは市立図書館へ、アートフェスティバル 他・ 4

小学校におけるステップ教室の開設予定 （特別支援教室）

指導開始年度	拠点校	巡回校
平成28年度	日野第一小学校	満徳小学校、七生緑小学校
平成29年度	日野第一小学校	日野第四小学校、仲田小学校
	日野第五小学校	日野第六小学校
平成30年度	滝合小学校	平山小学校、旭が丘小学校
	南平小学校	豊田小学校、夢が丘小学校
	東光寺小学校	日野第三小学校、日野第七小学校

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒の一部は、市内の学校に設置された「情緒障害等通級指導学級」に通い、特性に応じた特別な指導を受けています。

都内の公立小学校では、児童が「情緒障害等通級指導学級」に通う体制から、各小学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して児童の在籍小学校で指導を行う体制に移行します。

日野市教育委員会では、特別支援教室を「ステップ教室」として、平成28年度から平成30年度までに、順次開設していきます。

また、中学校においても、東京都からの委託を受け、特別支援教室モデル事業を実施します。

なお、ステップ教室（特別支援教室）で指導を受けるには、手続きが必要です。詳しくは、在籍学校及び教育支援課までご相談ください。

☎ 教育支援課（エール）（発達・教育支援センター）内 589・8877

中学校におけるステップ教室のモデル事業 （特別支援教室）

モデル開始時期	拠点校	巡回校
平成28年度 2学期以降	日野第三中学校	日野第一中学校、 三沢中学校、 平山中学校
平成29年度中	日野第二中学校、七生中学校	日野第四中学校、大板上中学校



【特別支援教室導入により期待される効果】

- 通級指導学級による指導を在籍の学校で実施することで、より多くの児童・生徒が支援を受けられるようになり、学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られる。
- 在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。
- 教職員や保護者が指導の内容を知る機会が増え、理解が図られる。

ステップ教室（特別支援教室）
の開設について

【狛江市】
（リーフレット）

全ての学校の全ての学級で、全ての教員による、全ての子どもたちのための特別支援教育

狛江市立中学校で 情緒障害等通級指導学級「くすのき学級」担任による

巡回指導（特別支援教室）が始まります!!

平成28年度から狛江市立中学校では、狛江第二中学校くすのき学級（通級指導学級）担任による特別支援教室への巡回指導を開始します。

巡回指導（特別支援教室）とは？

拠点校である狛江第二中学校のくすのき学級担任が、通級指導を希望する生徒が在籍する中学校へ巡回して指導します。このことにより、生徒は在籍する学校の特別支援教室で指導を受けることができます。

「生徒が動く」から「先生が動く」へ

拠点校
狛江第二中学校（くすのき学級）

巡回校
狛江第一中学校
狛江第三中学校
狛江第四中学校

特別支援教室では、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導（自立活動）が中心となります。



学校名 太字は拠点校	住所	電話番号
狛江第一中学校	和泉本町2-15-1	3480-0121
狛江第二中学校（くすのき学級）	猪方2-7-1	3480-8891
狛江第三中学校	元和泉1-23-1	3489-5416
狛江第四中学校	東野川4-1-1	3480-9691



(市教育広報)

狛江の教育

発行 狛江市教育委員会事務局

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

〒201-8585 ☎03-3430-1111

ホームページアドレス <http://www.city.komae.tokyo.jp>

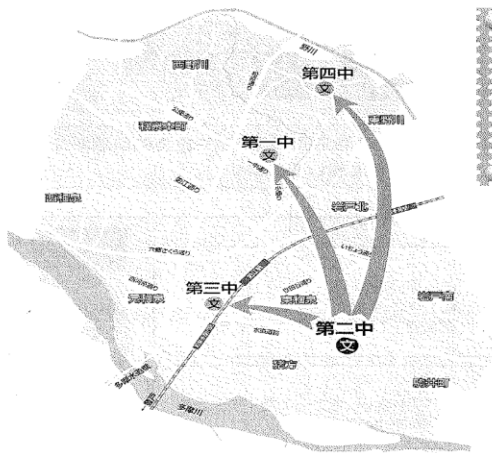
平成28年3月20日発行 第117号



狛江市立中学校で 情緒障害等通級指導学級「くすのき学級」担任による

巡回指導(特別支援教室)が始まります!!

平成28年度から狛江市立中学校では、狛江第二中学校くすのき学級(通級指導学級)担任による特別支援教室への巡回指導を開始します。



巡回指導(特別支援教室)とは？

拠点校である狛江第二中学校のくすのき学級担任が、通級指導を希望する生徒が在籍する中学校の特別支援教室へ巡回して指導します。このことにより、生徒は在籍する学校で通級指導を受けることができます。

「生徒が動く」から 「先生が動く」へ

特別支援教室では、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導(自立活動)が中心となります。

学校名 ※下線は拠点校	電話番号
狛江第一中学校	3480-0121
<u>狛江第二中学校(くすのき学級)</u>	3480-8891
狛江第三中学校	3489-5416
狛江第四中学校	3480-9691



えだめわこ

特別支援教室の指導

○特別支援教室の目的

生徒の生活面や学習面での困難を克服・改善することが目的です。個別指導計画※に基づき、生徒一人ひとりのニーズに応じた指導を行います。在籍学級やくすのき学級担任及び家庭との連携を重視して指導の充実をめざしていきます。

※個別指導計画…生徒の実態把握を基に一人ひとりの指導方法・場面、手だて等を明記したもの

○指導の内容

特別支援教室では、基本的な生活習慣を確立することや正しい言葉のやりとりを身に付けること、自分の意思を適切に伝えることなどの指導(自立活動)を個別指導や小集団指導により行います。



個別指導の様子



小集団指導の様子

特別支援教室 Q & A

Q1 特別支援教室になると、どのようなことが変わるのですか。
A1 「在籍学級での授業進度への不安が減る」ことです。通級指導学級への移動時間がなくなったことにより、在籍学級において学習する機会が増えることになります。指導内容については、従来の通級指導学級と同様の指導を実施します。

Q2 特別支援教室はどのような子どもが利用できるのですか。
A2 特別支援教室は、これまで市内に1校しか設置されていなかった通級指導学級で行われていた指導を、在籍している全ての学校で受けられるようにするものです。したがって、通級指導学級への就学が適当であると就学支援委員会が判定したお子さんが利用対象となります。

Q3 特別支援教室の利用について、誰に相談すればいいのですか。
A3 まずは、各学校の特別支援教育コーディネーターにご相談ください。その他、特別支援教室についてお聞きになりたい場合は、狛江市教育委員会(左記参照)までご相談ください。

【問い合わせ先】

「入退級等の就学について」 学校教育課学務保健係
「指導内容等について」 指導室

狛江の教育は市ホームページの教育委員会、広報「狛江の教育」からもご覧になれます。

270
※この冊子は、印刷・複製を禁じます。

9 モデル事業実施区市における巡回指導教員の服務等について（目黒区の例）

○ 身分等の取扱いについて

- （1）巡回指導教員は、拠点校を本務校とし、巡回指導を行う生徒の在籍校（以下「巡回校」という。）を兼務校とする兼務発令を受ける。
- （2）巡回校において、巡回指導教員に対する命令は、巡回校校長が発する。

○ 勤務等について

- （1）連絡・調整を図るために、拠点校の全教員が原則として週1日以上は拠点校に勤務する曜日を設ける。
- （2）巡回校で指導を行う日は、原則として朝から巡回校に出勤し退勤する。ただし、部活動の顧問を任ぜられているなどの理由がある場合はこの限りではない。その場合、拠点校に出勤した後、巡回校に移動する場合は、自宅から拠点校は通勤、拠点校から巡回校への移動は出張扱いとなる。

◎出勤簿は、拠点校が用意し、巡回校は出勤補助簿（用紙は同じ）を用意する。

巡回校校長は、毎月末に写しを拠点校に送付するとともに、年度末に出勤補助簿原本を拠点校校長に送付する。拠点校は、送付された出勤補助簿の内容を確認し、出勤簿と併せて保管する。

◎自宅と拠点校の間、自宅と巡回校の間は、通勤となる。なお、巡回校の出勤回数は、通勤手当の算出のため、年度当初にあらかじめ定める必要がある。年度途中で担当校が変わった場合は、改めて通勤届を提出する必要がある。

- （3）出張・旅行命令及び旅費の請求は、拠点校校長が行う。
- （4）巡回指導教員が巡回校勤務日に休暇を取得する場合は、拠点校及び巡回校に本人から連絡する。休暇の承認は拠点校校長（事務処理上の命令権者は副校長）が行う。
- （5）週ごとの指導計画は、拠点校管理職が管理を行うが、巡回校管理職においても確認する。

○ 校務分掌について

- （1）巡回指導教員の校務分掌は拠点校で割り振る。
- （2）巡回校での巡回指導教員の校務分掌は、特別支援教育コーディネーター（副担当）のみとする。
*各中学校は、2名以上の特別支援教育コーディネーターを指名することになる。
- （3）巡回校において、巡回指導教員への補教割当は行わない。
- （4）巡回指導教員は、原則として拠点校の職員会議に出席し、巡回校の職員会議には出席しないが、巡回校生徒のケース会議や支援会議については、特別支援教育コーディネーターとして出席する。

○ 学校行事等への関わりについて

- （1）始業式、終業式、入学式、卒業式、離任式、運動会、学芸会等の行事は、原則として拠点校の行事に参加することとし、巡回校の行事参加については、巡回校の指導日に当たっていて、必要がある場合のみとする。
なお、拠点校や巡回校の振替休日は、特別支援教室の指導は休みとなる。
- （2）巡回校では、特別支援教室の指導予定時間には、行事の練習を計画しないよう配慮する。やむを得ず行事と指導時間が重なる場合は、事前に巡回指導教員に知らせることとする。特別支援教室の指導時間に、急遽行事の練習が重なった場合には、生徒は行事の練習に入り、巡回指導教員は特別支援教室の利用生徒を支援する。

○ その他

- （１）巡回校では、ロッカーや靴箱を担当教員分、巡回指導教員用の机・椅子を１台以上、職員室に設置する。また、ホワイトボードや出退勤ネームプレート等巡回指導教員の動静を確認できるシステムを準備する。
- （２）巡回校においても必要な作業ができるように、巡回指導教員のための校務LAN用PCを配置する。該当のPC本体には、「巡回指導教員用」と明記する。
- （３）巡回校の給食費の支払方法は、月ごとの口座振替か都度現金払いか、巡回校と協議の上決める。
- （４）巡回指導教員には、１人につき１台PHSを配布する。緊急時の連絡のほか、常に携帯し、拠点校・巡回校からの連絡に使用する。

◇各種通知等

- 1 「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（17 文科初第 1178 号）



17 文科初第 1178 号

平成 18 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

（印影印刷）

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができること等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1177 号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

記

学校教育法施行規則第 73 条の 21 の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号初等中等局長通知）（以下「291 号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291 号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の（1）の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の（2）のとおりであること。

なお、291 号通知の記の第 1 の 2 の b の（1）の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の（1）の「ア自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

（1）障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（２）留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

- ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は２９１号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

（３）その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

2 発達障害の種類と概要（教育支援資料 平成 25 年 10 月 文部科学省）

発達障害の種類と概要

発達障害は、障害の種類により以下のような特徴がある。

なお、同じ障害の種類が、全て同様の特徴を示すとは限らない。

ア 自閉症の概要

自閉症とは、① 他人との社会的関係の形成の困難さ、② 言葉の発達の遅れ、③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3 歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

なお、高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。同様に、アスペルガー症候群（アスペルガー障害）は、自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはなく、上記 3 つの自閉症の特性のうち、コミュニケーションの障害が比較的目立たない。アスペルガー症候群のコミュニケーションの特徴として、一方的に自分の話題中心に話し、直せつ的な表現が多く、相手の話を聞かなかつたり、また相手が誰であっても対等に話をしたりすることがある。

アメリカ合衆国精神医学会の診断基準（DSM-V）では、高機能自閉症やアスペルガー症候群について、広汎性発達障害に一要素として捉え、以下のように示している。

【参考】

DSM-V では、広汎性発達障害（pervasive developmental disorders、PDD）の用語が自閉症スペクトラム障害（autism spectrum disorder、ASD）という用語に変更された。自閉症スペクトラムとは、自閉的な特徴がある人は、知能障害などその他の問題の有無・程度にかかわらず、その状況に応じて支援を必要とし、その点では自閉症やアスペルガー症候群などと区分しなくてよいという意味と、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害の下位分類の状態はそれぞれ独立したものではなく状態像として連続している一つのものと考えることができるという二つの意味合いが含まれた概念である。したがって、自閉症スペクトラム障害には下位分類がなく、自閉的な特徴のある子供は全て自閉症スペクトラム障害の診断名となる。

なお、autism spectrum disorder の訳としては、自閉症スペクトラム障害の他に自閉症スペクトラム、自閉症スペクトラム症、自閉性スペクトラムなど様々な用語が検討されており、現時点では未定である。

教育支援資料（平成 25 年 10 月、文部科学省）より

イ 学習障害の概要

学習障害（LD : Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系

に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

ウ 注意欠陥多動性障害の概要

注意欠陥多動性障害(A D H D : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。

通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子供においても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

情緒障害の概要

情緒障害とは、発達障害ではないが、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態をいう。

このうち特別支援教室の対象となるのは、選択性かん黙等の状態が比較的軽く、通常の学級の授業におおむね参加できるものの、社会的適応のための特別の指導を一部必要としている生徒である。

3 「発達障害」の用語の使用について（平成 19 年 3 月 15 日文部科学省）

「発達障害」の用語の使用について

平成 19 年 3 月 15 日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

今般、当課においては、これまでの「LD、ADHD、高機能自閉症等」との表記について、国民のわかりやすさや、他省庁との連携のしやすさ等の理由から、下記のとおり整理した上で、発達障害者支援法の定義による「発達障害」との表記に換えることとしましたのでお知らせします。

記

1. 今後、当課の文書で使用する用語については、原則として「発達障害」と表記する。
また、その用語の示す障害の範囲は、発達障害者支援法の定義による。
 2. 上記 1 の「発達障害」の範囲は、以前から「LD、ADHD、高機能自閉症等」と表現していた障害の範囲と比較すると、高機能のみならず自閉症全般を含むなどより広いものとなるが、高機能以外の自閉症者については、以前から、また今後とも特別支援教育の対象であることに変化はない。
 3. 上記により「発達障害」のある幼児児童生徒は、通常の学級以外にも在籍することとなるが、当該幼児児童生徒が、どの学校種、学級に就学すべきかについては、法令に基づき適切に判断されるべきものである。
 4. 「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。
 5. 学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。また、調査の対象など正確さが求められる場合には、必要に応じて障害種を列記することなどを妨げるものではない。
- ※詳細については、別紙 1～5 をご参照ください。

発達障害の法令上の定義

○発達障害者支援法（平成16年12月10日 法律第167号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

○発達障害者支援法施行令（平成17年4月1日 政令第150号）（抄）

内閣は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項、第14条第1項及び第25条の規定に基づき、この政令を制定する。

（発達障害の定義）

第1条 発達障害者支援法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

○発達障害者支援法施行規則（平成17年4月1日 厚生労働省第81号）（抄）

発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第1条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

平成17年4月1日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

<別紙2>

発達障害者支援法で定義された「発達障害」の範囲図

<発達障害者支援法>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害
学習障害
注意欠陥多動性障害
その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するものとして政令で定めるもの

<発達障害者支援法施行令(政令)>

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現するもののうち、 言語の障害 協調運動の障害 その他厚生労働省令で定める障害
--

<発達障害者支援法施行規則(厚生労働省令)>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、 注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く、
--

心理的発達の障害（ICD-10のF80-F89 ※）

行動及び情緒の障害（ICD-10のF90-F98 ※）

※＜文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知＞

「法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であること。なおてんかんなどの中枢神経系の疾患脳外傷や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴う場合においても、法の対象とするものである。

（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号 厚生労働省発障第 0401008 号 文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知）（抄）

発達障害者支援法の施行について

発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号（以下「法」という））」、は平成 16 年 12 月 10 日に公布された。また、本日、法に基づき「発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）」（以下「令」という）が、令に基づき「発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）」（以下「規則」という）が公布され、いずれも本日から施行されるところである。

法の趣旨及び概要は下記のとおりですので、管下区市町村・教育委員会・関係団体等にその周知徹底を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行い、本法の運用に遺憾のないようにご配意願いたい。

なお、法の施行に基づいて新たに発出される関係通知については、別途通知することとする。

記

第 1 法の趣旨

発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とするものであること（法第 1 条関係）

第 2 法の概要

(1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第 2 条第 1 項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、令第 1 条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第 1 条の規則で定める障害は「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害、（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害言語の障害及び協調運動の障害を除く）」とされていること

これらの規定により想定される、法や対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F 80－F 89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F 90－F 98）」に含まれる障害であること。なおてんかんなどの中枢神経系の疾患脳外傷や脳血管障害の後遺症が上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（第 2 条関係）

（以下略）

<別紙 4>

（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初大 211 号 文部科学省初等中等教育局長、同高等教育局長及び同スポーツ・青少年局長通知）（抄）

発達障害のある児童生徒等への支援について

「発達障害者支援法」（平成 16 年法律第 167 号）、「発達障害者支援法施行令」（平成 17 年政令第 150 号）及び「発達障害者支援法施行規則」（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）の趣旨及び概要については、「発達障害者支援法の施行について」（平成 17 年 4 月 1 日付け文科初第 16 号・厚生労働省発障第 0401008 号）をもってお知らせしました。

本法の施行に伴い、教育の部分について、留意すべき事項については下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の区市町村教育委員会、所管の学校への周知に努めていただきますようお願いいたします。

記

第 1 発達障害について

1 対象となる障害

本法における発達障害とは、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-89）」及び「小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-98）」に含まれる障害であるが、これらは、基本的に、従来から、盲・聾・養護学校、特殊学級若しくは通級による指導の対象となっているもの、又は小学校及び中学校（以下「小学校等」という。）の通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症及びアスペルガー症候群（以下「LD 等」という。）の児童生徒に対する支援体制整備の対象とされているものであること。

（以下略）

ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）（抄）

F80-F89 心理的発達の障害

- ・ F80 会話及び言語の特異的発達障害
 - ・ F80. 0 特異的会話構音障害
 - ・ F80. 1 表出性言語障害
 - ・ F80. 2 受容性言語障害
 - ・ F80. 3 てんかんを伴う後天性失語（症） [ランドウ・クレフナー症候群]
 - ・ F80. 8 その他の会話及び言語の発達障害
 - ・ F80. 9 会話及び言語の発達障害，詳細不明

- ・ F81 学習能力の特異的発達障害
 - ・ F81. 0 特異的読字障害
 - ・ F81. 1 特異的書字障害
 - ・ F81. 2 算数能力の特異的障害
 - ・ F81. 3 学習能力の混合性障害
 - ・ F81. 8 その他の学習能力発達障害
 - ・ F81. 9 学習能力発達障害，詳細不明

- ・ F82 運動機能の特異的発達障害
- ・ F83 混合性特異的発達障害
- ・ F84 広汎性発達障害
 - ・ F84. 0 自閉症
 - ・ F84. 1 非定型自閉症
 - ・ F84. 2 レット症候群
 - ・ F84. 3 その他の小児<児童>期崩壊性障害
 - ・ F84. 4 知的障害〈精神遅滞〉と常同運動に関連した過動性障害
 - ・ F84. 5 アスペルガー症候群
 - ・ F84. 8 その他の広汎性発達障害
 - ・ F84. 9 広汎性発達障害，詳細不明

- ・ F88 その他の心理的発達障害
- ・ F89 詳細不明の心理的発達障害

F90-F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

- ・ F90 多動性障害
 - ・ F90. 0 活動性及び注意の障害
 - ・ F90. 1 多動性行為障害
 - ・ F90. 8 その他の多動性障害
 - ・ F90. 9 多動性障害，詳細不明
- ・ F91 行為障害
 - ・ F91. 0 家庭限局性行為障害
 - ・ F91. 1 非社会化型<グループ化されない>行為障害
 - ・ F91. 2 社会化型<グループ化された>行為障害
 - ・ F91. 3 反抗挑戦性障害
 - ・ F91. 8 その他の行為障害
 - ・ F91. 9 行為障害，詳細不明
- ・ F92 行為及び情緒の混合性障害
 - ・ F92. 0 抑うつ性行為障害
 - ・ F92. 8 その他の行為及び情緒の混合性障害
 - ・ F92. 9 行為及び情緒の混合性障害，詳細不明
- ・ F93 小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害
 - ・ F93. 0 小児<児童>期の分離不安障害
 - ・ F93. 1 小児<児童>期の恐怖症性不安障害
 - ・ F93. 2 小児<児童>期の社交不安障害
 - ・ F93. 3 同胞抗争障害
 - ・ F93. 8 その他の小児<児童>期の情緒障害
 - ・ F93. 9 小児<児童>期の情緒障害，詳細不明
- ・ F94 小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
 - ・ F94. 0 選択（性）かん<緘>黙
 - ・ F94. 1 小児<児童>期の反応性愛着障害
 - ・ F94. 2 小児<児童>期の脱抑制性愛着障害
 - ・ F94. 8 その他の小児<児童>期の社会的機能の障害
 - ・ F94. 9 小児<児童>期の社会的機能の障害，詳細不明
- ・ F95 チック障害
 - ・ F95. 0 一過性チック障害
 - ・ F95. 1 慢性運動性又は音声性チック障害

- ・ F95. 2 音声性及び多発運動性の両者を含むチック障害〔ドゥラトゥーレット症候群〕
- ・ F95. 8 その他のチック障害
- ・ F95. 9 チック障害，詳細不明
- ・ F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害
 - ・ F98. 0 非器質性遺尿（症）
 - ・ F98. 1 非器質性遺糞（症）
 - ・ F98. 2 乳幼児期及び小児<児童>期の哺育障害
 - ・ F98. 3 乳幼児期及び小児<児童>期の異食（症）
 - ・ F98. 4 常同性運動障害
 - ・ F98. 5 吃音症
 - ・ F98. 6 早口<乱雑>言語症
 - ・ F98. 8 小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の明示された行動及び情緒の障害
 - ・ F98. 9 小児<児童>期及び青年期に通常発症する詳細不明の行動及び情緒の障害

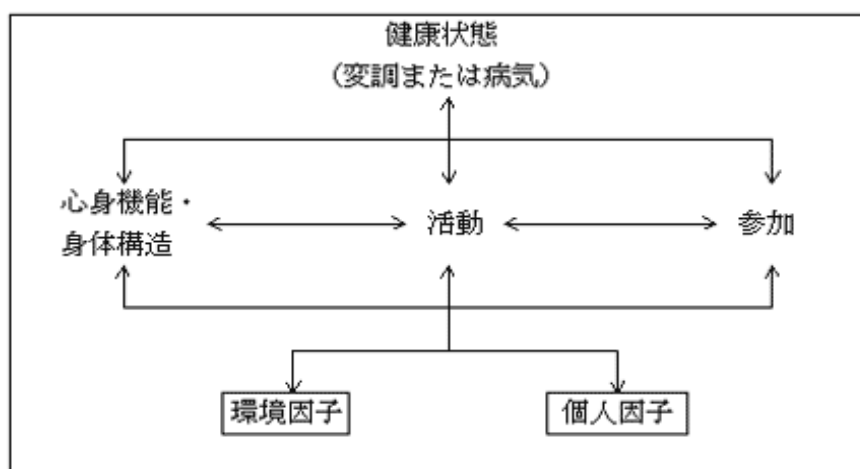
4 ICF について（平成 18 年 5 月 29 日 独立行政法人国立特殊教育総合研究所）

ICF について

平成 18 年 5 月 29 日

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

正式名称は International Classification of Functioning, disability and Health。日本語では「国際生活機能分類」と訳されている。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子には合計 1,424 の分類項目が示され、一方、健康状態、個人因子には提示された項目はない。下記に ICF の概念図と各用語の定義を記した。



<図 ICF の構成要素間の相互作用>

<各要素の定義>

心身機能：身体系の生理的機能（心理的機能を含む）

身体構造：器官、肢体とその構成部分などの、身体の解剖学的部分

活動：課題や行為の個人による遂行

参加：生活・人生場面への関わり

環境因子：人々が生活し、人生を送っている物的・社会的・態度的環境

個人因子：個人の人生や生活の特別な背景

- ICF は、2001 年に WHO で採択され、2002 年に日本語公定訳が発行された。前身は、1976 年「国際障害分類試案」、1980 年「国際障害分類（略称 ICIDH）」である。
- ICF は WHO の国際分類ファミリー（Family of International Classifications、FIC）の一部として位置付く。WHO-FIC には、ICF の他、「国際疾病分類（略称 ICD-10）」、「医療行為の分類（略称 ICHI）」等が含まれる。ICF の担当部局は、WHO も日本の厚生労働省（大臣官房 統計情報部 人口動態・保険統計課 疾病傷害死因分類調査室）も、ICF だけでなく、FIC の全体を所管している。
- 「障害者基本計画（平成 14 年 12 月）」の中に、「3 障害の特性を踏まえた施策の展開」として、「WHO（世界保健機関）で採択された ICF（国際生活機能分類）については、障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」との記載がある。

5 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月） 抜粋

第 7 章 自立活動

第 1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第 2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
- (4) 集団への参加の基礎に関すること。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

6 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（平成 28 年 9 月 14 日付 28 文科初第 770 号）抜粋

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） 一部抜粋

．．．．．（略）．．．．．

文部科学省におきましては、こうした状況を踏まえ、平成 27 年 1 月に「不登校に関する調査研究協力者会議」を発足させ、①不登校児童生徒の実情の把握・分析、②学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、③学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、④その他不登校に関連する施策の現状と課題について総合的・専門的な観点から検討を願い、本年 7 月に「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を取りまとめていただいたところです。

報告においては、不登校児童生徒を支援する上での基本的な姿勢として、

- ① 不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的支援のために望ましいことではないことから、支援を行う重要性について十分に認識する必要がある。
- ② 不登校については、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点のみで捉えて対応することが困難な場合があるが、一方で、児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等を図ることが必要である。
- ③ 不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることを期待される。

という観点が示されたところです。

本通知は、今回取りまとめられた最終報告に基づき、不登校児童生徒への支援についてまとめたものです。 （以下略）

7 教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書（平成29年2月） （P45～P46抜粋）

第2 不登校施策全般に関する提言

本検討委員会では、不登校児童・生徒の再チャレンジへの支援を図るため、主に教育支援センターや不登校特例校の充実方策を検討してきたが、議論の過程の中で、そもそも不登校の状態にならないようにすることが重要であるとの意見が多く出され、その対策の必要性が示された。そこで、新たな不登校を生まないための方策について言及する。

1 新たな不登校を生まない取組

現在、学校では、不登校のきっかけや要因の把握、その対処が困難であったり、不登校が、どの子供にも起こり得るという認識が不足していたりすることが考えられる。

また、教員の理解が不足することにより、児童・生徒のサインに教員が気付かない場合や、個々の教員は懸命に対応するものの、組織的な対応が十分に機能せず、不登校を生じさせてしまう場合なども考えられる。

これまで不登校への対応については、各区市町村教育委員会や学校で積み重ねてきた取組を基本として対策が行われてきたが、これからは専門家による適切なアセスメントや、経験に裏付けられた支援も必要と考えられる。

こうしたことから、今後は、適切なアセスメント手法や、教員が児童・生徒の心の状態を十分に理解するために必要となる効果的な働き掛けの方法などを示す、「新たに不登校を生まない」ための手引の作成などの取組が望まれる。

また、手引を作成することにより、学校が保護者会や学校だよりなどで情報を発信し、保護者との共通理解の促進を図ることも期待できる。

なお、手引の効用を最大限発揮させるためには、これを活用する教員が、教育機会確保法の目的や基本理念をはじめ、不登校対策の意義や背景等を十分に理解し、早期発見・早期対応の取組の推進に向け、識見を深めておくことが必要である。

このため、都や区市町村においては、教員向けの研修を計画的に充実させていく取組を検討することが求められる。

2 発達障害のある不登校児童・生徒への対応

都内公立学校の通常の学級に在籍する、発達障害があると考えられる児童・生徒の割合は、小学校で6.1%、中学校で5.0%という調査結果があり、ほとんどの学級に発達障害のある児童・生徒が在籍していると考えられる（平成26・27年東京都教育庁調査）。

発達障害のある児童・生徒は、その障害特性から、対人関係やコミュニケーションに課題がある

ことが多く、それが要因となって不登校の状態になっている場合も想定される。

近年、教育支援センターに通っている児童・生徒の中には、発達障害のある児童・生徒も増えてきたという声も聞かれる。

こうしたことから、通常の学級における日常の指導においても、発達障害のある児童・生徒にとって分かりやすい授業を実施するとともに、落ち着いて生活できる教室環境の整備や、周囲の児童・生徒の理解を深めるなどの教室づくりを行うことが大切である。そのため、あらかじめ当日の授業の流れ・段取りを伝えること、板書やプリントで大事な部分を色分けするなどのユニバーサルデザインの考え方に基づく指導・学級づくりや、都内の公立小・中学校の情緒障害等通級指導学級などで行われている、ソーシャルスキルの学習のノウハウを活用した支援が効果的である。

都教育委員会では、平成28年2月に策定した「東京都発達障害教育推進計画」に基づき、発達障害のある児童・生徒への指導を計画的かつ効果的に実施するため、学力や社会性の向上を図る様々な取組を予定している。「新たに不登校を生まない」という視点から、こうした取組を進めていくことも重要である。